

岡埜谷家古文書目録

その6 (近世F 1 (お茶の販売) ~ G 4)

平成30年1月 整理

島田市博物館

(島田市史編さん委員会)

綴込み資料

岡埜谷家古文書目録 その6 (近世)

- 1 岡埜谷家文書から見た笹間村 (その6) —近世を中心として— (前1)
- 2 年 表 (前3)
- 3 近世文書分類表 (文書目録の目次に替えて) (前4)
- 4 岡埜谷家古文書目録の利用に当たって (前5)
- 5 古文書目録 (分類「F-1」～「G-4」) (No.190)

岡埜谷家文書から見た笹間村（その6）

—近世を中心として—

1. はじめに

本誌「その6」の古文書目録には分類F1・2とG1・2・3・4の文書が収録されています。この内、内容につきF1までは「その5」で紹介済みなので、ここではF-2とGの分野を扱います。

分類Gは目録「その7」の中にも若干ありますが、その内容紹介は本誌「その6」で一括して扱うことにしました。

「F-2」の内容は金融面を指しており、それには「借金・質地・田地証文」と「無尽（頼母子講）」がありますが、当家文書ではその殆どが借金・質地・田地証文です。

そこで本誌では主としてこの借金・質地・田地証文（以下借用証文と一括する）のあり方について江戸時代の模様を紹介します。

2. (1)「借用申金子手形之事」と(2)「永代売渡申田地手形之事」

(1) 借用申金子手形之事

本目録に於いて年代の明記されている借用証文は、寛文7（1667）年から明治元（1868）年の200有余年にわたる文書で、ざっと262点を数えます。見出し(1)と(2)は本目録中に出てくる標題から採ったものですが、表現は異なっても文書内容からいって、ほぼこの2つの標題に代表されるといってよいでしょう。

この2つの内容を検討するとき、幕府が公布した元禄8（1695）年6月の「覚」（一般的に「質地取扱に関する十二ヶ条の覚」と称されている）を避けて通る訳にはいきませんが、その内容は後で紹介するとして、まずはこの元禄8年の「覚」発布（以後「12ヶ条の覚」とする）以前の時代のことを考えることにします。

岡埜谷家文書群の中に含まれる元禄8年以前のもは、寛文7年・延宝3年・延宝9年の3点のみですが、その内寛文7年のものは無尽講に関するもので、これを除外するとわずかに2点、延宝3年（通し番号2804）・同9年（通し番号2805）の文書となります。両者とも質物を担保に金子を借用していることが分かります。延宝9年の文書は7月に借用し、その年の暮に返却することになっています。延宝3年の文書の内容は摘要欄には書かれていないけれども、12月20日に借りているので、返却期限は多分翌年の暮となっている筈です。その約束の期限に返済できなくて担保物件が質流れとなり、その後次々と他人の手から手へと渡っていった様子が見てとれます。

以上、2例しか見ることができませんが、元禄8年以前の借金・質地証文は、借用期間は1年未満、質物は田畑というのが一般的でした。これが「借用申金子手形之事」の見出しで

代表されるものです。

もともと幕府は、中小自作農（本百姓）経営の崩壊を防ぐために寛永20（1643）年3月田畑永代売買禁止令（寛永18・19年発生の大飢饉が契機）を発布していました。しかしこの禁止令では、田畑永代売買を禁止にしたけれども、その質入れについては認めていたのです。百姓は、年貢納入のために背に腹はかえられず金子を借用、しかし期限が来ても返済出来ず、結局田畑は質流れとなって失ってしまうのです。このような現象が至るところで目立つようになっていました。

江戸幕府はこれを見逃すことができません。そこでその打開のために元禄8年6月、御触れ「12ヶ条の覚」を発布することになったのです。

(2) 永代売渡申田地手形之事

最初に幕府が公布した「12ヶ条の覚」の骨子を示しておきましょう。

第一条 田畑・屋敷を、年季を決めて質入れし、年季明けに田畑を請け返す、と取り交わし証文で決めていながら、質入者がその約束を果たさない場合、以後質に取った者が自分で耕作してもよし、また他人にその田畑を質入れしてもよし、つまり自分の土地とすることができる。

第六条 田畑屋敷を、年季を指定せずに無期限で質入れし、その借金はある時払いに請け返す、などと証文で取り交わした場合、以後何年経過しようとも、金子借主は請け返しを申し出ることができる。但し、長年月を経て世代も替わり、もとの田畑がはっきりしなくなっている場合は、その都度公儀へ申し出て裁決を仰ぐものとする。

第十一条 田畑屋敷を質入して金子借用するも、その証文に年季明・請け返しの文言が何ら記載されていない、そんな場合でも質入主が新に請け返しを願い出で次第請け返させることとする。また長い年月を経て請け返しの田畑に問題が生じた場合も、その都度公儀の判断を仰ぐものとする。

第十二条 質入主が田畑譲り渡し証文に、礼金・税金として金子を受取り、譲り渡しの子々孫々まで異存なし、などと記載されている場合、永代売買同様となるので、公儀が田畑を一掃取り上げた後、双方永代売の作法通り申し付ける。

（文章意訳）

以上、十二ヶ条の内、第一・六・十一、十二条の4ヶ条のみ紹介しましたが、その外の条項はこの4ヶ条の施行細則のような意味合いをもつ条文です。そこで全般にわたっていえることは、寛永20年の田畑永代売買禁止令はそのまま維持しつつも、その厳罰主義に柔軟性を持たせた、ということが出来ます。市販される日本史簡易年表ではこの「12ヶ条の覚」を田畑永代売買禁止令の緩和とうたっているものもあります。しかし公儀はこの「田畑永代売

買禁止令」を明治5（1872）年2月まで決して取り下げることはありませんでした。

「12ヶ条の覚」の発布によって、以前のような金子借用期間を1年未満とする者は、発布後ほとんどなくなったといつてよいでしょう。しかし年貢納入に困ってやむなく借用しようとする小農民ゆえに、1年未満の短期借用は返済の見込みは立たなかったのです。結局は「12ヶ条の覚」のとおり5年季とか10年季とかの田畑年季売りをすることになりました（「12ヶ条の覚」の規定では、年季売り10年季までは是とされ、それを越える年季間は禁止）。

笹間村下組の場合 田地は少ないので、畑地（茶畑）の年季売りや、また持ち山や森林の年季売りが目立ちます。また山林や山地は「田畑」ではないけれども、これに準ずるとする解釈で年季売りをしたものとされます。

しかしながら結局は、5年や10年の年季が来ても借金を返せず、約束どおり畑地や山地を手放すことになりました。それに時代が下るにつれて、この「12ヶ条の定」を無視し、即時永代売買のヤミ取引をする者もあったのです。

「永代売渡申田地手形之事」という証文の見出しは、長い契約年季が来ても借金返済のできない場合と、田畑永代売買禁止令に背いてヤミ取引を行った場合の二様の事例を含んでいます。こうした事例は当地方に止まらず全国的にみられる現象でした。

かくして土地持ちの富裕者と土地を手放した貧困者の二極分解が進み、そのことが明治期以後 地主制社会を生み出す素地ともなったのです。

3、東海道宿場町との関わり（分類：G—1・2・3・4に関して）

大井川筋左岸の、笹間村をはじめ笹間渡・身成・伊久美の村々は江戸時代を通じて幕府領でした（一時、藤枝藩の預地となった村もある）。これらの村々は、望む望まざるに関わらず近隣の東海道宿場と関わりをもっていました。ここではこの点について紹介します。

(1) 島田宿との関わり

笹間村は幕府領で、島田役所の管轄下にありました。したがって島田宿とは政治的に密接な関わりをもっていました。ここでは2つの事例を紹介しましょう。

その一：島田駅の経営費負担に関連して

宿駅経営費のことは各宿とも悩みの種となっていました。幕府から宿駅助成金が運営費として渡されますが、それだけでは足りず、宿ではこの助成金の一部を宿外の村々に貸付けて、その利子を運営費に充てるというやり方をとっていたのです。勿論幕府公認の上です。通し番号3225以後「嶋田宿御救金の内から借用……」、「嶋田宿御伝馬役之者御救貸付金の内から押借……」などの押借資金のことが頻りにでてくるのがその例で、これらは村の名主が保証人になって、村の責任として否応なしに借用しなければならない場合が多かったのです。

その二：朝鮮通信使来聘に関連して

江戸時代、徳川将軍の代わりに朝鮮王朝から使節が派遣されていました。それは慶長12（1607）年から文化8（1811）年まで都合12回を数えます。当家文書に紹介されるのはその11回目 明和元（1764）年、將軍家治の代のものです。この時の来朝者は477人に及び、それに案内・護衛のための日本人も加わり大変な人数になります。これらの多人数の者が東海道を往きかえりするのです。この負担を幕府は周辺の村々に課したのです。通し番号3224の「朝鮮人來朝帰国諸入用明細帳」はその村負担を詳しく述べています。

(2) 助郷役のこと

各宿場には人馬が常置されていましたが、臨時にその人馬の補充が必要な場合、近隣の村々に役務を負担させました。この村を助郷村といい、その課役を助郷とか助郷役と呼びました。

笹間村は幕府領で もともと助郷村には指定されていなかったが、江戸時代後期には東海道往来が激しくなり臨時に課役されるようになりました。藤枝宿への余荷助郷や増助郷がそれです（余荷助郷・増助郷＝共に臨時の助郷役）。

人馬を提供するといつても、藤枝宿にはひと山もふた山も越えて赴かねばなりません。助郷役は一日勤めとしても馬を連れての往復にはその日の内に、という訳にはいきません。結局金子支払で代行することになるのですが、村にとってはこの臨時負担が大変だったのです。

(3) 大井川の桶越し

大井川の川越しは、島田宿と金谷宿に設けられた川会所で川札を購入し、川越人足の助けを借りて渡る、と定められ、これ以外の川越しは厳禁とされていました。ところが違反を承知の上で大井川の上流や下流で忍んで渡る者もありました。

その上流では「桶越し」と呼ばれ、地元の人案内で勿論賃金を払って渡る他国者もいたのです。通し番号3259はその例です。しかし一方地元の人にはこの桶越しを生活路の一環として認められていたのです。通し番号3265をそのことを示すものと言えるでしょう。

尤も川越し違反に一番厳しい目を向けていたのは島田・金谷宿の川越しに関わる者等で、川上や川下の住民にとってそれ程強い罪の意識はなかったようです。

以上、東海道宿場町の近隣の村々ということから、その特徴的ものを幾つか紹介しました。

これをもって、分類F・Gの解説を終わります。ここに掲げたそれぞれの現象から課題を見出し、地域の歴史を掘り下げて行くことに少しでも役立つならばと考えています。

A 支配

- 1 領知 ①領主関係 ②領地関係 ③家臣関係 ④役所関係 ⑤建白書 ⑥王政復古
- 2 法令 ①法度 ②条目 ③定書 ④高札 ⑤掟 ⑥触書 ⑦達 ⑧五人組前書
- 3 治安 ①犯罪 ②取締 ③刑罰 ④喧嘩 ⑤騷擾・一揆 ⑥各種詫状
⑦博奕 ⑧心中 ⑨防犯 ⑩検約 ⑪奢侈取締 ⑫風俗取締 ⑬鉄砲改

B 土地

- 1 検地 ①検地条目 ②検地 (a 検地帳 b 水帳 c 清野帳 d 地押改帳 e 高反別改帳
f 田畑高名寄帳 g 田畑買高帳 等)
③新田検地 (a 新田検地帳 b 切開帳 c 切添帳 d 起返帳 等)
- 2 免租地 ①朱印地 ②除地 ③引地
- 3 新田開発 ①山林原野 ②隠田畑 ③河原 ④鷹場
- 4 所有地 ①所有者 ②登記 ③境界紛争

C 貢租

- 1 年貢 ①物成 ②本途 ③取箇 ④成箇 ⑤地子 ⑥年貢割付状 ⑦免状
⑧年貢皆済目録 ⑨口米 ⑩込米 ⑪欠米 ⑫小物成 ⑬先納 ⑭廻米 ⑮未進
⑯延納
- 2 課役 ①国役 ②高掛物 ③村役 ④人足役 ⑤浮役 (a 運上 b 冥加)
- 3 地租 ①税金 ②改正関係

D 村制・戸口

- 1 村概況 ①村差出明細帳 ②村鑑 ③他村高帳等
- 2 村政 ①村役人 (a 勤役 b 給与 c 交替) ②規約 (a 村法・村定 b 誓詞)
③村方帳簿 (a 御用留 b 御用触書 c 覚書 d 願書 e 役向日記 f 諸書上帳 等)
- 3 村入用 ①村入用帳 ②村賄帳 ③巡見使請入用帳 ④郷借証文
- 4 戸口 ①戸口改 ②宗門改 (a 人別改帳 b 宗門改帳 c 五人組改帳 d 人数増減改帳)
③宗門一札 ④宗門送状 ⑤宗門諸状 ⑥欠落 ⑦戸籍

E 諸産業

- 1 農業 ①耕作 ②農作物 ③農具 ④肥料 ⑤技術 ⑥農産物 ⑦養蚕
⑧出作 ⑨入作 ⑩農業帳簿 (a 農業耕作万覚書 b 大福帳 c 田畑小作人元帳 等)
- 2 小作 ①小作人 ②小作慣行 ③小作料 ④小作紛争
- 3 入会 ①入会地 ②入会慣行 ③入会形態 ④入会紛争
- 4 林業 ①造林 ②伐木 ③造材 ④運材 ⑤材種 ⑥木炭・椎茸等 ⑦御林守
⑧その他特産物
- 5 水産業 ①漁業 ②漁船 ③入会 ④水産物 ⑤水産加工品 ⑥製塩
⑦漁携組織 (a 網元 b 網子)
- 6 畜産 ①牧畜 ②家畜 ③牛馬 ④牛馬役 (牛馬改帳) ⑤飼料
- 7 鉱業
- 8 工業 ①紙漉 ②織布・機械 ③製糖 ④大工 (a 家大工 b 船大工 c 繕工物 等)
⑤その他

F 商業

- 1 一般 ①市場 ②商店 ③商品 ④商人 ⑤問屋 ⑥卸 ⑦小売 ⑧仲買 ⑨行商
⑩組合 ⑪株仲間 ⑫商取引 ⑬売買 ⑭譲渡 ⑮手数料
⑯商業帳簿 (a 金銭出入帳 b 大福帳 c 仕入帳) ⑰広告

F 商業

- 2 金融 ①為替 ②両替 ③手形 ④無尽 ⑤講掛金 ⑥貨幣 ⑦借金証文 ⑧田地証文
⑨質地証文 ⑩借入金明細書 ⑪貯蓄

G 交通・通信

- 1 宿駅 ①街道 ②宿帳・問屋 ③宿役人 ④問屋・問屋場 ⑤継立人馬 ⑥帳簿 ⑦押借金
⑧本陣 ⑨旅籠 ⑩加宿・地方
- 2 助郷 ①定助郷 ②加助郷 ③代助郷 ④帳簿類 ⑤助郷訴訟
- 3 通行 ①陸上・海上・河川・湊 ②渡し ③驚籠 ④馬背 ⑤賃銭 ⑥関所 ⑦通行手形
⑧交通機関 (a 荷車 b 人力車 c 馬車 d 船 等)
- 4 通信 ①飛脚 ②宿継 ③廻状 ④業者

H 水利・土木

- 1 水利 ①治水 ②河川・湖・池・溜池 ③灌漑 ④排水 ⑤樋 ⑥堰 ⑦組合 ⑧紛争
- 2 土木 ①普請 (a 道路 b 堤防 c 橋梁) ②家作 ③資材 ④労力 ⑤費用
- 3 河川 ①海兵 ②流木 ③難破船

I 災害・救恤

- 1 災害 ①凶荒 ②飢饉 ③地震 ④火災 ⑤風水害 ⑥流行病
- 2 救恤 ①救米金 ②負担軽減 ③復旧助成 ④備荒貯蓄

J 教育・文化

- 1 教育 ①学校・寺子屋 ②私塾 ③教師 ④生徒 ⑤教科書
- 2 学芸 ①諸学問 (a 儒 b 国 c 洋 d 心 e 医 f 兵 g 易 h 天文) ②俳諧・和歌
③曆学 ④本草学
- 3 文化 ①随筆 ②見聞録 ③旅行記 ④絵画・書 ⑤工芸 ⑥地方書 ⑦農書 ⑧音楽

K 宗教・習俗・身分

- 1 宗教 ①仏教 ②寺院 ③神道 ④神社 ⑤切支丹 ⑥教会 ⑦僧侶 ⑧神官 ⑨宣教師
⑩山伏 ⑪檀家 ⑫氏子 ⑬祭礼 ⑭祈祷 ⑮勧進 ⑯寺社造営修復 ⑰由来
- 2 習俗 ①年中行事 ②冠婚葬祭 ③贈答 ④娯楽 ⑤言語 (a 方言 b 俗言 c 流言 d 落首)
⑥風俗 ⑦口碑 ⑧伝説 ⑨民謡 ⑩迷信 ⑪講 ⑫宮座 ⑬若者組 ⑭遊山
⑮参詣 ⑯巡礼
- 3 身分 ①士農工商 ②郷士 ③浪人 ④無籍者 ⑤非人 ⑥一本証文 ⑦一般雇用人
⑧年季奉公人 (a 証文 b 請人 c 給与)

L 軍事

- ①海防 ②農兵 ③戦争

M 地図

- ①村絵図 ②寺社絵図 ③河川・沼・港絵図 ④山絵図

X 家

- ①家憲・遺訓 ②家譜 ③由緒 ④過去帳 ⑤家格 ⑥苗字帯刀御免 ⑦本家
⑧分家 ⑨相続 ⑩養子縁組 ⑪家業 ⑫家産 ⑬日記 ⑭書簡 (私信) ⑮姓
⑯結婚 ⑰生死 ⑱衣食住

Y 典籍

- ①和 ②漢 ③外

Z 雑

- ①断簡 ②その他

岡埜谷家古文書目録の利用に当たって

I 文書目録の見方について

1 文書の分類

本古文書の内容はほぼ江戸時代から明治・大正・昭和の時代にわたっています。江戸時代の文書（中世文書も含む）は「近世文書分類表」（明治5年迄）により、また明治・大正・昭和時代の文書は「近現代文書分類表」によって分類しています。例えば江戸時代の文書（含、中世）ならば、「近世文書分類表」のA項目から「A-1」・「A-2」・「A-3」、次のB項目は「B-1」・「B-2」……、また明治・大正・昭和時代のものは「I-1」・「I-2」……「II-1」・「II-2」……というふうに各項目ごと、年月日の早い物から順に配列する方式をとっています。年代の特定出来ない文書はそれぞれの分類項目の最後尾にまとめて配列しました。

特に分類F-1については、商業一般のものとお茶の販売のもので目録の掲載を分けました。一般の部分を先に、その後にお茶の販売の部分を載せました。

2 「通し番号」と「整理番号」について

- (1) 「通し番号」とは本文書目録の最左端上部から順に付した一連の番号数字で、分類別かつ年代順に古い事項から一連番号を付したものです。
- (2) 「整理番号」とは、「通し番号」の下に付した番号数字のことで、これは調査の際に文書挿入の封筒に付した番号です。この番号については、『川根町近世史料所在目録』（第6集）の「岡埜谷家文書」に掲載されてある分類符号にそのまま番号数字を記して『川根町近世史料所在目録』からでも原文書を特定できるようにしました。それから今回は未調査の文書があり、それも調査を行ない、追加分としました。追加分の文書は外1、外2・・・と「外」の字を付して一連番号としました。いずれにせよあとで説明してありますが、この「整理番号」が原文書を取り出す時の鍵数字となります。

3 「年号」欄、「標題」欄、「差出人・受取人」欄について

- (1) 時折り、「欠」とか「記載なし」とかの表示がありますが、「欠」とは、もと原文書に記入してあった筈の文字が、虫喰いとか破損等で欠落していることを意味しています。また「記載なし」とは、原文書にもともと記入してなかったことを表しています。
- (2) 年号欄・標題欄等で、語句を（ ）で表記しているところがあります。これは原文書には何も記していない箇所ですが、内容から推測してその意味がくみ取れ

るよう仮の言葉で調査の際に新たに記載したものです。但し、西暦は常に（ ）内に示し例外です。

4 「摘要」欄・「備考」欄について

- (1) 摘要欄には原文書内容の要旨や特徴を記載し、いちいち原本に当たらなくてもおよその文章内容が把握出来るようになっていました。この「摘要」欄を「年号」・「差出・受取人」欄とを併合して見ることで「分野別年表」として活用できるようにしました。
- (2) 備考欄には本文内容以外の補足事項を必要に応じて記入しました。

5 「形態」欄と「数量」欄について

- (1) 形態欄に「状」・「縦」・「横」・「綴り」等の表示がありますが、「状」とは「一紙文書」のこと、「縦」とは縦帳面のこと、「横」とは横帳面のこと、「綴り」とは複数の文書又は帳面を一括して一綴りにしているものを意味します。
- (2) 数量欄の数字は、一つの封筒の中に入れた文書の枚数のこと、帳面ならば冊数になります。

6 「撮影」欄と「箱番号」欄について

- (1) 撮影欄には、岡埜谷家古文書調査の際にコピーして、そのコピー文書を当市史編さん室（博物館）が所持していることを意味しています。
- (2) 箱番号とは、当市史編さん室（博物館）にある「コピー文書」の保管箱の番号のことです。

II 古文書原本の取り出し方

- 1 古文書収納箱の中には、封筒に入った古文書が分類「A-1」・「A-2」…「B-1」…「D-1」…「E-1」…の項目ごとにそれぞれ分割されて大きな袋（「同一分類による文書群の挿入袋」）に入っています。この分類袋と文書目録の「整理番号」から該当文書を取り出すことができます。
- 2 古文書の取り出し方について、一例をあげると次の通りです。例えば文書目録の「通し番号」9の文書を取り出すとします。この通し番号9の文書の「整理番号」は「A24」で、分類は「A-1」です。そこで、まず分類（A-1）の挿入袋（同一分類による文書群の挿入袋）を出します。そしてこの大きな封筒の中から整理番号「A24」の封筒を選び出せば該当

文書が得られます。以下、取り出す要領はすべて同じです。

- 3 分類 F-1 は商業一般と、お茶の販売で保管する箱が分かれています。お茶の販売の文書が入っている封筒の整理番号の頭に L の符号がついており、保管箱の表紙には「分類 F-1 ㊦付き」と表示されています。分類 F-1 の文書を取り出す際には商業一般に関するものか、お茶の販売に関するものか気をつけて取り出してください。

また、『川根町近世史料所在目録』掲載分と追加分で保管する箱を変えてあります。追加分には保管箱に「第2次調査分」と記載してありますので、こちらも文書を取り出す際には気をつけてください。

Ⅲ 文書の取扱いに付いてお願い

- 1 文書を取り出したならば、しまう時には必ず元の挿入箱に納めてください。
これを取り違えると、次会引き出すとき行方不明となり、場合によってはすべての古文書に当たらなければなりません。
- 2 古文書がいつまでも傷まないように、時々乾燥剤や防虫剤を収納袋の中に入れ替えてください。
- 3 当古文書は戦国・江戸時代の上河内地区の動向を知る上で貴重な資料となるものです。それは岡莖谷家の宝物であると同時に当地域の貴重な財産でもあります。いつまでも大切に保存してください。

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
2629 L669	F 1	8月22日	書状 (包紙あり)	○長井利兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・彦兵衛 ●岡野谷松兵衛	茶荷物積送りへのお礼と帳面引合を願う。後荷物も沢山送付願いたい。	虫損甚大 (旧目録P252)	原 本	状	1		
2630 L935	F 1	8月25日	書状 (包紙あり)	○本町4丁目:大橋太郎次郎(江戸茶問屋20軒仲間) ●駿州藤枝宿:鎌屋又助、同上河内:岡の谷松兵衛	追々積入れの茶荷物、出精して仕切、目録を送る。残りの囲荷物も沢山積入れてほしい。その内金25両を送付する。	(旧目録P255)	原 本	状	1		
2631 L742	F 1	8月29日	入津之覚 (包紙あり)	○富田屋利兵衛(角印、江戸茶問屋20件仲間) ●駿州笹間上河内:岡野谷松兵衛	「上印1本、8月14日、わしの武兵衛船、入津参着。引合の上、御覧願う。	(旧目録P231)	原 本	状	1		
2632 L936	F 1	8月	覚	○すみよしや利三郎◎(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	「上印お茶、6月16日、鷲の武兵衛船他、計10本、無事水上げの報告。	(旧目録P259)	原 本	状	1		
2633 L868	F 1	閏8月6日	書状 (包紙入り)	○地名村:美作庄兵衛(世話人) ●笹間下組岡野谷松兵衛	茶一件の雑用金、お送りいただき、確かに受取る。今回は、当座の受取金ばかりを差上げる。文末の覚に、雑用割合の内、金1両受取りとある。	(旧目録P225)	原 本	状	1		
2634 L555	F 1	9月1日	書状	○板屋與兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野屋松兵衛、福井久左衛門	岡笠谷家を通した福井家への入津案内。この度の茶荷物、一人良い見込みであるので、大切に売捌く。後荷物は、上中下共、沢山積入れてほしい。囲荷物の送付をよろしく。	(旧目録P252)	原 本	状	1		
2635 L268	F 1	9月2日	書状	○いせや伝兵衛 ●岡乃谷松兵衛	仕切書を送付するので、付合せて確認してほしい。又、囲荷物があれば、送付願いたい。出精して売捌く。	(旧目録P249)	原 本	状	1		
2636 L693	F 1	9月2日	書状 (包紙入り)	○(大伝馬町):長井利兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・又蔵 ●駿州上河内:岡の谷松兵衛	当店、仲間より指障りありとして談合を断りしていたが、その後解決したので、お報告する。今持合わせの茶荷物、沢山積入れを願う。入津の折、大切に売捌く。	(旧目録P264)	原 本	状	1		
2637 L719	F 1	9月2日	書状 (包紙入り)	○板屋與兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・彦兵衛 ●藤枝:三度屋十兵衛、岡の谷松兵衛	お茶の生元仕入れ値が、近来高値の様子で心配。なるだけ適当な手取りになると良い。所持の荷物を、多分に当方へ振分けてほしい。金子は、積立案内あり次第、送付する	(旧目録P252)	原 本	状	1		
2638 L269	F 1	9月4日	書状	○富田利兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	この度、別紙仕切書を送付するので、引合わせ一覧を願う。囲荷物を沢山送付してほしい。	(旧目録P260)	原 本	状	1		
2639 L556	F 1	9月4日	書状	○長井利兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野屋松兵衛	当夏の茶荷物仕切書を送付するので、帳面と引合せを願う。夏中、相場安値が続くが、出来るだけ利益になるよう勤めるので、囲荷物も沢山積送り願う。	(旧目録P264)	原 本	状	1		
2640 L670	F 1	9月6日	書状	○富田利兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡の谷松兵衛	茶荷物、入津。別紙仕切を帳面と引合せ願う。利益のことが心配。囲荷物を少しでも良い値段で売捌くので、残らず送付願いたい。	(旧目録P264)	原 本	状	1		
2641 L785	F 1	9月6日	書状	○住吉屋芳兵衛◎ ●西野平蔵、同兵四郎、坂本藤四郎	私、先月中旬から病気で困っている。25、6日より少々良くなり、当月は常体と成っている。仕切が他の人より遅れているが、急いで進めている。出精して差上げるので、よろしく。っている。	シミ、破損あり (旧目録P259)	原 本	状	1	○	94
2642 L786	F 1	9月9日	書状	○板屋與兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・治兵衛 ●岡野谷松兵衛	夏依頼、沢山の茶積入れに感謝。荷物は無事売捌くので、売上分別紙により帳面と引合せ願いたい。当年、仕入方が生元高値で、売方は骨が折れる。仕切に響ので、帳合よろしく願う。囲荷物もよろしく。	(旧目録P252)	原 本	状	1	○	94
2643 L129	F 1	9月12日	書状	○中条瀬兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・重兵衛・文兵衛 ●岡の屋松兵衛	積送りの茶荷物、入津したので、引合を願う。後荷物の送付を依頼。出精して売捌く。	(旧目録P271)	原 本	状	1		
2644 L672	F 1	9月12日	書状	○長崎屋瀬兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・忠兵衛・嘉兵衛 ●岡野谷松兵衛	茶荷物が入津、仕切書を送付するので、帳面と引合せを願う。市場の引合が心配。後荷物も多分に送ってほしい。	(旧目録P268)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 厚区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
2645 L270	F 1	9月12日	書状	○長崎屋瀬兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・才兵衛・善兵衛 ●岡の谷松兵衛	この夏、積送りいただいた荷物、不景気の折、なるだけ利益が得られるよう骨折して売捌き、仕切らせていただく。	(旧目録P268)	原 本	状	1		
2646 L271	F 1	9月12日	書状	○中条瀬兵衛・久二郎・吉兵衛 ●岡野谷松兵衛	近々荷物を積送りいただけたら、ありがたい。入津の分、皆済の仕切を送るので、引合わせを願う。相応の利益があるようにと、心配。困荷があれば、多分に振向けてほしい。特に「伊利頭」が沢山注文がある。所持分、残らず当店に積入願う。	(旧目録P271)	原 本	状	1		
2647 L272	F 1	9月12日	書状	○茗荷屋善五郎 ●岡野屋松兵衛	仕切書を送付するので、引合わせを願う。困荷もなるだけ送付を。	(旧目録P277)	原 本	状	1		
2648 L273	F 1	9月12日	書状	○長崎瀬兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	仕切書送付下ので、引合わせを願う。困荷あれば、全て当店に送付を。	(旧目録P268)	原 本	状	1		
2649 L720	F 1	9月12日	書状	○長崎瀬兵衛(中条、江戸茶問屋20軒仲間)・兵七・兵助 ●岡野谷松兵衛	茶荷物積入れへのお礼。仕切を送付、儲けがあれば良いが、在庫の荷物あれば、なるだけ積み立ててほしい。仕切は、他より目立つようにする。	(旧目録P268)	原 本	状	1		
2650 L130	F 1	9月16日	書状	○長崎瀬兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・善助・平七 ●岡野谷松兵衛	積送りの茶荷物、到着のお礼と入津仕切書披見依頼。困荷物を当店に積入れ願う。	(旧目録P268)	原 本	状	1		
2651 L275	F 1	9月16日	書状	○茗荷屋善五郎(江戸茶問屋20軒仲間)・太郎・伝七 ●岡野谷松兵衛	茶相場不景気で、景気立直りを願い、困荷物あれば積送りを依頼。	(旧目録P277)	原 本	状	1		
2652 L673	F 1	9月16日	書状	○中条瀬兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・源兵衛・弥兵衛 ●岡野谷松兵衛	夏中積送りの荷物売捌きにより、仕切書を送付。照合を願う。利益があることを願っている。後荷物の積送りよろしく。	(旧目録P271)	原 本	状	1		
2653 L938	F 1	9月16日	書状	○長井利兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・文蔵・彦兵衛 ●岡野谷松兵衛	夏中積送りの荷物、無事入津の報せと仕切目録引合せの依頼。後荷物の積方をよろしく。	(旧目録P281)	原 本	状	1		
2654 L199	F 1	9月19日	書状	○富田利兵衛・庄兵衛他2名 ●岡野谷松兵衛	夏中積送り荷物の仕切書、送付したので一覽を願う。	(旧目録P238)	原 本	状	1		
2655 L558	F 1	9月19日	書状	○長井利兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・彦兵衛・善兵衛 ●岡の谷松兵衛	困荷物に付き、当分の支配を願う。以前より人気は良くなり荷は掛売りで相場も不安である。困荷物は茶生産地でも持合わせあり。荷物は無事入津し、金子も案内次第送付。困荷物をよろしく。	(旧目録P264)	原 本	状	1		
2656 L787	F 1	9月19日	書状	○茗荷屋善五郎(江戸茶問屋20軒仲間)・又兵衛・市兵衛 ●岡野谷松兵衛	仕切書を送付したので、引合願いたい。多少なりとも利益が出れば良いが、結果を報せてほしい。相場より6貫4~500までは、困荷物あれば、当店に振向けてほしい。	(旧目録P277)	原 本	状	1	○	94
2657 L788	F 1	9月21日	書状 (包紙あり)	○板屋與兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・彦兵衛 ●岡ノ谷松兵衛	夏中積送り荷物の仕切書、送付したので一覽を願う。仕切書を送付。丁面と照合を願う。困荷物も毎々通り、送付してほしい。値段も案内あれば、その時見積もりを送る。	(旧目録P252)	原 本	状	1		
2658 L278	F 1	9月22日	書状	○地名村村:庄兵衛 ●上河内村:岡野谷松兵衛	山論について、度々書面をいただき、茶一条についても、先日わらしな日向村三倉久右衛門が来村。その節、駿遠共に残らず島田宿で出会い、相談があるとのこと。今朝、石風呂村から、貴家へ参上するに時間が掛るので、何れ立会い話し合いをしたいとのこと。	(旧目録P223)	原 本	状	1	○	94
2659 L789	F 1	9月22日	書状	○山本嘉兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	茶荷物積送りへのお礼。仕切書一切皆済、送り違いあれば、申出てほしい。後荷物もよろしく。	(旧目録P279)	原 本	状	1		
2660 L790	F 1	9月22日	書状	○めうがや善後郎@ (江戸茶問屋20軒仲間)他2名 ●岡野谷松兵衛	この度の茶荷物仕切書を送付。出精努力するが、多少でも利潤となるよう願っている。盆過ぎには、景気も良くなると思つて、困荷物を多分に送付願いたい。	虫損あり (旧目録P277)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
2661 L131	F 1	9月24日	茶一件急用廻文	○地名村:庄兵衛 ●笹間渡村、身成村、笹間下組、伊久美村、鶴 網村名主衆中	茶一件入用につき、江戸の談合中より差支えあり、と厳しく言ってきている。日向村五兵衛が取集め、名代の坂野上村丹六が奥村々の分を取調済み次第、村々へ廻村するので、理解願いたい。当12月までに割合分を取集め、出金願いたい。違反の村々も取立てるので、承知を。	(旧目録P226)	原本	状	1	○	94
2662 L132	F 1	9月26日	書状	○丸一(板屋奥兵衛屋号、江戸茶問屋20軒仲間) ●上	瀬澤の借金の件は、伝言したが、届かなかったか。尋ねられて返事ができなかった。金子は、当月5日に永川村から100両借用、9日に七郎左衛門が役所に行くとき、勘定した。私も難船で下泉村から19両の出金割合を受け、金子4両を時借した。	(旧目録P132)	原本	状	1		
2663 L133	F 1	9月26日	難船損合荷物覚	○丸一 ●上(岡野谷松兵衛)	茶荷物23件、積荷物の損出状況を記す。終わりに、諸入用金5両受取りとある。	(旧目録P291)	原本	状	1	○	94
2664 L279	F 1	9月26日	書状	○板屋奥兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	荷物積入れへのお礼と夏以来積入れ荷の仕切書を送付。引合せを願う。かねがね積入れの荷物の積入れを依頼。	(旧目録P252)	原本	状	1		
2665 L280	F 1	9月26日	茶仕切小判六十目之割	○長崎屋善右衛門◎ ●岡野谷松兵衛	茶仕切12本、代金べて1分5匁3分2厘の不足。	虫損あり (旧目録P242)	原本	横 帳	1		
2666 L560	F 1	9月26日	書状	○住吉屋利三郎◎(江戸茶問屋20軒仲間)・弥兵衛 ●岡野屋松兵衛	追々積送りの荷物、無事水揚げの報せと後荷物の積送り依頼。	(旧目録P259)	原本	状	1		
2667 L561	F 1	9月26日	書状	○長崎屋瀬兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・才兵衛・善兵衛 ●岡の谷松兵衛	困荷物の積送りへのお礼。無事入津した。後荷物も多分に送付願いたい。仕切も格別に働き、差上げる。	(旧目録P268)	原本	状	1		
2668 L939	F 1	9月26日	書状	○板屋奥兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・治兵衛 ●なし	夏以来の荷物、無事入津。売捌き、仕切書引合わせを願う。困荷物もよろしく。	(旧目録P252)	原本	状	1		
2669 L588	F 1	9月28日	書状	○いたや勘左衛門(江戸茶問屋20軒仲間)・茂助 ●岡野谷松兵衛	困荷物を多分に送付願う。相場も、追々上向き、頼もしいので、手早く積出してほしい。仕切直段も出精するので、私共に任せてほしい。	(旧目録P281)	原本	状	1		
2670 L791	F 1	9月28日	書状	○大橋太郎次郎(江戸茶問屋20軒仲間)他2名 ●岡の谷松兵衛	新茶入津。仕切目録を送付。これまでの青製のお茶は、思いの他、不人気。この度の品は、売行き上々。後荷物の手配を依頼。	(旧目録P255)	原本	状	1		
2671 L562	F 1	9月29日	書状	○山本嘉兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・庄助 ●岡野屋松兵衛	積送りの荷物、無事入津。後荷物の積送りを依頼。	(旧目録P279)	原本	状	1		
2672 L563	F 1	9月29日	書状	○中村三郎右衛門(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	追々積送りの茶荷物、売付十分の仕切書、金子共に送付したので確認を願う。後荷物の積送りヲ依頼。	(旧目録P272)	原本	状	1		
2673 L743	F 1	9月29日	書状	○長井利兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・彦兵衛・芳兵衛 ●岡ノ谷松兵衛	当夏積送りの荷物、無事入津。目録書の引合を願う。仕切表も出精する。後荷物も沢山の積入れを依頼。	(旧目録P265)	原本	状	1		
2674 L225	F 1	9月 戊	茶仕切小判六拾匁割	○大伝馬町式丁目富田利兵衛◎(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野屋松兵衛	お茶の代金30両1分2匁5分6厘。さらに、宇治製仕切金7両1分2匁5分5厘。	丁数4枚 (旧目録P238)	原本	状	1	○	94
2675 L671	F 1	9月 戊	書状	○欠(虫損) ●上川内:岡野屋松兵衛	当春、茶を松兵衛方に売捌いてもらった代金1両の受取り。残余は虫損により、判読不可。	(旧目録P281)	原本	状	1		
2676 L792	F 1	10月4日	書状	○富田利兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野屋松兵衛他2名	夏中、積送り荷物仕切書の引合を依頼。当方、不景気で引合わせで良い利分の出を願う。後荷物も積送りしてほしい。	(旧目録P261)	原本	状	1		
2677 L565	F 1	10月14日	書状 (包紙あり)	○茗荷屋善五郎(江戸茶問屋20軒仲間)・又兵衛・市助 ●岡野屋松兵衛	積送りの荷物、無事入津。帳面との引合わせを願う。後荷物も沢山送付してほしい。	(旧目録P277)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
2678 L794	F 1	10月16日	書状	○江戸日本橋通式町目:山本嘉兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・惣兵衛・七兵衛・市兵衛 ●駿州上河内:岡野や松兵衛、ふじ枝宿:健屋又助	仕切目録送付の報せと後荷物積送りの依頼。	(旧目録P279)	原本	状	1	○	94
2679 L564	F 1	10月19日	書状 (包紙あり)	○西平、丸一、西村吉右衛門 ●上川内:岡野谷松兵衛	長崎・中条へ御用金を依頼したので、ここに書状を送付してほしい。江戸問屋への用向金についての書状送付。ナシの木の接穂のお礼と今後の梅の接木、来春に心掛けを願う。	(旧目録P106)	原本	状	3		
2680 L749	F 1	10月19日	入津之覚	○大傳馬町式町目:富田利兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡の屋松兵衛	「上のお茶1本、焼津伝八船にて無事入津。引合わせを願う。後荷物の入津案内よろしく。	(旧目録P232)	原本	状	1	○	94
2681 L282	F 1	10月20日	書状	○西の平藏 ●岡の谷松兵衛	不景気により、近年は年増に仕切値が損耗。困惑していることを承知願いたい。	虫租甚大 (旧目録P291)	原本	状	1		
2682 L566	F 1	10月20日	書状	○二又:西野平藏 ●上河内:岡野谷松兵衛	惣右衛門の代金を私方で取替上納。損事、差支えにより、貴家にて取替えを願う。嫁子の無事男子出産を祝う。	(旧目録P291)	原本	状	1		
2683 L185	F 1	10月22日	入津之覚	○柏(富田利兵衛)他 ●「上サマ他	「上のお茶1本他、無事入津したとの報せ。全60通。	(旧目録P230)	原本	綴り	1		
2684 L283	F 1	10月22日	書状 (包紙あり)	○長崎瀬兵衛・平七・源介 ●岡野谷松兵衛	荷物積送りのお礼と入津分の仕切書。「上茶1本とある。	(旧目録P268)	原本	状	1		
2685 L284	F 1	10月22日	覚	○板屋奥兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	「上のお茶1本、村松参助船、「上のお茶1本、同市蔵船にて、無事入津したことの報せ。	(旧目録P252)	原本	状	1		
2686 L674	F 1	10月22日	書状	○下泉村:名主四郎左衛門 ●組合村々御名主衆中	茶一件の事で、会合を持たねばならない。身成村に会計を頼んではどうか、奥村は、新屋町の最寄に知人でもいるか、奥地は、駒合蔵合になりがち、どうしたら良いか、近日中に会合し、日限など取極めたい。	(旧目録P223)	原本	状	1	○	94
2687 L285	F 1	10月25日	覚	○長サキ(中条瀬平衛、江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷	「上のお茶、10月11日、市蔵船で10月25日に入津したので、引合わせを願う。	(旧目録P268)	原本	状	1		
2688 L286	F 1	10月26日	「上入津書	○中条瀬兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	茶銘柄「初咲」他7本、入津したことの報せ。	(旧目録P231)	原本	状	1		
2689 L795	F 1	10月26日	書状	○いせや伝兵衛 ●岡谷松兵衛	惣仕切目録の送付。出精しているが引合はどうか、心配。囲茶明けには、できるだけ回してほしい。	(旧目録P249)	原本	状	1		
2690 L287	F 1	10月29日	覚	○長井利兵衛 ●岡野谷松兵衛	「上茶1本、北村惣左衛門船で入津したとの報せ。	(旧目録P231)	原本	状	1		
2691 L569	F 1	10月29日	書状	○板屋奥兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	積送りの茶荷物、無事入津のお礼。預荷は、出精して充捌くことを約束する。	(旧目録P252)	原本	状	1		
2692 L745	F 1	10月29日	書状	○住吉屋利三郎(江戸茶問屋20軒仲間)・弥兵衛 ●岡の谷松兵衛	積送りの茶荷物、無事水揚げの報せ。後荷物も沢山御支配願いたい。	(旧目録P259)	原本	状	1		
2693 L281	F 1	閏10月6日	書状	○江戸日本橋通式町目:茶問屋山本嘉兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●上河内村:岡野谷松兵衛	封筒のみ。表に、駿州藤枝伝馬町:健屋亦助様迄。裏に、金10両1分とあり。	(旧目録P295)	原本	状	1		
2694 L942	F 1	11月2日	書状 (包紙あり)	○大橋多郎次郎(江戸茶問屋20軒仲間) ●駿州藤枝:健屋又助、上川内:岡の谷松兵衛	お茶代金につき、色々と手配したが、今回の送金は35両程で、これを受取り願いたい。	(旧目録P256)	原本	状	1		
2695 L299	F 1	11月3日	入津之覚	○柏(富田屋、角印)(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡の谷松兵衛	「上お茶2本、松村宇四郎船で入津。参着の節、御覧いただきたい。後荷物もよろしく。	(旧目録P232)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
2696 L288	F 1	11月4日	口上	○松村萬助船 ●なし	「上お茶1本、松村萬助船にて入津。	(旧目録P231)	原 本	状	1		
2697 L943	F 1	11月6日	書状	○茗荷屋善五郎@ (江戸茶問屋20軒仲間)・亦兵衛・市助 ●岡野屋松兵衛	積送りの荷物、無事入津。別紙印附の通り、水揚げ帳面に引合わせを願う。後荷物も多分に積送りしてほしい。	(旧目録P277)	原 本	状	1		
2698 L733	F 1	11月9日	書状	○めうか・や前後郎 (江戸茶問屋20軒仲間)・市助・金蔵 ●岡野谷松兵衛	積送りの荷物、入津。別紙印附の通り、水揚げしたことの報せ。後荷物も多分に積入れを願う。	(旧目録P276)	原 本	状	1		
2699 L746	F 1	11月9日	覚	○長井利兵衛 ●岡の谷松兵衛	「上お茶4本、泉屋安右衛門船、「上お茶9本、斎藤三右衛門船、他計37本が入津したことの覚。	(旧目録P231)	原 本	状	1	○	94
2700 L944	F 1	11月9日	書状	○長井利兵衛 (江戸茶問屋20軒仲間)・新兵衛・文蔵 ●岡の谷松兵衛	積送りの荷物、無事入津。別紙印附を差上げるので、引合願いたい。後荷物もよろしく。	(旧目録P265)	原 本	状	1		
2701 L793	F 1	11月12日	書状	○富田利兵衛 ●岡野谷松兵衛	積送りの荷物仕切書を送付するので、引合わせを願う。当年は、稀に見る不景気のため、山方は思いの外高値の由。引合わせもどうかと心配。少しでも、利分があるよう願っている。困荷物をなるべく多分に積送りしてほしい。	(旧目録P261)	原 本	状	1		
2702 L451	F 1	11月16日	書状	○長崎屋瀬兵衛 (江戸茶問屋20軒仲間)・才兵衛・善兵衛 ●岡の谷松兵衛	積送りの荷物、無事入津。後荷物も多分に積入れてほしい。出精して充樹く。	(旧目録P269)	原 本	状	1		
2703 L916	F 1	11月16日	書状	○住吉屋利三郎 (江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野屋松兵衛	仕切書が届かないとのこと。9月26日、金29両の仕切状を添えて差上げた。諸荷物内金松五郎の件についても、どうなっているのか、心配。	(旧目録P258)	原 本	状	1		
2704 L289	F 1	11月22日	書状	○山本嘉兵衛 (江戸茶問屋20軒仲間)・民助 ●岡野屋松兵衛	積送り荷物が無事入津したことへのお礼。後荷物も沢山送付願いたい。	虫損あり (旧目録P279)	原 本	状	1		
2705 L570	F 1	11月22日	書状	○(南新堀一丁目):住吉屋利兵衛・儀兵衛・由兵衛 ●岡野谷松兵衛	寒中お見舞い。	(旧目録P259)	原 本	状	1		
2706 L747	F 1	11月22日	書状	○茗荷屋善五郎@ (江戸茶問屋20軒仲間)・金蔵・安兵衛 ●岡野谷松兵衛	積送りの荷物、無事入津。別紙印附の通り、水揚げ。帳面との引合せを願う。後荷物も出精するので、よろしく。	(旧目録P277)	原 本	状	1		
2707 L676	F 1	11月23日	書状	○岡野谷松兵衛 ●勝山四郎左衛門	茶一件入用に保わる入用の件、去る年両度、幕府町奉行差紙にて召出され、4ヶ村名主承知。この入用について、懇割合に加えられるたい。	(旧目録P223)	原 本	状	1	○	94
2708 L147	F 1	11月26日	書状	○茶問屋行事(角印)(藤枝宿・小ミヤ小兵衛、仲介人) ●藤枝、上河内、其外在々茶御荷主衆中(10人)	一昨年中、水戸御国産交易荷物、御府内にて引請人ができた。については、茶荷物も請書を差上げ、取引するよう申上げる。仕切書の送付と荷物送付の依頼。	(旧目録P280)	原 本	状	1	○	94
2709 L744	F 1	12月2日	入津覚 添状	○江戸:板屋與兵衛(角印)(江戸茶問屋20軒仲間) ●駿州上河内:岡野屋松兵衛	「上お茶1本、9月27日、徳田屋仁右衛門船にて入津。別紙の通り、印附書差上げ、帳面引合わせを願う。後荷物もよろしく。	(旧目録P231)	原 本	状	1		
2710 L945	F 1	12月2日	書状	○吉永屋善兵衛 ●岡野谷松兵衛	江戸大橋から36両3分2朱、飛脚に持たせて届けた。その内、20両も銀にして差上げると思っていたが、今日間に合わないで、19両3分2朱を孫三郎に渡し、17両は明後日差上げる。銀3匁4分9厘ほどあるが、これは大橋の間違ひ。	(旧目録P281)	原 本	状	1	○	94
2711 L290	F 1	12月9日	書状	○長崎屋瀬兵衛 (江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	茶の積送りへのお礼と仕切書の引合わせを願う。秋になり、困入茶を出したが、下値が続き、心配。そちらは、高値というので、なおさら心配。	(旧目録P269)	原 本	状	1		
2712 L677	F 1	12月9日	入津附覚	○境原藤助 ●岡野谷松兵衛	11月28日、巻田平五郎船、鷺見庄助船で、無事荷物入津。	(旧目録P274)	原 本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 厚 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
2713 L678	F 1	12月9日	書状	○藤原藤助 ●岡野谷松兵衛	たしかに荷物が入津したので、照合願う。後荷物を多分に積送り願う。	(旧目録P274)	原 本	状	1		
2714 L796	F 1	12月9日	書状	○住吉屋利兵衛◎ ●岡野谷松兵衛	積送り荷物仕切書の引合わせを願う。多少、利分があれば、良いが。後荷物の手配をよろしく。	(旧目録P259)	原 本	状	1		
2715 L138	F 1	12月11日	書状	○西の平藏 ●上河内:御両君	茶一件入用の訴訟あり、出金。御村の分も相手3人の商いに振り向けた。この度も差詰まり、入用金の半金を立替えられたことに、驚いている。先日より当座金、早速返金したいが、困っている。今は、半分差上げ、半分は12月頃に差上げるので、御勘弁願いたい。	(旧目録P226)	原 本	状	1	○	94
2716 L291	F 1	12月12日	書状	○長崎瀬兵衛 ●岡野谷松兵衛	仕切書を送付、御披見を願う。厳しさを訴え、入荷の節は出精して売捌く。	(旧目録P269)	原 本	状	1		
2717 L680	F 1	12月12日	書状	○中条瀬兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・徳兵衛・又二郎 ●岡野屋松兵衛	これまで入津分、皆済。仕切書を御覧願う。今便も出精したが、引合の程を心配。利得となるよう勤め、翌荷物も多分に出精して売捌くので、よろしく。	(旧目録P271)	原 本	横 帳	1		
2718 L721	F 1	12月12日	書状 (包紙入り)	○イセ町:中条瀬兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・又兵衛・長兵衛 ●岡の谷松兵衛	これまで入津の茶荷物分、仕切書を送付。相場が追々下落して入るので、値段の照合もどうか、心配。相応の利分となるよう願う。後荷物残よろしく。	(旧目録P231)	原 本	状	1	○	94
2719 L946	F 1	12月12日	書状	○板屋與兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・八兵衛 ●岡のや松兵衛	積送りの荷物、仕切書を送付するので、引合わせを願う。出精して売捌いたので、少しでも利益があるよう祈っている。当地相場成行き次第だが、荷物を積送り願いたい。	(旧目録P253)	原 本	状	1		
2720 L139	F 1	12月14日	書状	○板屋與兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・宇兵衛・清兵衛 ●岡野屋松兵衛	積送りの荷物、仕切書を送付。引合わせ確認を願う。利分はどうか。荷物は6貫500から下のものは、気配良く捌けるので、追々積送り願いたい。	(旧目録P253)	原 本	状	1		
2721 L947	F 1	12月16日	書状	○中条瀬兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・他2名 ●岡のや松兵衛	受取りの荷物、一切売捌いたので、仕切書を送付する。大層努力したので、相応の利分となるよう、勤考願う。	(旧目録P271)	原 本	状	1		
2722 L141	F 1	12月18日	仕切五拾八匁割	○村林善兵衛 ●岡野松兵衛	「上のお茶36本の銘柄・値段を記し、代金21兩2分12匁2分とある。これより諸経費を差引いて19兩14匁5厘、さらに春前渡金を差引き、仕切金4分5厘の貸し。	(旧目録P248)	原 本	状	1		
2723 L681	F 1	12月18日	書状	○西の民藏 ●岡野谷松五郎	中条からの金子が届かないが、近いうちに送届けられると愚案している。	(旧目録P291)	原 本	状	1	○	94
2724 L571	F 1	12月19日	書状	○住吉屋利兵衛・儀兵衛 ●岡野谷松兵衛	商売取引円滑のための寒中見舞い。	(旧目録P259)	原 本	状	1		
2725 L679	F 1	12月19日	書状	○大橋太郎次郎(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡の谷松兵衛	茶一件のことも心配掛けたが、無事落着。今後も変わらぬ取引を願う。	(旧目録P256)	原 本	状	1	○	94
2726 L583	F 1	12月20日	書状 (包紙入り)	○西の平藏 ●上河内村:岡野谷松兵衛	当暮れは、お茶の損失に材木仕入金を廻しかねている。しかし、来る2月には、江戸に行き、材木仕切・しいたけ・茶前金も入る。それまで、どうか救済と思って、5兩でも3兩でも取替えを願いたい。	(旧目録P293)	原 本	状	1	○	94
2727 L948	F 1	12月20日	書状	○長井利兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡ノ谷松兵衛	永い間、御主人には一件につき御苦勞されたが、相済みとなったので、帰国されることになった。金子入用と聞いている。来春は、大走りから沢山積入れてほしい。	(旧目録P266)	原 本	状	1	○	94
2728 L682	F 1	12月26日	書状 (包紙あり)	○下泉村:勝山四郎左衛門 ●岡野谷松兵衛	(茶一件の)雑用出金の滞りについて、役所に届出たことを承知願いたい。関連の書物、当方に預置くことを承知してほしい。	(旧目録P226)	原 本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
2729 L292	F 1	12月27日	書状	○木町:石神瀧八 ●上河内村:岡野谷松之助	昨日、御舎弟より歳末の御祝儀が届けられたことへのお礼。諸事入用で難渋して入るので、当座の間、支払いを待っていただきたい。差引勘定は、明春早々行う。	(旧目録P291)	原 本	状	1		
2730 L485	F 1	閏月2日	書状	○長崎瀬兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・要七・兵助 ●岡の谷松兵衛	荷物積送りへのお礼。入津分は、別紙により認めたので、確かめてほしい。後荷物も沢山積入れを願う。	(旧目録P269)	原 本	状	1	○	94
2731 L748	F 1	閏月3日	書状	○中条瀬兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・久治郎・吉兵衛 ●岡谷松兵衛	荷物積送りへのお礼と後荷物の依頼。	(旧目録P232)	原 本	状	3		
2732 L694	F 1	6日	書状	○小津六兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	仲買人が新茶を買い上げるための前金送付。仕切値段は、荷物入津次第に送るが、早々に品物を送付願いたい。前金は15両相場で送る。	(旧目録P257)	原 本	状	1		
2733 L312	F 1	20日	茶仕切小判六十匁割 (包紙あり)	○富田利兵衛 ●岡野谷松兵衛	「上お茶の代金から諸経費を差引き、金3両3分3匁9厘。	(旧目録P239)	原 本	状	1		
2734 L140	F 1	23日	書状	○庄兵衛 ●五ヶ村御名主衆中	茶一件の吟味次第書を送付。順達し、留村より返してほしい。小川甚兵衛の添状あり。	(旧目録P223)	原 本	綴り	1	○	94
2735 L684	F 1	23日	書状	○「上(岡野谷松兵衛) ●一△(勝山四郎右衛門)	(茶一件の雑用出金について、当村は去春より一切ださず、先に差紙にも不出頭、百姓への割合等もしない。このことを御承知の上、掛合いされたい。	(旧目録P226)	原 本	状	1	○	94
2736 L486	F 1	閏月26日	書状	○長崎瀬兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・兵助 ●岡の谷松兵衛	荷物積送りへのお礼。入津分、別紙により送付したので、引合わせを願う。後荷物茂よろしく。	(旧目録P269)	原 本	状	1		
2737 L300	F 1	欠	入津覚	○欠 ●欠	茶荷物を5月17日、6月15日に徳田屋の船で積送りの入津覚。	(旧目録P282)	原 本	状	1		
2738 L305	F 1	欠	書状	○欠 ●欠	天気も良く茶の生育も見事かと推察。新茶の大走り、1番船で積送りを願う。	(旧目録P282)	原 本	状	1		
2739 L306	F 1	欠	書状	○欠 ●欠	今年は、気候も良く、茶の相場も面白くたてるので、よろしく買取らせてほしい。	(旧目録P282)	原 本	状	1		
2740 L585	F 1	欠	十三	○欠 ●欠	茶銘柄と買取業者大橋・長利・住吉や・中条・富田・岩や・長井・小津・中屋の名が見える。	(旧目録P293)	原 本	状	1		
2741 L586	F 1	欠	書状	○欠 ●欠	荷物積送りへのお礼。無事入津、印附を送付する。後荷物もよろしく。	(旧目録P293)	原 本	状	1		
2742 L689	F 1	欠	書状	○欠 ●欠	新茶の出来が見事と拝察。荷物も出来次第、送付願いたい。値段は、格好に仕入れ、無事に送るので、よろしく(裏面に、下書様のも、生元の本音を示す手紙の下書きあり)。	(旧目録P282)	原 本	状	1	○	94
2743 L690	F 1	欠	書状	○欠 ●欠	時候の挨拶、古茶残荷、少々あり。	(旧目録P282)	原 本	状	1		
2744 L148	F 1	記載なし	仕切小判五拾八目割	○住吉屋裏三郎@ ●岡野谷松兵衛	「上他お茶4件、諸経費を差引き、金8両3分8匁8分9厘の仕切。	(旧目録P237)	原 本	状	1		
2745 L149	F 1	記載なし	書状	○記載なし ●記載なし	新茶の前金を送付。荷物は走りから積送り願いたい。(後半欠)	虫損あり (旧目録P282)	原 本	状	1		
2746 L153	F 1	記載なし	茶一件六人一首	○記載なし ●記載なし	庄兵衛の歌「水を湯にわかひて呑も茶のおかげ此行末は何と庄兵衛」など、全部で25首をのせる。	(旧目録P224)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 存区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
2747 L156	F 1	記載なし	茶小口覚	○記載なし ●記載なし	茶小口3印の覚。	(旧目録P292)	原 本	状	1		
2748 L158	F 1	記載なし	茶仕切写	○記載なし ●記載なし	お茶7本の代金7両26匁9分6厘、これより諸経費を差引き、金6両2分2 朱3匁1分7厘の仕切。	(旧目録P244)	原 本	状	1		
2749 L294	F 1	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	中谷分のお茶8本、代金19両1分。長太夫分のお茶7本、代金10両1朱 とあり。	(旧目録P292)	原 本	状	1		
2750 L295	F 1	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	お茶8本半の代金23両3分3銭3貫567文。為金24両1分367文とあ り。	(旧目録P292)	原 本	状	1		
2751 L296	F 1	記載なし	覚	○小津六兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡ノ谷松兵衛	新茶の様子を伺う。この春、上茶はよく売れると思うので、大走利を1日 でも早く積送り願いたい。覚として、1駄5両2分。頭ものはよく売れる。	(旧目録P257)	原 本	状	1		
2752 L297	F 1	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	お茶13本の品目の覚。	(旧目録P292)	原 本	状	1		
2753 L298	F 1	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	江戸茶問屋20軒仲間のうち、大橋他6名に係わるお茶の品名・量の覚。	(旧目録P292)	原 本	状	1		
2754 L301	F 1	記載なし	入津之覚	○(印あるも不明瞭) ●岡の谷松兵衛	まつ村惣右衛門船のお茶1本、無事入津。後荷物も沢山積送り願う。	(旧目録P232)	原 本	状	1		
2755 L302	F 1	記載なし	茶仕切	○記載なし ●記載なし	お茶の数量・値段の書留。前後欠	(旧目録P292)	原 本	状	1		
2756 L303	F 1	記載なし	書状	○記載なし ●記載なし	柳津漢から江戸に送られる荷物について、不ぞろいで困るので、5月か らは厳しく改める。茶荷物を大切に扱うよう、茶仲間・水手に夫々金子を 払う、などを取決め、茶仲間に疑心が起きないように、連印を指し出させ る。	汚れあり (旧目録P292)	原 本	状	1	○	94
2757 L304	F 1	記載なし	茶1本に付諸掛り	○記載なし ●記載なし	お茶1本につき、掛りとして、船賃1匁5分、蔵敷1匁1分、口銭1両につき 2匁。	(旧目録P292)	原 本	状	1		
2758 L309	F 1	記載なし	書状	○記載なし ●記載なし	新茶の前金15両を送付する。今春は見通しがよく、大走りを1番に出し てほしい。先駆けは禁止ゆえ、他言無用で願いたい。	(旧目録P292)	原 本	状	1	○	94
2759 L310	F 1	記載なし	書状	○ハ一 ●「上	荷物を貰いたいとのメモ書き。	(旧目録P292)	原 本	状	1	○	94
2760 L311	F 1	記載なし	「上出分	○記載なし ●記載なし	「上扱いの個別・品代を記す。大小2口に分ける。	(旧目録P292)	原 本	状	1		
2761 L465	F 1	記載なし	仕切小判六拾目割	○住吉屋利三郎(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	「上印お茶26口、代金31両3分3匁6厘。これより諸経費を差引き、29 両2分4匁6分1厘。今迄の内金を差引記、1分2匁8分1厘の貸し。	(旧目録P237)	原 本	綴 り	1		
2762 L467	F 1	記載なし	仕切小判五拾八目割	○南新堀寺丁目:住吉屋利兵衛 ●岡野谷松兵衛	お茶43品物の銘柄・量・価格を列挙。金子計48両3分7匁7分7厘とあ る。	(旧目録P237)	原 本	状	1		
2763 L468	F 1	記載なし	茶仕切小判六拾目割	○江戸日本橋通式町目:山本嘉兵衛(江戸茶 問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	「上お茶3本の代金3両1分1匁。諸経費を差引き、2両3分2朱・匁3分 の仕切。	(旧目録P247)	原 本	状	1		
2764 L314	F 1	記載なし	附籠	○記載なし ●記載なし	3月27日より茶出荷。銘柄・個人別に記録。	(旧目録P293)	原 本	状	1		
2765 L315	F 1	記載なし	記載なし	○記載なし ●記載なし	お茶の銘柄別の出荷一覧。	(旧目録P293)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
2766 L316	F 1	記載なし	出帆通知 (包紙あり)	○駿河国焼津湊:服部@ ●記載なし	嘉右衛門船で板屋與兵衛行きのお茶3口の記録。	(旧目録P293)	原 本	状	1		
2767 L463	F 1	記載なし	茶仕切小判六拾目割	○山本嘉兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野屋松兵衛	「上印のお茶3本の代金2両1分9匁2分、諸経費を差引き、2両2朱2匁9分の仕切。	(旧目録P247)	原 本	状	1		
2768 L466	F 1	記載なし	仕切小判六拾目割	○南新堀:住よしや利三郎 ●岡野屋松兵衛	「上、「山、「八」等の屋号を持つ者の茶銘柄・本数が計17本、18両2分11匁6分の仕切。	(旧目録P237)	原 本	状	1		
2769 L487	F 1	記載なし	書状	○山本嘉兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・市郎兵衛・善七・仁郎兵衛・栄助 ●記載なし	お茶の出来次第、大走りから1番船で積立てを願う。入津次第、出精して売捌くので、多少に係わらず当店にやらせてほしい。	(旧目録P279)	原 本	状	1		
2770 L577	F 1	記載なし	(入津覚)	○(江戸茶問屋20軒仲間が多い) ●岡の谷松兵衛	焼津湊より、江戸に送られた積荷の入津につき、茶問屋から岡野谷への報せ。状15枚の綴り。	(旧目録P232)	原 本	綴 り	1		
2771 L579	F 1	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	お茶の取引につき、金銭を記載した仕分書。	破損甚大 (旧目録P293)	原 本	横 帳	1		
2772 L580	F 1	記載なし	書状	○中村三郎左衛門・次助・勘吉 ●岡野屋松兵衛	積送りの荷物、無事入津。別紙受取り書を送付するので、引合わせを願う。後荷物もよろしく。	(旧目録P272)	原 本	状	1		
2773 L581	F 1	記載なし	書状	○中村三郎右衛門 ●岡野谷松兵衛	積送りの荷物、無事入津。引合わせを願う。後荷物もよろしく。仕切は出精して勤めるので、当店にお任せを。	(旧目録P272)	原 本	状	1		
2774 L582	F 1	記載なし	書状	○中村二郎右衛門・次助・勘助 ●岡野谷松兵衛	積送り野荷物、無事入津。別紙受取り書を送付する。後荷物も多分に送付願いたい。	(旧目録P273)	原 本	状	1		
2775 L584	F 1	記載なし	書状	○富田屋利兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●人々御中	(前欠)。お茶の引合の記録。	(旧目録P261)	原 本	状	1		
2776 L685	F 1	記載なし	書状	○一△小人 ●岡野谷大人	4ヶ村のことについて、江戸奉行所では入用出金必要なしとのこと。紺屋町奉行所も、113か村諸雑用皆済見届けの上は、残らず惣代に渡す旨、返答あり。	(旧目録P226)	原 本	状	1	○	94
2777 L686	F 1	記載なし	おぼへ	○八坂:五郎右衛門 ●岡の谷松兵衛	お茶3本の買取値について、当時買入のつもりであったが、掘なきことにより、1本1朱位は上げて買取たい。	(旧目録P293)	原 本	状	1	○	94
2778 L687	F 1	記載なし	書状	○板屋與兵衛@ (江戸茶問屋20軒仲間)・八兵衛・正兵衛 ●岡野屋松兵衛	荷物無事入津により、帳面引合を願いたい。後荷物もよろしく。	(旧目録P253)	原 本	状	1		
2779 L688	F 1	記載なし	書状	○記載なし ●記載なし	お茶10銘柄、惣々35本の積残し分	(旧目録P295)	原 本	状	1	○	94
2780 L721	F 1	記載なし	(入津覚)	○(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	「上印お茶他、無事入津の報せ。36点一括綴り。	(旧目録P271)	原 本	綴 り	1	○	94
2781 L722	F 1	記載なし	入津覚	○(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	「上印お茶他、無事入津の報せ。34点一括綴り。	(旧目録P230)	原 本	綴 り	1	○	94
2782 L723	F 1	記載なし	(入津覚)	○(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	「上印お茶他、無事入津の報せ。36点一括綴り。	(旧目録P230)	原 本	綴 り	1	○	94
2783 L724	F 1	記載なし	(入津覚)	○(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	「上印お茶他、無事入津の報せ。23点一括綴り。	(旧目録P230)	原 本	綴 り	1	○	94
2784 L725	F 1	記載なし	(入津覚)	○(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	「上印お茶他、無事入津の報せ。71点一括綴り。	(旧目録P230)	原 本	綴 り	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
2785 L726	F 1	記載なし	(入津覚)	○江戸茶問屋20軒仲間 ●岡野谷	「上印お茶他、無事入津の報せ。20点一括綴り。	(旧目録P230)	原 本	綴 り	1	○	94
2786 L750	F 1	記載なし	書状	○板屋與兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・彦兵衛 ●記載なし	積送りの荷物、無事入津。仕切目録の引合わせを願う。囲荷物を沢山 送付願う。	(旧目録P253)	原 本	状	1		
2787 L855	F 1	記載なし	(入津覚)	○江戸茶問屋20軒仲間 ●岡野谷松兵衛	「上印お茶他、無事入津の報せ。50点一括綴り。	(旧目録P230)	原 本	綴 り	1	○	94
2788 L857	F 1	記載なし	入津覚	○江戸茶問屋20軒仲間 ●岡野谷	「上印お茶他、無事入津の報せ。9点一括綴り。	(旧目録P231)	原 本	綴 り	1	○	94
2789 L859	F 1	記載なし	なし	○本町四丁目:大橋太郎次郎(江戸茶問屋20軒 仲間) ●諸国茶問屋	城州宇治御濃茶を始め、諸国の茶銘柄と値段を記した茶価格買付け。 御徳用向の中に、川根1両につき、3貫200文とあり。	(旧目録P293)	原 本	状	1	○	94
2790 L763	F 1	記載なし	(積附覚)	○焼津湊船問屋 ●岡野谷松兵衛	焼津湊より江戸茶問屋に向けて出帆した報せ。43点一括綴り。	(旧目録P229)	原 本	綴 り	1	○	94
2791 L764	F 1	記載なし	(積附覚)	○焼津湊船問屋 ●岡野谷松兵衛	焼津湊より江戸茶問屋に向けて出帆した報せ。28点一括綴り。	(旧目録P228)	原 本	綴 り	1	○	94
2792 L765	F 1	記載なし	(積附覚)	○焼津湊船問屋 ●岡野谷松兵衛	焼津湊より江戸茶問屋に向けて出帆した報せ。39点一括綴り。	(旧目録P228)	原 本	綴 り	1	○	94
2793 L854	F 1	記載なし	(積附覚)	○焼津湊船問屋 ●岡野谷松兵衛	焼津湊より江戸茶問屋に向けて出帆した報せ。70点一括綴り。	(旧目録P228)	原 本	綴 り	1	○	94
2794 L856	F 1	記載なし	積附覚	○遠州川崎湊、駿州焼津湊船問屋 ●岡野谷松兵衛	川崎湊・焼津湊より江戸茶問屋に向けて出帆した報せ。35点一括綴 り。	(旧目録P229)	原 本	綴 り	1	○	94
2795 L952	F 1	記載なし	積附(後欠)	○記載なし ●記載なし	中条・伊勢屋・富田・長崎など、江戸茶問屋行き茶荷物について記 す。	(旧目録P230)	原 本	状	1		
2796 L949	F 1	記載なし	(荷物積出目録帳)	○欠 ●欠	(前欠)。12番から36番に、お茶の本数・銘柄・出荷者名を記す。(後 欠)。	(旧目録P294)	原 本	横 帳	1		
2797 L950	F 1	記載なし	(茶仕切書)	○記載なし ●記載なし	お茶の代金32両3分4厘9毛。これより諸経費を差引き、仕切。	(旧目録P248)	原 本	綴 り	1		
2798 L951	F 1	記載なし	(茶荷請人明細)	○記載なし ●記載なし	お茶の荷受人として、大橋、茗荷屋、長崎屋、長利、住吉屋、山本、小 津、中条、出荷人として、石神文四郎・平五郎など、品目別に人名・茶 の数量を記す。	丁数4枚 (旧目録P294)	原 本	横 帳	1	○	94
2799 L953	F 1	記載なし	積附	○欠 ●欠	徳田や忠四郎乗りの船に、江戸茶問屋富田・長崎・中条・伊勢屋・永井 行き荷物を記す。(後欠)。	(旧目録P230)	原 本	状	1	○	94
2800 L954	F 1	記載なし	覚	○桑野山:三郎左衛門、太郎右衛門 ●松兵衛	茶一件入用、金2朱ト200文。確かに受取る。	(旧目録P226)	原 本	状	1	○	94
2801 L956	F 1	記載なし	書状	○記載なし ●記載なし	勘三郎から頼まれ、茶賃無心にいったが、断られた。どうか、金子御用 立て願いたい。私が請人となり、元利共まちがいなく勘定するので、よ ろしく。	(旧目録P295)	原 本	状	1		
2802 L957	F 1	記載なし	書状	○山本嘉兵衛・市兵衛・仁兵衛・善七 ●岡野谷松兵衛	茶荷物の仕切、目録の通利。違ひがあれば、報せてほしい。後荷物も よろしく。	(旧目録P279)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	編番号 コピー 保管
2803 F216	F 2	寛文7年12月5日 (1667年)・未	預り申無尽金子之事	○預り主:二郎左衛門、証人長次左衛門 ●欠	無尽金13両の預り。掛け遅れないようにする。掛け遅れば、證人がかける。	紙質劣化、破損あり (旧目録P119)	原本	状	1		
2804 F217	F 2	延宝3年12月20日 (1675年)・卯	借用申金子之事	○北村:本人八郎左衛門、他証人4名 ●一色村:善太郎	北村の八郎左衛門が、質物を担保に金子10両を借用。結果、質流れで善太郎所有となる。その後、宝永4年(1707)未、一色の売主善太郎、同所証人4名から上河内村松兵衛にあてた証文に、松兵衛にわたすべき山畑の替りに、金11両を渡して決着とある。	(旧目録P119)	原本	状	1	○	94
2805 F84	F 2	延宝9年7月3日 (1681年)	借用申金子之事	○太兵衛、証人三郎左衛門 ●白井村:三郎差衛門	太兵衛が、質物を担保に、白井村三郎差衛門から金5両を借用。返済は、当暮に勘定する。	(旧目録P119)	原本	状	1	○	94
2806 F218	F 2	元禄8年12月16日 (1695年)・乙亥	永くながし渡し申山畑手形事	○上河内:売主三郎右衛門、証人松兵衛他1名 ●大森:次郎右衛門	年貢金に困った三郎右衛門が、金1両2朱で山畑4枚を永代に亘って渡すことを約す。	(旧目録P107)	原本	状	1	○	94
2807 F220	F 2	元禄9年12月21日 (1696年)・子	永代売渡し申山畑手形事	○上河内:山地売主三郎助、証人三郎右衛門 ●大森:兵三郎	年貢金に困った三郎助が、金2分2朱で小畑1枚を永代に亘って渡すことを約す。	(旧目録P108)	原本	状	1	○	94
2808 F221	F 2	元禄14年12月23日 (1701年)・巳	相渡し申山畑手形事	○かり主次郎助、証人太郎兵衛他1名 ●忠左衛門	次郎助が、金1分で山地を忠左衛門に渡し、延享4年(1747)、忠左衛門が金1分2朱で松右衛門に売り、さらに明和6年(1769)、助右衛門が上河内の松兵衛に譲ったことを記す。	(旧目録P108)	原本	状	1	○	94
2809 F222	F 2	元禄14年12月25日 (1701年)	永売渡し申山畑手形事	○上河内:売主六郎太夫、証人松兵衛他1名 ●大森:次右衛門	年貢金に困った六郎太夫が、銭400文で小畑を売渡したことを記す。	(旧目録P108)	原本	状	1	○	94
2810 F223	F 2	元禄15年10月1日 (1702年)・壬午	永くながし渡し申山畑手形事	○上川内:うり主次郎助、証人庄屋五郎右衛門他1名 ●大森:次右衛門	次郎助が、小畑2枚ヲ金1分2朱で永く渡すことを記す。	(旧目録P108)	原本	状	1	○	94
2811 F85	F 2	元禄15年10月15日 (1702年)・午	永代相渡し申候田地手形事	○栗野山村:売主清十、証人太郎右衛門他2名 ●栗野山村:徳右衛門	巳の年貢金に困った清十が、金子2分を借用。午の5月、当暮まで延引して貰ったが、午年貢金も都合がつかず、上畑2畝歩を金子2分2朱で永代に亘り渡すことを記す。	(旧目録P108)	原本	状	1	○	94
2812 F224	F 2	元禄16年3月3日 (1703年)・癸未	永くながし渡し申山畑手形之更	○上河内:うり主源五右衛門、証人五郎右衛門他1名 ●大森:次右衛門	午の年貢金に困った源五右衛門が、山畑2枚を金1分200文で永代に亘り渡すことを記す。	虫損あり (旧目録P108)	原本	状	1	○	94
2813 F225	F 2	元禄16年12月28日 (1703年)・未	相渡し申山畑手形事	○かり主作四郎右衛門、証人作兵衛他1名 ●忠左衛門	作四郎右衛門が、忠左衛門に山地1枚を金子2分で渡し、延享4年(1747)に一色の名主松右衛門に金子2分で売渡し、さらに明和6年(1769)に上河内の松兵衛に売渡されたことを記す。	(旧目録P108)	原本	状	1	○	94
2814 F226	F 2	元禄17年1月20日 (1704年)・申	永ながし相渡し申山畑手形事	○上河内:売主松兵衛、証人三郎右衛門他1名 ●大森:次郎右衛門	山地大少5枚を質物として金1両2分を借用、永ながく渡す事を約す。	(旧目録P108)	原本	状	1		
2815 F219	F 2	元禄17年3月3日 (1704年)・甲申	ながながく渡し申山畑手事	○上河内:地うり主五左衛門、証人三郎右衛門他1名 ●大森:次郎右衛門	年貢金に困った五左衛門が、山畑3枚を金2朱で永代売渡したことを記す。これより以前、元禄九年(1696)に上河内の五左衛門が大森の次郎右衛門に山畑1枚を金1両3分で売渡した折の証文あり。	(旧目録P108)	原本	状	1	○	94
2816 F228	F 2	元禄17年12月21日 (1704年)・申	永相渡し申山畑手形事	○上河内:売主清三、証人忠右衛門他1名 ●大森:次郎右衛門	年貢金に困った清三が、山地2枚を金1分で永代渡したことを記す。	(旧目録P108)	原本	状	1	○	94
2817 F229	F 2	元禄17年12月21日 (1704)	永くながし渡し申山畑手形事	○上河内:売主五郎兵衛、証人松兵衛 ●大森次郎右衛門	年貢金に困った五郎兵衛が、山畑2枚を金3分2朱で永代渡したことを記す。	(旧目録P108)	原本	綴り	1	○	94
2818 F230	F 2	宝永2年12月20日 (1705年)・酉	永く相渡し申山畑手形事	○上河内:売主三郎右衛門、証人松兵衛 ●大森村:次郎右衛門	去る申年の年貢金に困った三郎右衛門が、山畑2枚を金2分で永代渡したことを記す。	(旧目録P108)	原本	状	1	○	94
2819 F19	F 2	正徳1年6月15日 (1711年)・卯	栗野山無尽預金手形事	○藤枝木町:取主忠次郎、上河内:平右衛門、一色村:助五郎 ●上河内:松兵衛	金16両3分348文を無尽金として預かる。本来ならば、松兵衛が取る無尽金であるが、これを3人の取分とした。	(旧目録P135)	原本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
2820 F231	F 2	正徳5年2月8日 (1715年)・未	永代売渡シ申候山地形 之事	○中村:かり主市郎右衛門、證人孫次右衛門 ●一色村:忠左衛門	去年の年貢金に困った市郎右衛門が、山地を金1両で永代売渡した事を記す。請け返す場合は、これに利足をつける。後の延享1年(1744)、忠左衛門は、これを松右衛門に譲る。	(旧目録P108)	原 本	状	1	○	94
2821 F232	F 2	享保1年12月20日 (1716年)	永代売渡申山地形之 事	○上河内:平右衛門 ●松兵衛	平右衛門が、山地2枚を金1両で永代渡したこと、山年貢は無用であることを記す。	(旧目録P109)	原 本	状	1	○	94
2822 F233	F 2	享保3年3月28日 (1718年)・戌	永代二売渡シ申手形之 事	○売主彦右衛門、證人松兵衛 ●平右衛門	酉の年貢金に困った彦右衛門が、清助屋敷・山を金1分で永代売渡したことを記す。その後、享保九年(1724)に、平右衛門はこれを松兵衛に渡している。	(旧目録P109)	原 本	状	1		
2823 F234	F 2	享保3年12月20日 (1718年)・戌	永ク相渡申山地形之 事	○上河内:売主三郎右衛門、證人松兵衛 ●大もり:兵三郎	当年貢金に困った三郎右衛門が、山地3枚を銭800文で永代渡したことを記す。	(旧目録P109)	原 本	状	1	○	94
2824 F86	F 2	享保4年6月20日 (1719年)・亥	地替仕候所永代売渡申 手形之事	○上河内村:売主伝兵衛宗心、證人又兵衛 ●松兵衛	宗心は、松兵衛の茶所となっている惣右衛門分の田地を、宗心の茶畑と地替して松兵衛分とした。宗心は、他所に出張することが多く、旅費がないので、金1分と銭200文でこの畑地を永代渡すことを記す。	(旧目録P109)	原 本	綴 り	1	○	94
2825 F235	F 2	享保8年6月20日 (1723年)・申(ママ)	永ク相渡申山地形之 事	○上河内村:売主三郎右衛門、證人善右衛門 ●松兵衛	去る未年貢金に困った三郎右衛門が、借用した金1分2朱の返済が叶わず、山地を永代売渡したことを記す。山年貢は山売代に入っている。	(旧目録P109)	原 本	横 帳	1	○	94
2826 F236	F 2	享保11年12月20日 (1726年)・午	永相渡申山地形之事	○山地売主五左衛門、證人惣右衛門他1名 ●松兵衛	年貢を新茶で済ませるところ、去る未年夏から病難で工面できず、畑地2枚を1両1分で永代売渡す。畑地の年貢納入は、山代金が高値であるので、無用。	(旧目録P109)	原 本	状	1	○	94
2827 F237	F 2	享保12年12月15日 (1727年)・未	代々ニ売渡シ申田地手 形之事	○中村:売主万之丞、請人孫太夫他1名 ●上河内:松右衛門	年貢金に困った万之丞が、畑1枚を金3分で永代売渡したことを記す。	(旧目録P109)	原 本	状	1	○	94
2828 F238	F 2	享保12年12月15日 (1727年)・未	代々ニ売渡シ申田地手 形之事	○中村:売主万之丞、請人孫太夫他1名 ●上河内:松右衛門	年貢金に困った万之丞が、山地を金2両100文で永代売渡したことを記す。	(旧目録P109)	原 本	状	1	○	94
2829 F239	F 2	享保13年11月15日 (1728年)・申	此前地替仕置申候所 永々売渡申畑ヶ手形之 事	○上河内:売主忠右衛門、證人忠左衛門他1名 ●松兵衛	忠右衛門の畑と松兵衛の畑を交換して畑作してきた。この度、私家古く、年々山方不作で普請ならず、金3分で永代売渡して普請することにした。	(旧目録P109)	原 本	状	1	○	94
2830 F240	F 2	享保13年12月20日 (1728年)・未(ママ)	永代売渡申山地形之 事	○上河内:山地売主三郎右衛門、證人善右衛門 ●松兵衛	当未の年貢金1分(大豆2斗2升分)に困った三郎右衛門が、小畑・山地2枚を永代売渡したことを記す。山地代が高値なので、年貢は心配かけない。	(旧目録P109)	原 本	状	1	○	94
2831 F241	F 2	享保16年12月28日 (1731年)・亥	永ク相渡申山林手形之 事	○上河内:売主五左衛門、證人五郎兵衛 ●松兵衛	当亥の年貢金に困った五左衛門が、山林1箇所を金1両2分200文で永代渡し他を記す。	(旧目録P109)	原 本	状	1	○	94
2832 F242	F 2	享保18年12月21日 (1733年)・子(ママ)	永代売渡シ申山地形 之事	○山売主五左衛門、請人惣右衛門他1名 ●松兵衛	借用した年貢金は皆済したが、金子2両1分の返済が滞りしている。それdw、山地1枚を永代渡しとする。山年貢は、当方で済ます。	子は享保17年 (旧目録P109)	原 本	状	1	○	94
2833 F243	F 2	元文1年12月16日 (1736年)・辰	借用申金子手形之事	○桑ノ山:借主太兵衛、上河内:證判峯受院 ●上河内村:松兵衛	当辰の年貢金に困った太兵衛が、2両を借用。利足は、1両につき2割半、返済は、来る5月、新茶の売立で済ます。	(旧目録P109)	原 本	状	1	○	94
2834 F244	F 2	元文1年12月 (1736年)・辰	永ク売渡シ申長太夫屋 (敷)手形之事	○上河内:売主利兵衛、請人善右衛門他1名 ●松兵衛	年々年貢金借用して上納してきたが、享保11、12、13年以前から不作続きで、茶は一切実らず、由右衛門から金2分を借用した。しかし、年貢諸役務ならず、長太夫屋敷を金1両2分で永代渡しとしたことを記す。年貢納入をお願いする。	(旧目録P109)	原 本	状	1	○	94
2835 F87	F 2	元文3年3月 (1738年)・午	売作ニ売渡申山地形 之事	○上河内:売主五左衛門、證人松兵衛 ●中平:平左衛門	五左衛門が山地1枚を金1分で売渡したことを記す。裏書に、寛文3年(1663)、中平の平左衛門が上河内の松兵衛と交わしたことを記す。	(旧目録P110)	原 本	綴 り	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
2836 F245	F 2	元文3年7月 (1738年)・午	相渡申手形之事	○大もり:名主次郎右衛門 ●上河内村:松兵衛	年貢金に困った次郎右衛門が、笹間村の名主衆中から山地を松兵衛に渡して金子を受取り、年貢を納めたらどうか、との相談を受け、山畑を5兩2分で渡したと記す。	(旧目録P110)	原 本	状	1	○	94
2837 F246	F 2	元文3年12月 (1738年)・午	永ク売渡シ申ほり出山 地手形之事	○上河内:山地売主三郎右衛門、証人善右衛門 ●上河内:松兵衛	午の暮まで年貢金借用して上納したが、その金子の返済ができない。金1兩の方として、山地を永代売渡したと記す。山年貢は1年に16文。	(旧目録P110)	原 本	状	1	○	94
2838 F247	F 2	元文4年12月22日 (1739年)・未	永ク相渡シ申上嶋田地 手形之事	○地主借主中村平兵衛◎、証人万之丞◎、他1名 ●上河内:松兵衛	年貢金1兩1分の質物として、田地を渡して来たが、当未年は指詰まっているので、永代渡したと記す。	(旧目録P110)	原 本	状	1	○	94
2839 F248	F 2	元文4年12月28日 (1739年)・未	永ク売渡申山地手形之 事	○中村:売主清右衛門、証人八郎右衛門 ●上河内:松兵衛	年貢金に困った清右衛門画、山地3枚を金1兩で永代渡したと記す。	(旧目録P110)	原 本	状	1	○	94
2840 F249	F 2	寛保1年6月8日 (1741年)・戌(ママ)	永代売渡申おかぶ平山 地手形之事	○山地売主忠右衛門◎、証人忠左衛門◎ ●松兵衛	年貢金に困った忠右衛門が、山地を金2兩で永代売渡したと記す。山地代金が高値であるので、山年貢は当方が負担する。	(旧目録P110)	原 本	状	1	○	94
2841 F250	F 2	寛保1年6月10日 (1741年)・酉	永代売渡申山地手形之 事	○山地地主平三郎(角印)、証人忠右衛門 ●松兵衛	年貢金・諸入用に困った平三郎は、山地5枚を3兩3分で永代売渡したと記す。当年の山年貢は、当方が負担する。	(旧目録P110)	原 本	状	1	○	94
2842 F251	F 2	寛保2年12月20日 (1742年)・戌	永相渡申山地手形之事	○上河内:山地売主平三郎、証人忠右衛門 ●上河内:松兵衛	年貢・諸賄金に困った平三郎が、持山を金2分で永代売渡したと記す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P110)	原 本	状	1	○	94
2843 F259	F 2	寛保3年1月25日 (1743年)・亥	永代売渡シ申山地手形 之事	○山地売主三郎右衛門◎、請人善右衛門◎ ●松兵衛	亥年伊勢御祭無尽に当り、不勝手であるので、作畑を2束(銭650文)で永代売渡したと記す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P111)	原 本	状	1	○	94
2844 F252	F 2	寛保3年7月 (1743年)・亥	永代売渡し申山地手形 之事(包紙あり)	○乗之山:売主次平、証人太郎右衛門他1名 ●上河内村:次郎右衛門	金子に困った次平が、持山を金1分で次郎右衛門に永代売渡した。その後、天保10年(1739)に、金子に困った次郎右衛門が、松兵衛に金1兩3分で譲渡したと記す。包紙に「鍛冶や地山証文、村方次郎右衛門」とあり。	(旧目録P110)	原 本	状	1	○	94
2845 F253	F 2	寛保3年12月1日 (1743年)・亥	永代相渡申山地手形之 事	○山地相渡主清次郎、証人八五郎 ●上河内:松兵衛	公儀からの年貢金借用に付いて、皆済してきたが、時世も悪く、茶も枯れて採れずに勘定にもならない。このため、金子3兩1分で山地1枚と私の屋敷を松兵衛に渡したと記す。	(旧目録P不明)	原 本	状	1	○	94
2846 F254	F 2	寛保3年12月15日 (1743年)・亥	永売渡シ申山地手形之 事	○上河内:山地売主平右衛門、証人忠右衛門 ●上河内:松兵衛	年貢賄金に困った平右衛門画、持山を金2分700文で松兵衛に永代売渡したと記す。当亥年の山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P110)	原 本	状	1	○	94
2847 F255	F 2	寛保3年12月20日 (1743年)・亥	永代売渡申山地手形之 事	○山地売主三郎右衛門、証人善右衛門、他1名 ●松兵衛	年貢納入に困った三郎右衛門が、持山9枚を金12兩で松兵衛に永代売渡したと記す。山地請戻しの折は、もとの値段でよろしく。	(旧目録P110)	原 本	状	1	○	94
2848 F256	F 2	寛保3年12月23日 (1743年)・亥	永代売渡申山地田畑手 形之事	○山嶋:売主五左衛門、証人惣右衛門 ●松兵衛	年貢賄金に困った五左衛門が、持山と田畑を金7兩1分750文で松兵衛に永代売渡したと記す。	(旧目録P110)	原 本	状	1	○	94
2849 F257	F 2	寛保3年12月25日 (1743年)・亥	永代売渡申山地手形之 事	○上河内:売主清三郎、証人忠右衛門 ●松兵衛	年貢賄金に困った清三郎が、持山2枚を金1兩3分で松兵衛に永代売渡したと記す。亥年の山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P110)	原 本	状	1	○	94
2850 F258	F 2	寛保3年12月25日 (1743年)・亥	永代売渡申山地手形之 事	○山地売主彦右衛門、証人三郎右衛門 ●松兵衛	彦右衛門が、持山2枚を金1分300文で松兵衛に永代売渡したと記す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P110)	原 本	状	1	○	94
2851 F260	F 2	寛保3年12月28日 (1743年)・亥	永代売渡シ申田地手形 之事	○ちや畑売主平右衛門、証人忠右衛門 ●松兵衛	年貢賄の地の茶枯れで困り、買入れの茶畑1枚を金2分で永代売渡したと記す。年貢15文は、松兵衛方の支払いとする。	(旧目録P111)	原 本	状	1	○	94
2852 F261	F 2	寛保3年12月 (1743年)・亥	永代ニ売渡シ申山地手 形之事	○笹間村内栗野山:売主三郎左衛門、証人太郎 右衛門、他1名 ●上河内:松兵衛	戌年貢末進金上納に困った三郎右衛門が、持分の山地を金3分で永代売渡したと記す。山年貢は、3分の内とする。	(旧目録P111)	原 本	状	1	○	94
2853 F262	F 2	寛保3年12月 (1743年)・亥	永代ニ売渡シ申山地手 形之事	○笹間村栗野山:売主太郎右衛門、証人三郎左 衛門他2名 ●上河内村:松兵衛	年貢上納に困った太郎右衛門が、持山を金4兩1分で松兵衛に永代売渡したと記す。山年貢は、4兩1分の内で請取る。	(旧目録P111)	原 本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
2854 F263	F 2	寛保4年12月20日 (1744年)・子	永夕相渡申山地手形之事	○上河内:山地売主五左衛門、證人五兵衛 ●松兵衛	諸用賄いに困った五左衛門が、持山を金1両(これは恩借)で永代渡をしたと記す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P111)	原本	状	1	○	94
2855 F264	F 2	延享2年3月18日 (1745年)・丑	質物品々	○笹間村兼山:借主太郎右衛門、請人三郎左衛門、他8名連印。 ●石上:六郎左衛門、上河内:松兵衛	太郎右衛門は、年貢不納分として豊他14品と山地1枚を質物に、松兵衛から金4両を借用した。来る6月までに、元利共返済すると約す。	(旧目録P119)	原本	状	1	○	94
2856 F265	F 2	延享2年6月15日 (1745年)・丑	永代売渡申山地手形之事	○山地売主五兵衛、證人五左衛門 ●上河内村:松兵衛	年貢賄金に困った五兵衛が、山地4枚を質物に松兵衛から金5両1分を借用したが、数年茶時分に不幸が続き、返済できずに質物を引取って貰う。	(旧目録P111)	原本	状	1	○	94
2857 F266	F 2	延享2年間10月9日 (1745年)・丑	借用申金子手形之事	○笹間村兼野山:売主太郎右衛門、證人六郎左衛門 ●上河内:松兵衛	当丑の年貢上納のため、太郎右衛門は、来新茶1巻・鉄炮を質物に、2割半の利足で松兵衛から金2両2分を借用、来寅5月中に返済すると約す。返済滞納すれば、望みのままとある。	(旧目録P119)	原本	状	1	○	94
2858 F267	F 2	延享2年12月20日 (1745年)・丑	永代売渡申山地手形之事	○中村:売主八五郎、證人清次郎 ●上河内:松兵衛	成年の年貢金に困った八五郎が、松兵衛から金1分2朱を借用、返済不可のため、質物の山地2枚を永代売渡したと記す。山年貢は、当方で負担。	(旧目録P111)	原本	状	1	○	94
2859 F268	F 2	延享2年12月20日 (1745年)・丑	借用申金子手形之事	○上河内:借主権四郎、證人忠兵衛 ●上河内:忠兵衛	当丑の年貢賄金に困った権四郎が、松兵衛から金2分・417文を借用。返済は、来寅5月新茶売立て、利足を添えて返済する。	(旧目録P119)	原本	状	1	○	94
2860 F269	F 2	延享2年12月20日 (1745年)・丑	(借用金の返納延期願)	○上河内:借主権四郎、證人忠兵衛 ●松兵衛	権四郎は、借用した金1両1分を返済できないので、松兵衛に来寅5月より亥年度まで10ヶ年賦、2朱づつとしていただきたいと願う。	(旧目録P119)	原本	状	1	○	94
2861 F270	F 2	延享2年12月22日 (1745年)・丑	山地永代手形之事	○中村:売主平兵衛、證人万之丞 ●上河内:松兵衛	平兵衛は、年貢賄金として5両を借用し、世中違作・茶下値により返済不可。質物の山地を永代渡したと記す。年貢は、当方で負担。	(旧目録P119)	原本	状	1	○	94
2862 F271	F 2	延享2年12月22日 (1745年)・丑	永代二相渡申山地手形之事	○中村:孫兵衛、證人万之丞 ●上村:松兵衛	孫兵衛は、年々、借用して年貢を皆済しているが、お茶が下値で納入できない。山地6枚を質物にして永代渡したい。	(旧目録P111)	原本	状	1		
2863 F273	F 2	延享3年12月28日 (1746年)・寅	永相渡申手形之事	○上河内:山地売主平三郎、證人忠左衛門 ●松兵衛	平三郎は、二又の平四郎から夏冬の賄金2分624文を借用しているが、返済できない。そこで、松兵衛から山地2枚を質物に借用し、永代渡した。山年貢9文を彦右衛門に支払っていただきたい。	(旧目録P111)	原本	状	1	○	94
2864 F47	F 2	延享3年12月 (1746年)・寅	借用金子手形之事	○中村:借主市郎兵衛、證人清次郎 ●一色村:松右衛門	市郎兵衛は、寅年賄金として松右衛門から1分1朱を借用。質物として、山地1作つくりとお茶4年摘みとし、私方に返却を願う。	(旧目録P119)	原本	状	1	○	94
2865 F274	F 2	延享3年12月 (1746年)・寅	永相渡申手形之事	○上河内村:平兵衛、證人万之丞、身成村一色: 松右衛門 ●八坂:平口五郎右衛門	年貢金に困った平兵衛が、平口五郎右衛門から金3両2朱を借用。近年、茶の相場が下落し、世相も悪く、返済できない。山地を指出し、永代渡した。	(旧目録P111)	原本	状	1	○	94
2866 F275	F 2	延享4年6月10日 (1747年)・卯	永相渡申手形之事	○上河内:山地売主平四郎、證人五左衛門 ●上河内村:松兵衛	平四郎は、年貢・賄金に困り、家内傾いが3~4年と続いているので、借用金1両2分の返済が難儀している。そこで、山地3ヶ所を松兵衛に金3両2分で永代渡したと記す。	(旧目録P111)	原本	状	1	○	94
2867 F277	F 2	延享5年2月15日 (1748年)・辰	永代売渡申山地手形之事	○上河内:売主平三郎、證人松兵衛 ●一色松右衛門	平三郎は、前々から松右衛門から借用の金1両につき、延享4年は日枯水枯風枯で返済の目途がたたない。そこで、山地2ヶ所を質物に、永代売渡したと記す。	(旧目録P112)	原本	状	1		
2868 F278	F 2	延享5年2月15日 (1748年)・辰	永代売渡申山地手形之事	○上河内:売主五左衛門、證人松兵衛 ●一色:松右衛門	五左衛門は、前々より金3両を借用。延享4年は日枯水枯強風で返済する手立てがない。そこで、山地3ヶ所を質物として永代売渡したと記す。山年貢は、御無用に願いたい。	(旧目録P112)	原本	状	1		
2869 F276	F 2	延享5年2月16日 (1748年)・辰	永夕売渡申茶畑手形之事	○中村:借主平兵衛@、證人万之丞@ ●松兵衛	卯年(延享4)は、干風水損のために一切作物がとれず、飢渴に及んで難儀。茶畑を2朱で永代売渡したと記す。	(旧目録P111)	原本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
2870 F279-1	F 2	延享5年3月20日 (1748年)・辰	永代売渡シ申山地手形 之事	○山地売主三郎右衛門、請松兵衛 ●一色村:松右衛門	金子返済に困った三郎右衛門が、山地2枚を金1両2分で売渡したと記す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P112)	原 本	状	1	○	94
2871 F279-2	F 2	延享5年10月12日 (1748年)・辰	為後日手形三本一切手 形一本相渡シ申一札之 事	○一色渡主松右衛門、中村:證人佐次郎 ●上河内:松兵衛	標題の手形は、我等が受取った証文であるが、今年の夏賄金に困ったので、金子を借用し、手形を渡す。	(旧目録P112)	原 本	状	1	○	94
2872 F280	F 2	延享5年 (1748年)	永ク売渡申茶畑手形之 事	○中村:借主孫兵衛、證人万之丞 ●松兵衛	孫兵衛が寅・卯年の年貢金を借用、その残金1両2朱を返済出来ず、茶畑1枚を質に渡したと記す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P112)	原 本	状	1	○	94
2873 F282	F 2	寛延1年10月11日 (1748年)・辰	永々売渡申杉木手形之 事	○中村:売主孫兵衛、證人万之丞 ●上河内:松兵衛	賄金に困った孫兵衛が、持山の杉木を金1分で永代売渡したと記す。この杉木は、必要ならば何年たっても伐採してよい。	(旧目録P112)	原 本	状	1	○	94
2874 F281	F 2	寛延1年閏10月11日 (1748年)・辰	永代売渡申田畑之事	○中村:畑売主吉右衛門(孫兵衛)、證人万之丞 ●上河内:松兵衛	年々、年貢金を借用してきたが、返済が困難になったので、畑を代金2両で永代渡したと記す。	(旧目録P112)	原 本	状	1	○	94
2875 F283	F 2	寛延1年閏10月11日 (1748年)・辰	永ク相渡申田畑手形之 事	○中村:畑渡主万之丞、證人清次郎 ●上河内:松兵衛	当辰の年貢金に困った万之丞が、田畑1枚を金1両100文で渡したと記す。	(旧目録P112)	原 本	状	1	○	94
2876 F284	F 2	寛延1年11月15日 (1748年)・辰	永相渡シ申山地手形之 事	○中村:山地売主市郎兵衛、證人孫兵衛 ●上河内:松兵衛	年貢賄金に困った市郎兵衛が、金1両を借用し、山地1枚を永代渡したと記す。	(旧目録P112)	原 本	状	1		
2877 F285	F 2	寛延1年12月15日 (1748年)・辰	永々売渡申山地手形事	○中村:山地売主万丞、證人孫兵衛 ●上河内:松兵衛	借用した年貢金の返済が叶わず、金1両2分で持山を永代渡したと記す。山年貢は、無用に願いたい。	(旧目録P112)	原 本	状	1	○	94
2878 F286	F 2	寛延1年12月15日 (1748年)・辰	借用仕金子手形之事	○上河内:借主権四郎、證人忠兵衛、他1名 ●松兵衛	年貢賄金に困った権四郎が、借りた1両1分の返済が出来ず、その質物として畑枚を書き入れる。金子返済できないときは、畑地を渡す。	(旧目録P119)	原 本	状	1	○	94
2879 F287	F 2	寛延1年12月24日 (1748)・辰	相渡申柿木手形之事	○上河内:渡主清次郎、證人八五郎 ●上河内:松兵衛	年貢賄金に困った清次郎が、借用した金1両1分145文の返済が叶わず、柿木1本を15年間渡したと記す。	(旧目録P112)	原 本	状	1	○	94
2880 F288	F 2	寛延1年12月27日 (1748年)・辰	永売渡申田地手形事	○田地売主源三郎、證人平三郎、他1名 ●松兵衛	困窮により、田地2ヶ所を金1分2朱で永代渡したと記す。	(旧目録P112)	原 本	状	1		
2881 F289	F 2	寛延1年12月27日 (1748年)・辰	永代売渡申山地手形之 事	○山売主善次郎、證人三郎右衛門 ●松兵衛	当辰の年貢金に困った善次郎が、畑2ヶ所を金1分2朱で永代渡したと記す。	(旧目録P112)	原 本	状	1		
2882 F290	F 2	寛延1年12月28日 (1748年)・辰	永代売渡申山地手形之 事	○山地売主権四郎、證人忠兵衛 ●松兵衛	朝鮮人通行につき、人足諸用が必用で、出錢せねばならない。しかし手詰のため、山地1ヶ所を錢550文で永代渡したと記す。	(旧目録P112)	原 本	状	1	○	94
2883 F291	F 2	寛延1年12月28日 (1748年)・辰	永ク売渡申田地手形之 事	○中村:売主市郎兵衛、證人孫兵衛 ●上河内:松兵衛	当辰の年貢金に困った市郎兵衛が、所持する屋敷を金2分で永代売渡したと記す。	(旧目録P113)	原 本	状	1	○	94
2884 F292	F 2	寛延2年3月18日 (1749年)・巳	永代相渡申山地証文之 事	○笹間村栗野山:山売主太郎右衛門、請人三郎 左衛門、同七右衛門 ●上河内:松兵衛	辰年の年貢金に困った太郎右衛門が、山地3枚を金4両で永代渡したと記す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P113)	原 本	状	1	○	94
2885 F293	F 2	寛延2年6月28日 (1749年)・巳	永売渡申前通り竹林之 手形之事	○中村:売主万丞、證人孫兵衛 ●上河内:松兵衛	辰年の年貢金に困った太郎右衛門が、竹林1枚を金2分300文で永代売渡したと記す。その年貢は、当方で負担する。	(旧目録P113)	原 本	状	1	○	94
2886 F88	F 2	寛延2年12月25日 (1749年)・巳	売渡申杉木手形之事	○一色:杉木売主善太郎、證人助右衛門 ●上河内村:松兵衛	巳年の年貢金に困った善太郎が、杉木3化粧を金1両2分で売渡したと記す。以後、何年に限らず、いつでも切取り自由とする。	(旧目録P105)	原 本	状	1	○	94
2887 F294	F 2	寛延2年12月28日 (1749年)・巳	永代相渡杉木山地手形 之事	○上河内:山地杉木共渡主平右衛門、請人松兵 衛 ●八坂:五郎右衛門	前々より借用している金子残金5両の返済叶わず、杉木100本と山地を永代渡したと記す。	(旧目録P113)	原 本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
2888 F295	F 2	寛延2年12月 (1749年)・巳	相渡申山地手形之事	○上河内の内、栗山:亮主市郎右衛門、一色:證人松右衛門 ●八坂:五郎右衛門	去る寅年の年賃金に困った市郎右衛門が、返済叶わず、山地を金1分 で永代渡したと記す。検地の節は、貴方名義とする。	(旧目録P113)	原 本	状	1	○	94
2889 F296	F 2	寛延2年12月 (1749年)・巳	永相渡申山地之事	○上河内の内、中村:亮主孫兵衛、證人組頭市郎平衛、一色:證人松右衛門 ●五郎右衛門	年貢賄金に困った孫兵衛が、返済叶わず、山地を金1両1朱で永代渡 したと記す。今後は、貴方方に任せる。	(旧目録P113)	原 本	状	1	○	94
2890 F297	F 2	寛延3年2月3日 (1750年)・午	永売渡申山地手形之事	○上河内:山地売主平三郎 ●上河内:松兵衛	金子に困った平三郎が、畑2ヶ所を450文で永代売渡したと記す。山年 貢は、当方で負担する。	(旧目録P113)	原 本	状	1	○	94
2891 F298	F 2	寛延3年6月1日 (1750年)・午	永代売渡申手形之事	○中村:亮主平兵衛、證人万丞、請人松兵衛 ●一色:助右衛門	当午の年賃金に困った平兵衛が、金1両2分を借用、質として茶畑1枚 を永代売渡したと記す。年貢は、当方で負担する。	(旧目録P113)	原 本	状	1	○	94
2892 F298-2	F 2	寛延3年12月20日 (1750年)・午	永相渡申宮下竹林山地 手形之事	○上河内:在地売主三郎右衛門、證人善右衛門 ●上河内:松兵衛	去る巳年の年賃金に困った三郎右衛門が、金2分と664文を借用、質と して3山地などを永代渡したと記す。山年貢は、当方で負担する。	不明	原 本	状	1	○	94
2893 F299	F 2	宝暦1年11月20日 (1751年)・未	永々相渡山地手形之事	○中村:山地売主市郎兵衛、證人八五郎 ●上河内:松兵衛	午年の年賃金に困った市郎兵衛が、金1両2朱を借用。この質物として 山地2枚を永代渡したと記す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P113)	原 本	状	1	○	94
2894 F300	F 2	宝暦1年12月25日 (1751年)・未	永代相渡申山地手形之 事	○中村:山地売主市郎兵衛、證人八五郎 ●上河内:松兵衛	未年の年賃金に困った市郎兵衛が、金3分2朱を借用。この質物として 畑2ヶ所を永代渡したと記す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P113)	原 本	状	1		
2895 F301	F 2	宝暦4年12月26日 (1754年)・戌	譲渡し申山地手形之事	○中村:山譲主市郎兵衛、日影:證人八郎右衛 門 ●松兵衛	金12両を中村の年貢分として借用。近年、世柄悪く、残金の返済がで きないので、質物の山地を残らず譲ると記す。	(旧目録P113)	原 本	状	1	○	94
2896 F20	F 2	宝暦4年12月28日 (1754年)・戌	借用申金子手形之事	○一色:借主善右衛門、證人助右衛門、他1名 ●上河内村:松兵衛	家の普請金として、金3分を借用し、屋根を葺替える。来る夏中、新茶で 元利も返済する。	(旧目録P119)	原 本	状	1	○	94
2897 F89	F 2	宝暦6年 (1756年)・子	借用申金子手形之事	○上河内村:借主松兵衛 ●同村:由右衛門	金子3両1分を借用。丑年11月23日元利、必ず返済する。	(旧目録P120)	原 本	状	1	○	94
2898 F302	F 2	宝暦7年12月 (1757年)・丁丑	譲渡申田地手形之事	○助宗村:田地譲主儀右衛門、名主平八、組頭 治郎助、七郎右衛門、百姓代亥平 ●笹間上河内村:松兵衛	子年の年賃金に困った儀右衛門が、田地3斗3合を金3両で譲渡したと 記す。	(旧目録P113)	原 本	状	1	○	94
2899 F303	F 2	宝暦12年1月 (1762年)・亥	永代譲渡申山路手形 之事	○中村:万丞、請人八郎右衛門 ●松兵衛	亥年の年賃金賄いに困った万丞が、金15両2分を借用。質物として山 路1枚を渡し、1兩年、私は奉公することを願う。	被損箇所あり (旧目録P113)	原 本	状	1	○	94
2900 F304	F 2	宝暦13年8月 (1763年)・未	相渡申木子山證文之事	○笹間村:山売主名主六郎左衛門、同藤太夫、 同市郎左衛門、同孫右衛門 ●瀬戸谷宮原村:弥兵衛	笹間村で相談の結果、仲間山できのこ木として雑木ばかりを1巻き、金 10両で1作売渡す。この木伐採年数は15年季とし、年季内のきのこ栽培 を認める。きのこの箱材として、樅・樺の伐採も可とする。	(旧目録P113)	原 本	状	1	○	94
2901 F305	F 2	明和1年12月20日 (1764年)・申	永く相渡申山地手形 之事	○山売主平次郎、請人忠左衛門 ●松兵衛	代金1両を請取り、持山1枚を永代渡したと記す。	(旧目録P114)	原 本	状	1		
2902 F306	F 2	明和1年間12月(1764 年)・申	借用申金子手形之事	○助宗村:借主惣七、證人権助、名主三右衛門 ●笹間河内村:松兵衛	当申之年賃金に困った惣七が、金3両を借用。利足は米2俵ずつ、11 月中に支払う。質物として、田1反5畝21歩を書入れる。万一、米の滞滞 となれば、證人が引受ける。	(旧目録P120)	原 本	状	1	○	94
2903 F307	F 2	明和2年3月 (1765年)・酉	永く売渡申山地手形之 事	○大森:主 作十、作右衛門 ●上河内:松兵衛	持山1巻を金2分2朱400文で永代売り渡したと記す。山年貢は、当方 で負担する。	(旧目録P114)	原 本	状	1	○	94
2904 F308	F 2	明和3年11月7日 (1766年)・戌	借用申金子手形之事	○:石上:借主孫左衛門、證人八左衛門、同六郎 左衛門 ●上河内:松兵衛	当戌の年賃金に困った孫左衛門が、利足2割半で金2両2分を借用。返 済は、来る亥年の新茶代金で賄う。質物として、畑・家財を書入れる。	(旧目録P120)	原 本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 厚区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
2905 F309	F 2	明和3年12月20日 (1766年)・戌	永代相渡し申山地手形 之事	○山売主善右衛門、請人三郎右衛門 ●松兵衛	当戌の年貢金に困った善右衛門が、茶畑3枚を金2分2朱で譲渡したと 記す。さらに、賄金に困り、金1分で持山を譲渡している。	(旧目録P114)	原 本	状	1	○	94
2906 F310	F 2	明和3年12月 (1766年)・戌	譲渡申田畑証文之事	○助宗村:田地譲渡作人義兵衛、作人甚三郎、 証人惣七、名主加印三郎右衛門 ●上河内村:松兵衛	当戌の年貢米に困った義兵衛が、田1反8畝12歩(分米2石2徒升合)を 金5両で譲渡。作米等に遅滞あらば、加印の者が引請ける。	(旧目録P114)	原 本	状	1	○	94
2907 F311	F 2	明和4年3月 (1767年)・亥	借用申金子手形之事	○助宗村:借主:甚五郎◎、証人惣七◎、名主加 印三郎右衛門◎ ●上河内村:松兵衛	去る戌の年貢米に困った甚五郎が、金5両借請け、年2割の利足分米 を年々納める。質物として、所持する田畑を書入れ、利分が滞れば、証 人が引取る。	(旧目録P120)	原 本	状	1	○	94
2908 F1	F 2	明和4年9月 (1767年)・亥	田畑質入小作入上米直 段並竹木直段書上帳	○駿河国志太郡笹岡村:名主松兵衛、組頭甚三 郎、組頭利衛、百姓代次郎右衛門 ●嶋田御役所	田畑・竹木を質入れする場合の値段、小作入米の量を記す。	丁数5枚 (旧目録P105)	原 本	豎 帳	1	○	94
2909 F312	F 2	明和4年12月28日 (1767年)・亥	永代売渡し申山地証文 之事	○三並:売主伊左衛門◎ ●上河内:松兵衛	年々、年貢金を借用してきたが、返済が困難になったので、持山を1両 1分で永代売渡したと記す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P114)	原 本	状	1	○	94
2910 F313	F 2	明和6年1月 (1769年)・丑	永代相渡し申山地手形 之事	○山地売主彦右衛門、請人惣左衛門 ●松兵衛	金1分2朱を請取り、持山1枚を永代渡したと記す。	(旧目録P114)	原 本	状	1		
2911 F314	F 2	明和7年11月 (1770年)・寅	請取申金子証文之事	○助宗村:金子合力請主甚五郎、証人名主与八 ◎、他5名 ●上河内村:松兵衛	年貢未納となるまで零落し、越度となるころを金3分融通していただ いた。翌年から、田地作替で惣七が作人となる。	(旧目録P120)	原 本	状	1	○	94
2912 F91	F 2	明和8年11月 (1771年)・卯	借用申金子手形之事	○助宗村:金子借主甚五郎、証人組頭庄左衛 門、加印名主与八 ●上河内村:松兵衛	当卯年の年貢米に困った人五郎が、金5両を借用。質物として、田1反8 畝12歩を書入れ、年々の利米として1石ずつを渡す。違反時、請人に 渡して返済する。	(旧目録P120)	原 本	状	1	○	94
2913 F93	F 2	安永6年12月 (1777年)・酉	借用申金子手形之事	○三並村:借主伊ノ右衛門、他14名 ●上河内村:松兵衛	三並村の15名は、松兵衛から1両1貫260文を借用。返済は、五月の新 茶仕立で済みますが、不能の時は、惣百姓の家財残らず渡す。これとほ ぼ同様の継承文書あり。	(旧目録P120)	原 本	状	1		
2914 F315	F 2	安永7年2月 (1778年)・戌	永代譲渡し申田地手形 之事	○一色村:売主藤左衛門◎、証人助右衛門◎ ●上河内村:松兵衛	年貢金に困った藤左衛門が、金3分571文を借用。田地・持山等を永 代譲渡する。年貢・国役共、当方に納入願いたい。	(旧目録P114)	原 本	状	1	○	94
2915 F94	F 2	安永7年12月 (1778年)・戌	借用申金子手形之事	○大間:借主孫兵衛◎、請人孫太夫◎、上河内: 請人治郎右衛門 ●上河内村:松兵衛	年貢金に困った孫兵衛が、金4両を借用。利足2割5分とし、翌5月の新 茶で返済する。質物として、田地2ヶ所を書入れる。	(旧目録P120)	原 本	状	1	○	94
2916 F316	F 2	安永7年12月25日 (1787年)・戌	永代譲渡し申田地手形 之事	○一色:田地山地譲主藤左衛門、証人助右衛門 ●上河内:松兵衛	借用金の残金がある藤左衛門が、金3分571文の質物として田地・山地 を永代譲渡したと記す。山年貢・国役金は、当方に納入されたい。	(旧目録P114)	原 本	状	1	○	94
2917 F95	F 2	安永8年12月 (1779年)・亥	借用申金子之事	○津島:堀田田七太夫(花押) ●上河内村:岡野谷松兵衛	金子1両を借用。来る6月、元利共返済する。又、金2分を子年12月まで 借り。	(旧目録P120)	原 本	状	1	○	94
2918 F317	F 2	安永8年12月 (1779年)・亥	借用申金子手形之事	○柴山村:借主太郎右衛門、請人惣右衛門、他3 名 ●上河内村:松兵衛	当亥年の年貢賄金に困った田等右衛門が、金2両2分を借用。来る五 月の新茶仕立で元利とも返済する。遅滞なら、村方百姓立合い、約束 通り相済とする。	(旧目録P120)	原 本	状	1		
2919 F318	F 2	安永8年12月 (1779年)・亥	借用申金子手形之事	○大間村:借主孫兵衛、請人孫太夫、他2名 ●上河内村:松兵衛	年貢金に困った孫兵衛が、金4両を借用。翌5月の新茶で返済する。質 物として、田地2ヶ所を書入れる。	紙疲劣、虫損甚大 (旧目録P114)	原 本	状	1		
2920 F97	F 2	天明6年9月 (1786年)・午	売渡し申椎茸山之事	○駿州上河内村:松兵衛、同惣右衛門 ●遠州美倉村:作兵衛、遠州:甚左衛門	当午年の年貢金に困った松兵衛等が、所持する椎茸山を14両で譲渡 したと記す。当午占13年奉と定め、椎茸、なら、こなら、その外は薪・萱 など、權用なものを切り取り、自由な支配を願う。	(旧目録P114)	原 本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
2921 F98	F 2	天明7年9月 (1787年)・丁未	借用申金子手形之事	○日向村:借主利兵衛衛、證人長助、請人半七郎 ●上河内:松兵衛	利兵衛は、金2分254文を借用。来る10月10日を限りに返済する。出来なければ、柿等で返済する。	(旧目録P120)	原 本	状	1		
2922 F320	F 2	天明8年12月 (1788年)・申	相渡申一札之事	○伊久美村:平蔵◎、請人惣右衛門、證人松兵衛 ●上河内:金次郎	平蔵が、望みにより万丞屋敷を金1両3分2朱で渡したと記す。年貢諸役は、貴方にて負担。添状あり。	(旧目録P114)	原 本	状	2	○	94
2923 C570	F 2	寛政11年11月 (1799年)・己未	乍憚り以上書願上候事 (包紙入り)	○忠右衛門他3名 ●御老カ	先年火災に会い、家普請金を借用。病難にも会い、借入金16両3分余の内、12両は杉木を売却して返済。残金4両3分余は、来る申年より1年以内に返済する。不可能ならば、質物で済ます。西野平蔵より岡野谷松兵衛宛の7月2日の書状あり。	(旧目録P121)	原 本	状	2	○	94
2924 F322	F 2	寛政11年11月 (1799年)・未	永代ニ売渡申杉山手形之事	○上河内村:売主忠右衛門、請人平三郎、同忠左衛門、同清三郎、奥印名主松兵衛 ●二又村:平蔵	年貢賄金に困った忠右衛門が、借金の返済に滞り、残金10両の質物として、山地1枚を永代譲渡したと記す。山年貢は、当方で負担。これに、文化5年(1808)12月の平蔵より松兵衛宛の譲渡証文が継紙されている。	(旧目録P114)	原 本	状	1		
2925 F323	F 2	文化1年11月 (1804年)・子	金子手形之事	○記載なし ●記載なし	年貢賄金として、安永4、天明7、寛政2、同13年に借用。近年、病難その他で残金51両3分1貫258文あり。返済不可能の時、質物を残らず渡す。	(旧目録P121)	原 本	状	1	○	94
2926 F100	F 2	文化2年7月 (1805年)・丑	借用申金子之事	○一色:借主次郎兵衛◎、請人作兵衛◎ ●上河内:松兵衛	次郎兵衛の悴市五郎の参官金として、金1両を借用。返済は、無尽で賄う。利足は、年々の勘定で返済。	(旧目録P121)	原 本	状	1	○	94
2927 F326	F 2	文化4年12月 (1807年)・卯	相渡申杉山一作手形之事	○上河内村:地主売主次郎右衛門◎、同平五郎◎、地脇請人治右衛門◎、他3名 ●伊久美村内二又村:平蔵	年貢賄金に困った次郎右衛門が、48両3分と1貫250文を借用。返済遅滞につき、質物の山地・小杉を渡したと記す。小苗木につき、150ヶ年季に定め、その間は自由な取扱を願う。山の綿役は、当方で負担。	(旧目録P114)	原 本	状	1	○	94
2928 F328	F 2	文化4年12月 (1807年)・卯	写相渡申杉山一作手形之事	○上河内村:地主売主次郎右衛門、同平五郎、地脇請人治右衛門、他3名 ●伊久美村内二又村:平蔵	通し番号2927号文書の写。	(旧目録P115)	原 本	状	1	○	94
2929 F329	F 2	文化6年12月 (1809年)・巳	永代売渡申山地手形之事	○上河内村:売主忠右衛門◎、請人平三郎◎ ●松兵衛	年々、年貢金を借用してきたが、返済が困難になったので、持山2ヶ所を金2両で永代売渡したと記す。この山地は、白掛地で焼畑も無益、杉木立にしてもかまわない。	(旧目録P115)	原 本	状	1	○	94
2930 F103	F 2	文化6年 (1809年)・巳	年季限相渡申杉木手形之事	○三井:売主伊右衛門、請人伊兵衛、市郎右衛門 ●上河内村:松兵衛	借用の金30両の返済が出来ず、固定化した。そこで、私有の700本の杉山を30年季で渡すので、その間に伐採されたい。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P105)	原 本	状	1		
2931 F330	F 2	文化8年2月 (1811年)・未	売渡申杉山手形之事	○上河内村:売主善右衛門、請人三郎右衛門 ●上河内村:松兵衛	当春、賄金として金1分を借用。持山の杉の幼木60本を期日を定めずに売渡す。山綿年貢は、当方で負担する。	(旧目録P115)	原 本	状	1	○	94
2932 C572	F 2	文化8年6月 (1811年)・未	年賦金證文之事	○三並:借主平助、請人十右衛門 ●上河内村:松兵衛	年貢諸賄金として金2両3分を借用。返却できず、ここまできたので、来年の申より金1朱ずつ、年々に返済する。	(旧目録P133)	原 本	状	1		
2933 F331	F 2	文化8年7月 (1811年)・未	売渡申杉山手形事	○笹間渡村:売主要右衛門◎、證人次郎左衛門◎ ●上河内村:松兵衛	金2分を借用。杉木200本植付の場所を50年季で売渡したと記す。	(旧目録P115)	原 本	状	1	○	94
2934 F104	F 2	文化8年8月 (1811年)・未	借用申金子之事	○日向村:売主名主利兵衛◎、請人半七◎、栗野村:證人名主人左衛門◎、他3名 ●上河内村:松兵衛	年貢金に困った利兵衛が、文化5年、同8年に金5両2分700文を借用。返済出来ず、持山2ヶ所の杉木860本を、年季50年で渡したと記す。この年季内は勝手次第とする。	(旧目録P121)	原 本	状	1	○	94
2935 F332	F 2	文化8年8月 (1811年)・未	借用金子之事	○日向村:売主名主利兵衛、栗野村:證人名主人左衛門、同太郎右衛門、他2名 ●上河内村:松兵衛	年貢金に困った利兵衛が、文化5年に金3両2分を借用。その後、家内中煩いで返済出来ず、当分の賄に金2両700文を借用。返済の手段に難儀しているため、持山2ヶ所の杉木120本を50年季で渡したと記す。年季内は勝手次第とする。	(旧目録P121)	原 本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
2936 F33	F 2	文化12年 (1815年)・亥	年数金手形之事	○借主市平◎、証人三郎左衛門◎ ●上河内村:松兵衛	年貢賄金として、市平が金1両2分2朱180文を借用。茶の値も悪く、不仕合せ到来。そこで、来年から10年賦で支払いを許された。1ヶ年に永165文5分ずつ、新茶支払いを約束する。	(旧目録P193)	原 本	状	1	○	94
2937 F50	F 2	文化13年12月 (1816年)・子	相渡申一札之事	○上河内村:借主惣右衛門 ●二又村:平藏	年々の年貢賄金として、惣右衛門が金2両を借用。近年、新茶の収入もよくない。そこで、返済は、来る丑年から5ヶ年賦とする。毎年、金1分2朱宛の勘定。	(旧目録P121)	原 本	状	1	○	94
2938 F334	F 2	文化13年12月 (1816年)・子	借用申金子手形之事	○三井:金子借主伊左衛門◎、請人伊兵衛◎ ●上河内村:松兵衛	越年費用として、伊左衛門が金3両を借用。返済は、翌丑年6月より、新茶で充当する。	(旧目録P121)	原 本	状	1	○	94
2939 F325	F 2	文化14年11月 (1817年)・丑	借用申金子之事	○ささ間之内石上村:借主藤兵衛◎、証人六郎左衛門◎ ●上河内村:松兵衛	年貢金に困った藤兵衛が、金1両2分を借用。返済は、来寅の新茶で元利とも勘定する。	(旧目録P121)	原 本	状	1	○	94
2940 F335	F 2	文政1年12月 (1818年)・寅	借用申金子手形事	○日向:借主久左衛門◎、証人半七◎ ●上河内村:松兵衛	当夏の新茶の遠作で寅の年貢金に困った久左衛門が、金1両を借用。質物として、杉木3000本を書入れたと記す。万一、返済が遅滞なら、質物を渡す。	(旧目録P121)	原 本	状	1	○	94
2941 F106	F 2	文政3年12月 (1820年)・辰	借用申手形証文之事	○抜里村:借主久五郎◎、証人金左衛門◎ ●上河内村:松兵衛	当辰の年貢賄金に困った久五郎が、金6両を借用。来巳の4月、新茶が出来次第、大走りから返済。仕切り遅れる時、杉林1枚を差上げる。	(旧目録P121)	原 本	状	1		
2942 F110	F 2	文政6年11月25日 (1823年)・未	書状	○笹間渡村:亀五郎、甚三郎 ●上河内村:松兵衛	与五左衛門跡の忠蔵は、不仕合につき、金3両を借用したく忠蔵を差し向ける。返済は、亀五郎・甚三郎が立合い、暮までに工面する。	(旧目録P121)	原 本	状	1		
2943 F111	F 2	文政9年7月 (1826年)・戌	売渡申手山立木証文之事	○上河内村:持林売主名主岡野谷松兵衛、親類組頭甚三郎、同五左衛門 ●池谷勘右衛門	金子入用となった松兵衛が、手持山の立木他残らず質物として、金28両2分を借用。年季は、当戌の7月より来る酉年迄の12年。この間、伐採方は勝手次第。御用炭焼出は大切なので、荷物差支えないように願う。	(旧目録P105)	原 本	状	1	○	94
2944 F112	F 2	文政9年7月 (1826年)・戌	売渡申炭山証文之事	○上河内:山主名主松兵衛、証人甚三郎 ●記載なし	炭山一作売渡すので、炭間屋・炭焼人足宿など、当方にて終始引受ける。	(旧目録P115)	原 本	状	1		
2945 F332	F 2	文政9年11月 (1826年)・戌	借用申金子証文之事	○抜里村:八左衛門◎、証人米作◎ ●上河内村:松兵衛	諸賄金に困った八左衛門が、金15両を借用。質物として、田地を書入れ、来る6月、元利とも返済する。	(旧目録P121)	原 本	状	1	○	94
2946 B97	F 2	文政9年12月 (1826年)・戌	年賦証文之事 (包紙あり)	○石上:八左衛門、(別紙)石上:清左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	年貢賄金に困った八左衛門が、金1両3分2朱77文を借用。近年不作で返済出来ず、1ヶ年金2分で来る亥年から寅年までの4ヶ年として返済する。他に、金子3両を借用、来年の春(雑草)で返済するとの証文あり。	(旧目録P133)	原 本	状	1		
2947 F837	F 2	文政10年2月18日 (1827年)・亥	言延証文之事	○石上:借主甚右衛門◎、証人治郎左衛門◎ ●上河内:岡野谷松兵衛	旧冬、貴方に質物に置いた鉄炮の件、現在拜請したい。質物の請出は2月28日に落札であるので、落札次第、元利共に勘定する。間違ひあれば、鉄炮を差上げる。	(旧目録P178)	原 本	状	1	○	94
2948 F113	F 2	文政10年3月 (1827年)・亥	相渡申杉山証文之事	○ぬくり:売主久五郎、証人金左衛門、他2名 ●上河内村:松兵衛	諸賄金借用の残金8両に付き、杉山1ヶ所分を渡す。年季は、80ヶ年とし、その間に勝手次第に伐採願いたい。その後、地所を返してほしい。	(旧目録P115)	原 本	状	1	○	94
2949 F337	F 2	文政10年9月26日 (1827年)・亥	借用金子証文之事 (包紙あり)	○石上村:借主庄蔵、証人治郎左衛門 ●霜笹間村:岡野谷松兵衛	金2分を借用。質物は、無尽で2両2分の取金あり。これが落札したら、元利共に返済する。落札無くても、来る子年中に勘定をする。不可能ならば、新調の鉄炮1挺を證人方に渡して済ます。	(旧目録P122)	原 本	状	1	○	94
2950 F338	F 2	文政10年10月30日 (1827年)・亥	借用申金子証文之事 (包紙あり)	○借主磯右衛門、証人清右衛門、同次郎右衛門 ●上河内村:松兵衛	当亥年の年貢金に困った磯右衛門が、金3分を借用。返済は、来る子年の新茶売上次第、元利共返済する。不可ならば、證人を立てて、急度返済する。	(旧目録P122)	原 本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
2951 F339	F 2	文政10年10月 (1827年)・亥	借用申金子証文之事 (包紙あり)	○借主利右衛門◎、證人次郎左衛門◎ ●上河内村:松兵衛	金3分2朱を借用した利右衛門が、来る子の新茶仕立で元利共に返済すると記す。	(旧目録P122)	原 本	状	1		
2952 F51	F 2	文政10年11月 (1827年)・亥	借用申金子之事	○借用主席庵◎、證人六郎右衛門◎、同要助◎、他2名 ●上河内村:松兵衛	相続金として関庵が金10両を借用。質物として、身成村久左衛門の大黒講を書入れ、利足は定法通りとする。返済は、大黒講落札金を持って元利ともにあてる。	(旧目録P122)	原 本	状	1	○	94
2953 F359	F 2	文政10年11月 (1827年)・亥	借用申金子手形之事 (包紙あり)	○笹間石上村:借主庄蔵◎、證人次郎左衛門◎ ●上河内村:岡野谷松兵衛	当年度の年貢金に困った庄蔵が、金3分を借用。返済は、来る子年5月の新茶仕立、元利共返済する。	(旧目録P123)	原 本	状	1		
2954 F340	F 2	文政11年1月 (1828年)・子	永譲渡申山地手形之事	○大森村:作左衛門◎、證人三右衛門◎ ●上河内村:松兵衛	所有する山地1枚を、金2両で永代譲渡したと記す。山年買は、当方で負担する。	(旧目録P115)	原 本	状	1	○	94
2955 F341	F 2	文政11年12月9日 (1828年)・子	借用申金子手形之事	○笹間村組日向村:借主:利兵衛、證人半七 ●上河内村:松兵衛	当子の1月、金2両3朱を借用した利兵衛が、来る巳年12月までに元利共返済すると約し、質物として畑地を書入れた。返済不可なら、質物を御渡しする。	虫損あり (旧目録P122)	原 本	状	1	○	94
2956 F342	F 2	文政12年3月12日 (1829年)・丑	借用申金子手形之事	○石上村:借主彦兵衛◎、證人八左衛門◎、他3名 ●上河内村:岡野谷松兵衛	彦兵衛は、妻子引取にあたり、金1両1朱を借用。来る6月迄に返済する。	(旧目録P122)	原 本	豎 帳	1	○	94
2957 F343	F 2	文政12年7月 (1829年)・丑	相渡申年数証文之事	○三並村:借主平右衛門、證人名主伊左衛門 ●上河内村:松兵衛	年々の年貢諸役金に困った平右衛門が、3両3朱445文を借用。1ヶ年で2朱宛年賦済みで返済。返金は、茶勘定で行う。	(旧目録P115)	原 本	状	1	○	94
2958 F344	F 2	文政12年12月17日 (1829年)・丑	借用申金子手形之事	○石上村:借主次郎兵衛◎、證人八右衛門◎ ●上河内村:岡野谷松兵衛	賄金に困った次郎兵衛が、金2両2朱を借用。繰る寅年の春までに、椎茸で元利とも返済する。	(旧目録P122)	原 本	状	1	○	94
2959 F345	F 2	天保3年6月 (1832年)・辰	永売渡申杉山証文之事	○上河内村:売主清五郎◎、證人組頭忠右衛門◎ ●村方松兵衛	清五郎が、金5両2分708文を借用。返済不可ならば、所有の杉山を永代渡すと記す。	(旧目録P115)	原 本	状	1		
2960 F346	F 2	天保3年11月 (1832年)・辰	永売渡申杉山証文之事	○村方売主平三郎◎、請人組頭忠右衛門◎ ●松兵衛	平三郎は、持山1ヶ所を金4両1分で永代売渡したと記す。	(旧目録P115)	原 本	状	1	○	94
2961 F115	F 2	天保5年9月 (1834年)・午	売り渡シ申椎茸山手形之事	○大平:売主治郎兵衛◎ ●高日向村:徳兵衛	治郎兵衛は、持山を金3両で椎茸木に売渡し、8年季とした。	(旧目録P115)	原 本	状	1	○	94
2962 F347	F 2	天保6年6月 (1835年)・未	永代売渡申山地手形之事	○上河内:売主善右衛門◎、請人組頭三郎右衛門◎ ●松兵衛	善右衛門は、持山を金1両2分2で永代売渡したと記す。山年買は、当方で負担する。	(旧目録P115)	原 本	状	1		
2963 F116	F 2	天保6年7月 (1835年)・未	借用申金子証文之事	○抜里村:借主清五郎◎、證人清右衛門◎ ●駿州上河内村:松兵衛	清五郎は、持畑を質物として、金5両を借用。返済は、長四郎無尽落札の節に返済する。利足は、年々返済。	(旧目録P122)	原 本	状	1	○	94
2964 F52	F 2	天保6年12月 (1835年)・未	借用申金子手形之事	○上河内村:借主松兵衛、滝沢村:請人八郎右衛門◎ ●滝沢村:酒屋瀬左衛門	当暮の賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。来る申年3月中、元利共に返却する。	(旧目録P122)	原 本	状	1	○	94
2965 F117	F 2	天保6年12月 (1835年)・未	借用申金子証文之事 (包紙あり)	○抜里村:借主治郎兵衛◎、證人清右衛門◎、同龜治郎◎ ●上河内:松兵衛	治郎兵衛は、持畑を質物として、金1両2分を借用。返済は、来る申年の6月迄新茶出来次第とする。	(旧目録P122)	原 本	状	1	○	94
2966 F53	F 2	天保7年12月 (1836年)・申	借用申金子手形之事	○上河内村:金子借主松兵衛◎、滝沢村:證人八郎右衛門◎ ●滝沢村:瀬左衛門	当申年の年貢諸賄に困った松兵衛が、金30両を借用。来る酉年3月限り元利共、返済する。	(旧目録P122)	原 本	状	1	○	94
2967 F119	F 2	天保7年12月 (1836年)・申	借用申金子手形之事	○身成村:借主半次郎◎ ●松兵衛	半次郎は、金5両を借用。来る酉年夏迄に、元利共返済する。	(旧目録P123)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
2968 F348	F 2	天保8年3月 (1837年)・酉	永売渡申畑地証文之事	○上河内村:売主金治郎事作平◎、地親三郎助◎、五人組頭甚三郎◎ ●松兵衛	作平は、畑地が川となり、金3分1朱252文を借用。畑地を永代売渡したと記す。年貢は、当方で負担する。	(旧目録P115)	原 本	状	1	○	94
2969 F349	F 2	天保8年3月 (1837年)・酉	万丞屋敷書添証文之事	○上河内:譲主金次郎◎、地親三郎助◎、五人組頭惣右衛門◎ ●松兵衛	万丞屋敷について、二又村の平蔵が1両3分で購入。天明年中に金治郎が買付け、さらに松兵衛が3両2分3朱で購入。古証文とあり、松兵衛方で自由支配とする。	(旧目録P115)	原 本	状	1	○	94
2970 F21	F 2	天保8年6月 (1837年)・酉	永売渡申杉山証文之事	○上河内村:売主惣左衛門◎、證人地親三郎右衛門◎ ●松兵衛	年貢諸役金に困った惣左衛門が金子を借用、困難が続きのため、残金6両2分104文の返済につき、持山で永代渡したと記す。	(旧目録P116)	原 本	状	1		
2971 F350	F 2	天保8年6月 (1837年)・酉	永売渡申杉山証文之事	○上河内村:売主惣左衛門◎、證人地親三郎右衛門◎ ●松兵衛	年貢金に困った惣左衛門が金子を借用、困窮続きのため、残金6両2朱104文の返済につき、持山1巻きを永代売渡したと記す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P116)	原 本	状	1	○	94
2972 F351	F 2	天保8年12月 (1837年)・酉	相渡杉山手形之事	○上河内村:売主清左衛門◎、證人地親忠右衛門◎ ●松兵衛	年貢賄金に困った清左衛門が金子を借用、困窮続きのため、残金2両3分551文の返済につき、持山を渡したと記す。	(旧目録P116)	原 本	状	1	○	94
2973 F22	F 2	天保9年11月 (1838)・戌	借用金子手形之事	○高日向:売主七郎太夫、同請人徳右衛門、三井請人伊左衛門、高日向:名主新太夫 ●上河内村:松兵衛	年貢諸賄金に困った七郎太夫が金子を借用、勘定出来ず、残金5両366文の返済につき、持山2ヶ所を渡したと記す。年季を決めない。	(旧目録P123)	原 本	状	1	○	94
2974 F55	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	借用金子手形之事	○出本借主五郎左衛門◎、請人治郎右衛門◎、石上:同八左衛門 ●上河内:松兵衛	当戌の年貢賄金に困った五郎左衛門が、金1両2分を借用。返済は、来る亥年の新茶で元利共勘定する。不可なら、請人が勘定する。	(旧目録P123)	原 本	状	1	○	94
2975 F120	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	永譲渡杉山証文之事 (包紙あり)	○山譲主善右衛門、證人三郎右衛門 ●村方:松兵衛	善右衛門は、借用した金3両3分2朱78文の返済が出来ないので、持山1ヶ所を売渡したと記す。	(旧目録P116)	原 本	状	1	○	94
2976 F350	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	永譲渡申山地証文之事 (包紙あり)	○上河内村:譲主治郎右衛門◎、請人品右衛門◎、他2名 ●村方:松兵衛	年貢賄金に困った治郎右衛門、金1両2分を借用。その代として、持山を永代譲渡したと記す。山年貢は、当方が負担する。	(旧目録P116)	原 本	状	1		
2977 F352	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	相渡年賦手形之事	○上河内:借主次郎左衛門、親類次右衛門 ●二又村:次郎左衛門	西・戌兩年の年貢金に困った次郎左衛門が、金1両1分2朱を借用。返済が出来ず、来る子年より1ヶ年で1分2朱を支払い、残金は年々の新茶で勘定する。持分の檢を書入れる。不可なら、山地を永代譲渡する。	虫損あり (旧目録P116)	原 本	状	1	○	94
2978 F353	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	相渡申年賦手形之事	○上河内村:借主次郎右衛門、親類次右衛門 ●二又村:平蔵	西・戌兩年の年貢金に困った次郎左衛門が、金1両1分2朱を借用。返済が出来ず、来る子年より1ヶ年で1分2朱を支払い、残金は年々の新茶で勘定する。持分の檢を書入れる。不可なら、山地を永代譲渡する。	(旧目録P116)	原 本	状	1	○	94
2979 F354	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	譲渡申山地手形之事 (包紙入り)	○上河内村:売主次郎右衛門、請人親類次右衛門、与頭、名主 ●二又村:平蔵	借請・年貢金に困った次郎右衛門が金子借用、返済に困ったため、質物の山地を増金に評価替の上、永代譲渡すると記す。	(旧目録P116)	原 本	状	1	○	94
2980 F355	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	譲渡申山地手形之事 (包紙入り)	○上河内村:売主次郎右衛門◎、證人親類次右衛門、他3名 ●二又村:平蔵	借請・年貢金に困った次郎右衛門が金3両1貫94文を借用、返済に困ったため、質物の山地を永代譲渡する。末尾に貼付された天保12年(1841)11月の摺文では、平蔵から上河内の松兵衛へ金9両2分で永代譲渡する、とあり。	(旧目録P116)	原 本	状	2	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 年区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
2981 F121	F 2	天保10年3月 (1839年)・亥	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○竹島:借主八郎右衛門、三並:請人伊右衛門 ●上河内村:松兵衛	当亥春の賄金に困った八郎右衛門が、金3分を借用。来る子年12月限りに返済するとし、質物として杉山1ヶ所を借入れた。不可ならば、請人が取り、売買して勘定する。	(旧目録P123)	原 本	状	1	○	94
2982 F357	F 2	天保10年5月 (1839年)・己亥	拾老人講使用帳者	○木町:応司 平右衛門、世話人半左衛門、庄五郎、仙右衛門 ●記載なし	岡野谷松兵衛以下10名の講掛金の記録。天保10年の初会合では、11口半のお金23両を応司に預け、2回目、23両を預けている。必用経費を差引き、残金24両1分を捨置金として利子3両1分余が仲間の収入。10回目が満期。	(旧目録P135)	原 本	横 帳	1		
2983 F122	F 2	天保10年6月 (1839年)・亥	永ク譲り渡申杉植付山 證文之事	○譲主平右衛門、證人忠右衛門 ●村:松兵衛	平右衛門は金5両2朱343文を借用。返済が出来ないので、持山2ヶ所を永代譲渡する。	(旧目録P116)	原 本	状	1		
2984 F358	F 2	天保10年8月 (1839年)・亥	永売渡シ申杉木并林迄 不残證文之事(包紙入 り)	○売主藤左衛門@、請人助左衛門@ ●上河内村:松兵衛	年々、年貢諸賄金に困った藤左衛門が金子借用。その残金3両1分2朱と545文の返済叶わず、質物の杉木・林を永代売渡す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P116)	原 本	状	1	○	94
2985 F123	F 2	天保10年12月 (1839年)・亥	永ク譲り渡申杉植付山 證文之事	○譲主忠右衛門、證人平右衛門 ●村:松兵衛	金3両を借用した忠右衛門が、返済が滞つ他の出、持山ヲ永代譲渡する。	(旧目録P116)	原 本	状	1		
2986 F129	F 2	天保10年12月 (1839年)・亥	年賦金證文之事	○笹間石上村:借主八左衛門@、請人清左衛門@ ●下笹間上河内村:岡野谷松兵衛	近年連作困窮により、八左衛門は金子を借用。残金4両2分95文を9ヶ年賦で、利足年々2分として返済する。	(旧目録P123)	原 本	状	1	○	94
2987 F360	F 2	天保10年12月 (1839年)・亥	永ク譲り渡申杉植付山 證文之事(包紙あり)	○山譲主平右衛門@、證人忠右衛門@ ●村:松兵衛	年貢賄金に困った平右衛門が、金子を借用。返済叶わず、持山2ヶ所を永代譲渡する。	(旧目録P116)	原 本	状	1	○	94
2988 F361	F 2	天保10年12月 (1839年)・亥	永ク譲り渡申杉植付山 證文之事(包紙あり)	○山譲主忠右衛門@、證人平右衛門@ ●村:松兵衛	年貢賄金に困った忠右衛門が、金子を借用。返済叶わず、金4両3分2朱と295文の型に持山1ヶ所を永代譲渡する。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P116)	原 本	状	1	○	94
2989 F125	F 2	天保12年9月 (1841年)・丑	老作売渡申椎茸山證文 之事	○上河内村:売主松兵衛、證人五左衛門 ●二又村:市兵衛	持山の椎茸山2ヶ所を金20両で、当丑年から午年迄の6年季で売渡す。年数の内の伐採は、自由とする。10両は丑年、10両は辰年春、請取る。	(旧目録P117)	原 本	状	1	○	94
2990 F56	F 2	天保12年10月 (1841年)・丑	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○披里村:借主彦太夫@、同證人佐次右衛門@ ●上河内:松兵衛	当丑年の年貢金に困った彦太夫が、金1両2分を借用。質物として、畑地を書き入れる。返済は、来る夏に新茶出来次第、元利共に勘定する。不可ならば、證人による借地処分解決する。	(旧目録P123)	原 本	状	1	○	94
2991 F362	F 2	天保12年10月 (1841年)・丑	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○披里村:借主三右衛門@、證人平右衛門@ ●上河内村:松兵衛	当丑年の年貢諸賄金に困った三右衛門が、金5両を借用。質物として、畑地を書き入れる。返済は、来る寅6月までに新茶で元利共に返済する。不可なら、質物で当てる。	(旧目録P123)	原 本	状	1	○	94
2992 F57	F 2	天保12年12月 (1841年)・丑	借用申金子證文之事	○日向村:借主岩吉、請人初五郎、質物借主伝兵衛 ●栃山:伊三衛門	柿山仕入に岩吉が金20両を借用。年利割半とし、伝兵衛の杉山2ヶ所を借請けて、渡す。返済は、来る寅年11月とし、不可なら質物売却で済ます。	(旧目録P123)	原 本	状	1	○	94
2993 F127	F 2	天保12年12月 (1841年)・丑	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○日方村:借主岩吉(角印)、證人初五郎@、質物貸主勝兵衛@ ●栃山:伊三左衛門	柿山仕入金として、岩吉は金20両を借用。この質物として、杉山2ヶ所を指出し、返済期限を来る寅年の11月とした。滞れば、質物を売払うとある。証文外の誓付1枚あり。	(旧目録P123)	原 本	状	2	○	94
2994 A86	F 2	天保13年8月 (1842年)・寅	乍恐以書付奉申上候	○駿州志太郡笹間村下組:名主松兵衛、組頭甚三郎、百姓代次郎右衛門 ●嶋田御役所	1朱銀、2朱銀の停止により、村中吟味したところ、書面の通り所持する者があったので、員数を書いて差上げる。	(旧目録P13)	原 本	状	1	○	94
2995 F23	F 2	天保13年11月29日 (1842年)・寅	覚	○西向組:名主権右衛門、栗野山:太郎右衛門、三井組:名主 ●櫻元松兵衛	3枚共、銀子請取の覚	(旧目録P85)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
2996 A96	F 2	天保13年11月 (1842年)・寅	御停止銀代り金御下ケ 小前連印帳	○駿州志太郡:百姓代次郎右衛門、笹間村下組: 組頭甚三郎、名主松兵衛 ●嶋田御役所	今般、1朱銀通用停止により、引替をお願いしたが、その代り金を確かに請取った。合計36両3朱、内1両3朱は、列銀。	丁数8 (旧目録P11)	原本	横帳	1	○	94
2997 F24	F 2	天保13年12月 (1842年)・寅	請取之事 (包紙入り)	○大森組:名主作左衛門 ●上河内村:御願元松兵衛	1朱銀 11両2分1朱、引替ヲ命じられて、残らず確かに請取った。	(旧目録P85)	原本	状	1		
2998 F25	F 2	天保13年12月 (1842年)・寅	請取	○名主治郎兵衛 ●御願元	大平組金3両2分2朱、この内、銭389文入用。この度、1朱銀引上げ引替えでその下金として請取った。	(旧目録P85)	原本	状	1	○	94
2999 F128	F 2	天保13年12月 (1842年)・寅	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛◎、身成村:證人 五郎右衛門◎ ●嶋田宿:平左衛門	当暮賄金に困った松兵衛は、金30両を借用。質物として、持山の杉山1ヶ所を書入れ、利足1年1割2分の積月勘定とし、来る卯年7月限りに元利共返済する。他の證文に、金20両とある。	(旧目録P123)	原本	状	2	○	94
3000 F363	F 2	天保13年12月 (1842年)・寅	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○出本村:借主五郎左衛門◎、受人次郎右衛門◎ ●上河内村:松兵衛	当寅年の年貢金に困った五郎左衛門が、金2両3朱201文を借用。新茶を充当し、元利共返済する。	(旧目録P123)	原本	状	1	○	94
3001 F364	F 2	天保13年12月 (1842年)・寅	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○上河内村:金子借主松兵衛◎、身成村:證人 五郎右衛門◎ ●嶋田宿:平左衛門	諸賄金に困った松兵衛が、金30両を借用。質物として、持山2ヶ所を書入れ、利足を1年1割2分とした来る卯年の7月限りに返済する。他の相済證文に、嶋田宿靴屋平左衛門から上河内村の岡野谷松兵衛あてに、元利共32両2分を請取ったことを記す。	(旧目録P123)	原本	状	2		
3002 F130	F 2	天保14年6月 (1843)・卯	借用申金子證文之事	○日高組:借主利兵衛、同證人兵衛、同半七、 高日向組:新太夫、栗山:多郎右衛門、上河内 村:忠右衛 ●上河内組:松兵衛	入用金に困った利兵衛が、金22両を借用。質物として、持山杉木を書入れ、3期に割賦して返済する。	(旧目録P124)	原本	状	1		
3003 F131	F 2	天保14年6月 (1843年)・卯	借用申金子證文之事	○借主松兵衛、同次郎左衛門、證人五郎右衛門 ●嶋田宿:靴屋兵衛	入用金に困った松兵衛・次郎左衛門が、金15両を借用。質物として、持山2ヶ所を書入れ、当卯年10月限りに利足1割2分の月勘定で返済する。。	(旧目録P124)	原本	状	1	○	94
3004 F132	F 2	天保14年6月 (1843年)・卯	借用申金子證文之事	○田向組:借主利兵衛、田向組:請人平、同断 半七、高日向組:請人新太夫 ●上河内:松兵衛	入用金に困った利兵衛が、金22両を借用。質物として、栗野山正福寺無人金10両、持山杉木を書入れ、3期に割賦して返済する。	(旧目録P124)	原本	状	1	○	94
3005 F133	F 2	天保14年7月 (1843年)・卯	売渡申栗の木山證文之事	○上河内村:売主松兵衛、證人甚三郎 ●嶋島村:栄助	松兵衛は、金5両3分を借用。質物の木を書入れ、売渡した。年数は、当卯年7月より来る巳年迄の3ヶ年とし、その間の勝手次第の伐採を認める。	(旧目録P117)	原本	状	1	○	94
3006 F135	F 2	天保14年11月 (1843年)・卯	老作ニ売渡申椎茸山證 文之事	○上河内村:山売主松兵衛、證人油右衛門 ●栗野村:勝蔵、日向村:与平	松兵衛は、金60両を借用。質物として、椎茸山を書入れ、年季を去る寅より来る亥年迄の10ヶ年とし、その間は、伐採は勝手次第とする。20両は、当卯秋請取り、残金40両は、来る4年目の巳春請取とする。	(旧目録P117)	原本	状	1	○	94
3007 F134	F 2	天保14年12月 (1843年)・卯	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、證人五左衛門 ●瀧沢村:瀬左衛門	年貢賄金に困った松兵衛が、金30両を借用。質物として、持山2ヶ所を書入れ、来る辰年3月までに元利共返済する。滞れば、杉山を売却する。	(旧目録P124)	原本	状	1		
3008 F365	F 2	天保15年7月 (1844年)・辰	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○上河内村:金子借主松兵衛◎、請人五左衛門◎ ●藤枝木町:山口屋庄五郎	盆前の諸賄金に困った松兵衛が、金30両を借用。9月晦日までに、元利共、返済する。別紙に、30両請取の寛あり。	シミあり (旧目録P124)	原本	状	1		
3009 F367	F 2	弘化2年12月 (1845年)・巳	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛◎、身成村:證人五 郎右衛門 ●嶋田宿:靴屋平左衛門	当暮の諸賄金に困った松兵衛が、金30両を借用。質物として、持山1ヶ所を書入れ、1年に1割2分の利足で月勘定とし、来る午年7月限りに元利共返済する。滞れば、山地を何方に売払ってもかまわない。	汚損、虫損 (旧目録P124)	原本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3010 F368	F 2	弘化3年3月 (1846年)・午	売渡し申杉山証文之事	○上河内村:売主次郎右衛門(下半部切れ) ●伊奈(欠)政右衛門	持山1ヶ所を金40両で売渡し、内10両を請取る。	(旧目録P117)	原 本	状	1		
3011 F369	F 2	弘化3年3月 (1846年)・午	借用申金子証文之事 (包紙あり)	○笹間上組石上:借主八左衛門、同証人藤兵衛 ●笹間下組:岡野谷松兵衛	当村入用に困った八左衛門が、金1兩2分を借用。来る6月晦日まで、元利共返済する。滞るならば、村役人立合いの上、急度返済する。	(旧目録P124)	原 本	状	1	○	94
3012 F370	F 2	弘化3年6月 (1846年)・午	借用申金子証文之事 (包紙入り)	○上河内村:金子借主松兵衛、証人五左衛門 ●瀧沢村:酒屋瀬左衛門	当夏の諸賄に困った松兵衛が、金15両を借用。質物に杉山1ヶ所を書入れ、来る7月晦日、元利共に返済する。	紙疲労、破損 (旧目録P124)	原 本	状	1	○	94
3013 F371	F 2	弘化3年6月 (1846年)・午	永く譲り渡申山地証文之事	○上河内村:山譲り主平右衛門、証人忠右衛門 ●村:松兵衛	年貢諸賄金に困った平右衛門が、金子を借用。残金3兩2分316文の返済に、持山1ヶ所を永代譲渡する。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P117)	原 本	状	1	○	94
3014 F138	F 2	弘化3年11月 (1846年)・午	借用申金子証文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、身成村:証人五郎右衛門 ●嶋田宿:糞屋平右衛門	年貢賄金に困った松兵衛が、金30両を借用。質物として、持山1ヶ所を書入れ、利足を1ヶ念1割2分とし、来年7月までに元利共返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P124)	原 本	状	1	○	94
3015 F372	F 2	弘化3年12月 (1846年)・午	借用申金子証文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、身成村:証人五郎右衛門 ●嶋田宿平右衛門	当暮年貢賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、来る7月、利足年1割2分の月割勘定で返済する。	(旧目録P124)	原 本	状	1	○	94
3016 F373	F 2	弘化3年12月 (1846年)・午	借用申金子証文之事	○上河内:金子借主松兵衛、請人五左衛門 ●瀧沢村:酒屋瀬左衛門	年貢金に困った松兵衛が、金子20両を借用。質物として、持林1ヶ所を書入れ、来る未の3月晦日までに返済。滞れば、請人立合いで杉木を売却。	(旧目録P124)	原 本	状	1	○	94
3017 F374	F 2	弘化4年11月 (1847年)・未	借用申金子証文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、請人五左衛門 ●瀧沢村:酒屋瀬右衛門	年貢金に困った松兵衛が、金子10両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る申の3月晦日までに元利共に返済。滞れば、杉林木を売却(書面全体に×印あり)。	(旧目録P124)	原 本	状	1	○	94
3018 F140	F 2	弘化4年12月 (1847年)・未	借用申金子証文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、身成村:証人五郎右衛門 ●嶋田宿:糞屋平左衛門	年貢賄金に困った松兵衛が、金子50両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、利足年1割2分で勘定。翌年申年7月限りに元利共返済。	(旧目録P124)	原 本	状	1	○	94
3019 F375	F 2	弘化4年12月 (1847年)・未	借用申金子証文之事	○笹間上組:借主八左衛門、出水:請人横左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	年貢金に困った八左衛門が、金4兩2分2朱648文を借用。来る申の5月、新茶出来次第に返済。不可ならば、持山を売り、元利共に返済する。	(旧目録P125)	原 本	状	1	○	94
3020 F376	F 2	弘化4年12月 (1847年)・未	借用申金子証文之事	○上河内:金子借主松兵衛、身成村:五郎右衛門 ●嶋田宿:糞屋平右衛門	賄金に困った松兵衛は、金20両を借用。質物として、持山1ヶ所を書入れ、利足年1割2分とし、来る申年の7月までに返済。不可ならば、証人を立て、持山を売却。	(旧目録P125)	原 本	状	1	○	94
3021 F377	F 2	嘉永1年7月 (1848年)・申	借用申金子証文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、証人五右衛門 ●瀧沢村:酒屋瀬右衛門	諸賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、持山1ヶ所を書入れ、返済期限を来る11月晦日都市、返済不可なら質物を売却と約した。	(旧目録P125)	原 本	状	1		
3022 F141	F 2	嘉永1年10月10日 (1848年)・申	御借用申金子証文之事 (包紙あり)	○笹間村下組:借主松兵衛、身成村:証人五郎右衛門 ●山本寛蔵	諸賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、持山1ヶ所を書入れ、返済期限を来る11月晦日とし、返済不可なら質物を売却と約した。	(旧目録P125)	原 本	状	1		
3023 F142	F 2	嘉永1年10月10日 (1848年)・申	御借用申金子証文之事	○笹間下組:借主松兵衛、身成村:証人五郎右衛門 ●山本寛蔵	諸賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、翌年4月までに元利金とも返済する。	(旧目録P125)	原 本	状	1	○	94
3024 F388	F 2	嘉永1年10月 (1848年)・申	御借用申金子証文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、身成村:証人五郎右衛門 ●嶋田宿:糞屋平右衛門	諸賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、年利1割2分とし、来る酉の6月迄に返済する。返済不可なら、質物を売却。	(旧目録P125)	原 本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
3025 F143	F 2	嘉永1年12月 (1848年)・申	借用申金子証文之事	○上河内村:金子借主松兵衛◎、身成村:證人五郎右衛門◎ ●嶋田宿:桃屋平右衛門	年貢賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、利足年1割2分で月勘定をもって酉7月限りに元利共返済する。不可なら質物を売却する。	(旧目録P125)	原本	状	1	○	94
3026 X46	F 2	嘉永2年3月11日 (1849年)・酉	書状 (包紙あり)	○明石屋久兵衛 ●岡野谷松兵衛、平口五郎右衛門、勝山四郎左衛門	嶋田宿古作殿講、嘉永2年3月、落札。金子を渡したいので、出来れば證人に来てほしい。	(旧目録P135)	原本	状	1		
3027 F807	F 2	嘉永2年3月 (1849年)・酉	請取申金子証文之事	○身成村:五郎右衛門他5名 ●記載なし	嶋田宿古作他11人講が200両の講金を落札。来る戌年より掛金24両宛、講が終わるまで掛継をし、質物に杉木・田を書入れる。掛金が滞れば、質物を引き取ってもらう。	(旧目録P135)	原本	状	1		
3028 F144	F 2	嘉永2年7月 (1849年)・酉	借用申金子証文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、證人五左衛門 ●瀧沢村:酒屋瀬左衛門	諸賄金に困った松兵衛が、金子を借用。質物に杉林1ヶ所を書入れ、来る11月晦日限りに元利共返済する。	(旧目録P125)	原本	状	1	○	94
3029 F60	F 2	嘉永2年10月 (1849年)・酉	借用申金子証文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、大森村:世話人作左衛門 ●白井村:吉平	年貢賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る戌の3月、元利共返済する。不可なら質物を売却する。	(旧目録P125)	原本	状	1	○	94
3030 F145	F 2	嘉永2年11月 (1849年)・酉	借用申金子証文之事	○上河内村:金子借主松兵衛◎、證人同村親類五左衛門◎ ●嶋田宿:桃屋平左衛門	年貢諸入用に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、年利1割2分で月勘定、翌戌年7月限りで返済する。	(旧目録P125)	原本	状	1	○	94
3031 F163	F 2	嘉永2年11月 (1849年)・酉	御拝借申金子証文之事 (包紙あり)	○笹間村下組:金子拝借人松兵衛◎、身成村:證人五郎右衛門◎ ●山本寛藏	年貢賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、嘉永3年4月に元利共返済する。	(旧目録P127)	原本	状	1		
3032 F61	F 2	嘉永2年12月 (1849年)・酉	御拝借申金子証文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、證人五左衛門、身成村:證人五郎右衛門 ●嶋田宿:桃屋平左衛門	年貢賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、嘉永3年4月に元利共返済する。杉山1ヶ所を書入れ、年利1割2分で来る戌7月限りに元利共返済する。	(旧目録P125)	原本	状	1	○	94
3033 F379	F 2	嘉永2年12月 (1849年)・酉	永代相渡シ申山地証文之事	○一色村:地主平作◎、證人作兵衛◎、名主助左衛門◎ ●上河内村:松兵衛	親の代から、年貢賄金として金子を借用。その残金が4両2分1朱573文あり、この質物として持山1ヶ所を永代渡しとした。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P117)	原本	状	1		
3034 F146	F 2	嘉永3年3月11日 (1850年)・戌	御拝借申金子手形之事 (包紙あり)	○笹間下組上川内:拝借主松兵衛◎ ●山本寛藏	無尽講に差し詰まった松兵衛が、金10両を借用。当4月晦日限りで返済する。	(旧目録P86)	原本	状	1	○	94
3035 F147	F 2	嘉永3年6月 (1850年)・戌	借用申金子証文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、證人五左衛門 ●嶋田宿:桃屋平右衛門	当夏の諸賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、当年11月晦日限りに元利共返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P125)	原本	状	1	○	94
3036 F148	F 2	嘉永3年10月 (1850年)・戌	御拝借申金子証文之事	○笹間村下組:金子拝借人松兵衛◎、身成村:證人五郎右衛門◎ ●山本寛藏	当戌の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、年利1割で来る亥の4月限り、元利共返済する。返済滞れば、質物を売却する。	(旧目録P125)	原本	状	1	○	94
3037 F149	F 2	嘉永3年11月 (1850年)・戌	借用申金子証文之事	○上河内:金子借主松兵衛、證人五郎右衛門 ●嶋田宿:桃屋平右衛門	当戌の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る亥の7月晦日を限りに元利共返済する。返済が滞れば、杉林を売却する。	(旧目録P126)	原本	状	2	○	94
3038 F150	F 2	嘉永3年11月 (1850年)・戌	借用申金子証文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、身成村:證人五郎右衛門 ●桃屋平右衛門	当亥の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る7月晦日を限りに、元利共返済する。返済滞れば、質物を売却する。	(旧目録P126)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3039 F380	F 2	嘉永3年12月 (1850年)・戌	借用申金子証文之事 (包紙入り)	○笹間渡村:借主清藏@、証人次郎助@ ●上河内村:松兵衛	家普請金に困った清藏は、金5両を借用。質物として、無尽5両取り口、来る11月落札の折、元利共返済する。外に金1両の借入金は、伊勢講無尽講落札の節、返済する。	(旧目録P126)	原本	横 帳	1	○	94
3040 F151	F 2	嘉永4年6月 (1851年)・亥	借用申金子証文之事 (包紙入り)	○上河内村:金子借主松兵衛@、請人作左衛門 ●白井村:吉平	当夏の諸賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る九月晦日に元利共返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P126)	原本	状	1		
3041 F152	F 2	嘉永4年10月 (1851年)・亥	借用申金子証文之事	○上河内村:金子借主松兵衛@、請人五左衛門@ ●大森:助右衛門	諸賄金に困った松兵衛が、金10両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、来る子年3月晦日に元利共返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P126)	原本	状	1	○	94
3042 F155	F 2	嘉永4年11月 (1851年)・亥	一作売渡申椎茸山証文 之事	○上川内:山売松兵衛@、証人五左衛門@ ●平藏	松兵衛は、金80両を借用。金80両のうち、金20両は当亥年11月15日に、60両は、来る寅年と卯年の春子時に30両づつを請取る。質物を書入れ、当亥年より申年迄の10年季とし、この間、自由伐採とする。	(旧目録P117)	原本	状	1	○	94
3043 F381	F 2	嘉永4年4月11日 (1851年)・亥	所々無尽掛金覚	○記載なし ●記載なし	島田の古作を始めとして、上河内村岡野谷松兵衛、笹間渡の次郎左衛門、栗野山の七蔵等の無尽の会期が終了したことの覚帳。	(旧目録P135)	原本	状	1		
3044 F153	F 2	嘉永4年12月2日 (1851)・亥	借用申金子証文之事	○上川内村:金子借主松兵衛、親類証人五左衛門 ●白井:吉平	当亥年の年貢諸役金に困った松兵衛が、金30両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る子年3月晦日を期限に返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P126)	原本	状	1		
3045 F154	F 2	嘉永4年12月 (1851年)・亥	借用申金子証文之事	○上川内村:金子借主松兵衛@、親類証人五左衛門@、身成村:証人五郎右衛門@ ●嶋田宿:靉屋平右衛門	年貢諸役金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る子年7月に元利共返済する。これが滞れば、杉林を売却する。	(旧目録P126)	原本	状	1	○	94
3046 F156	F 2	嘉永5年3月 (1852年)・子	覚	○上川内村:山売主松兵衛、世話人五左衛門 ●原村:勘蔵	松兵衛が、杉山2ヶ所を金95両で売渡す。金子請取については、勘蔵は、3両手付、50両は、山入り時、残り42両は「山半与迄」とする。証文に、勘蔵の依頼で代金110両を書きつける。	(旧目録P117)	原本	状	1	○	94
3047 F157	F 2	嘉永5年6月 (1852年)・子	借用申金子証文之事 (包紙入り)	○一色村:借主作左衛門@、請人助右衛門@ ●上河内村:松兵衛	年々の年貢諸賄金に困った作右衛門が、金2両2分を借用。普請無尽金で返金することを約す。	(旧目録P126)	原本	状	1	○	94
3048 F382	F 2	嘉永5年10月 (1852年)・子	借用申金子之事	○原村:勘兵衛@ ●上河内村:岡野谷松兵衛	勘兵衛が、金2両を借用。返金は、当年中とする。	(旧目録P126)	原本	状	1		
3049 F159	F 2	嘉永5年11月17日 (1852年)・子	借用申金子之事 (包紙あり)	○上川内:金子借主松兵衛@、請人五左衛門@ ●白井吉兵衛	当子年の諸賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、持山1ヶ所を書入れ、来る3月晦日、元利共に返済する。これが滞れば、質物を売却する。	(旧目録P126)	原本	状	1	○	94
3050 F161	F 2	嘉永5年11月17日 (1852年)・子	借用申金子証文之事 (包紙あり)	○上川内村:金子借主松兵衛@、請人五左衛門 ●大もり:助右衛門	当子年の諸賄金に困った松兵衛が、金10両を借用。質物として、持山1ヶ所を書入れ、来る3月晦日まで、元利共に返済する。これが滞れば、質物を売却する。	(旧目録P126)	原本	状	1		
3051 F160	F 2	嘉永5年12月14日 (1852年)・子	借用申金子証文之事 (包紙あり)	○上川内村:借主松兵衛@、身成村:証人五郎右衛門@、嶋田宿:同藤吉@ ●嶋田宿:房吉	年貢諸賄金に困った松兵衛が、金25両を借用。質物として、杉林・木を書入れ、利足10両に付き、1月銀6匁の勘定。翌年6月限りで元利共返済する。	(旧目録P126)	原本	状	1	○	94
3052 F62	F 2	嘉永6年6月 (1853年)・丑	借用申金子証文之事	○上川内村:金子借主松兵衛@、身成村:証人五郎右衛門 ●嶋田宿:靉屋平右衛門	当夏の諸賄金に困った松兵衛が、金30両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、当11月晦日限りで返済する。	(旧目録P126)	原本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3053 F65	F 2	嘉永6年12月 (1853年)・丑	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○上川内村:借主松兵衛◎、證人五左衛門◎、 身成村:同五郎右衛門◎ ●水川村:藤五郎	当丑の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉木植付1枚を書入れ、来る寅6月限りに元利共返済する。	(旧目録P127)	原 本	状	1	○	94
3054 F66	F 2	嘉永6年12月 (1853年)・丑	借用申金子證文之事	○上川内村:借主松兵衛、證人五右衛門 ●抜里村:八左衛門	当丑の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金子を借用。質物として、杉木植付1枚を書入れ、来る寅6月限りに元利共返済する。	(旧目録P127)	原 本	状	1	○	94
3055 F164	F 2	嘉永6年12月 (1853年)・丑	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○上川内村:借主松兵衛◎、證人五左衛門◎、 身成村:同五郎右衛門◎ ●嶋田宿:糺屋平左衛門	当丑の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金30両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、利足年1割2分の月勘定で、来る寅7月限りに元利共返済する。滞れば、質物を売却する。覚として、別に、金4両永200文の書付あり。	(旧目録P127)	原 本	状	1	○	94
3056 F68	F 2	嘉永7年7月 (1854年)・寅	借用申金子證文之事	○上川内:借主松兵衛◎、同證人五左衛門◎、 身成村:同五郎右衛門◎ ●嶋田宿:糺屋平左衛門	当寅の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金60両を借用。質物として、杉林1枚を書入れ、来る11月限りに元利共返済する。	(旧目録P127)	原 本	状	1	○	94
3057 F69	F 2	嘉永7年7月 (1854年)・寅	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○上川内村:借主松兵衛、同證人五左衛門、身 成村:同五郎右衛門◎ ●嶋田宿:糺屋平左衛門	当寅夏の諸賄金に困った松兵衛が、金60両を借用。質物として、杉山1枚を書入れ、利足年1割2分の月勘定で、来る11月限りに元利共返済する。	(旧目録P127)	原 本	状	1	○	94
3058 F166	F 2	嘉永7年7月 (1854年)・寅	借用申金子證文之事	○上川内:借主松兵衛◎、同證人五左衛門◎、 身成村:同五郎右衛門◎ ●嶋田宿:糺屋平左衛門	当寅夏の賄金に困った松兵衛が、金60両を借用。質物として、杉山1枚を書入れ、来る7月までに元利共返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P127)	原 本	状	1	○	94
3059 F167	F 2	嘉永7年10月 (1854年)・寅	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○上川内:借主松兵衛◎、同證人五左衛門◎ ●大森村:作左衛門	賄金として、松兵衛が金10両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、卯年3月晦日までに返済する。	(旧目録P127)	原 本	状	1	○	94
3060 F70	F 2	嘉永7年11月 (1854年)・寅	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○上川内村:借主松兵衛◎、同證人五左衛門◎、 身成村:同五郎右衛門◎ ●水川村:藤五郎	当寅の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金80両を借用。質物として、杉山2枚と杉木植付場を書入れ、来る卯9月限りに元利共返済する。	(旧目録P127)	原 本	状	1	○	94
3061 F71	F 2	安政2年2月 (1855年)・卯	借用申金子證文之事	○上川内村:借主松兵衛◎、證人五左衛門 ●白井村:吉兵衛	当春の諸賄金に困った松兵衛が、金15両を借用。質物として、杉山1枚を書入れ、当3月晦日限りに元利共返済する。	(旧目録P127)	原 本	状	1	○	94
3062 F169	F 2	安政2年6月 (1855年)・卯	借用申金子證文之事	○上川内村:借主松兵衛◎、同證人五左衛門◎、 身成村:同五郎右衛門◎ ●嶋田宿:糺屋平左衛門	当夏の賄金に困った松兵衛が、金60両を借用。質物として、杉山1枚を書入れ、利足年1割2分の月勘定で、当11月限りに元利共返済する。	(旧目録P128)	原 本	状	1	○	94
3063 F383	F 2	安政2年9月 (1855年)・卯	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○上川内村:借主松兵衛◎、同證人五左衛門◎、 身成村:同五郎右衛門◎ ●水川村:藤五郎	当卯の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉木植付場11枚を書入れ、来る辰9月限りに元利共返済する。滞れば、質物を売却する。他に、平口五郎右衛門宛中村藤五郎書状、岡谷松兵衛宛中村藤五郎の覚あり。	(旧目録P128)	原 本	状	3	○	94
3064 F72	F 2	安政2年10月 (1855年)・卯	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○上川内村:借主松兵衛◎、證人五左衛門◎ ●大森村:仲谷助右衛門	当卯の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金10両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、来る辰4月限りに元利共返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P128)	原 本	状	1	○	94
3065 F170	F 2	安政2年10月 (1855年)・卯	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○上河内:借主松兵衛◎、證人五左衛門◎、同 惣右衛門◎ ●二又村:西野平四郎	当卯冬の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、来る辰4月限りに元利共返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P128)	原 本	状	1	○	94
3066 F171	F 2	安政2年10月 (1855年)・卯	借用申金子證文之事	○上川内村:松兵衛◎、證人五左衛門◎、同惣 右衛門◎ ●二又村:西野平四郎	当卯冬の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。しちものとして、杉山1ヶ所を書入れ、翌辰年4月限りに返済する。	高紙あり (旧目録P128)	原 本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3067 F173	F 2	安政2年12月 (1855年)・卯	借用申金子証文之事	○上河内村:借主松兵衛◎、證人甚三郎◎、同次郎右衛門◎ ●嶋田宿:糞屋平左衛門	年貢金に困った松兵衛が、金10両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、翌辰年6月、元利共に返済する。	(旧目録P128)	原本	状	1	○	94
3068 F389	F 2	安政3年6月 (1856年)・辰	永夕譲渡申山地証文之事	○一色村:譲主作兵衛◎、證人組頭藤左衛門◎、同名主助右衛門◎ ●上河内村:松兵衛	年貢金に困った作兵衛の養父が、金4両1分を借用。当辰の新茶の仕立てで返済すべきであったが、新茶仕立てがならず、養父も死去したので、返済が滞った。そこで、質物の山地を永譲渡する。	(旧目録P117)	原本	状	1	○	94
3069 F175	F 2	安政3年10月 (1856年)・辰	借用申金子証文之事 (包紙あり)	○金子借主松兵衛◎、證人五左衛門◎ ●白井:三四郎	年貢諸賄金に困った松兵衛が、金40両を借用。質物として、杉山1枚を書入れ、来る巳の冬までに、元利とも返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P128)	原本	状	1		
3070 F176	F 2	安政3年11月 (1856年)・辰	借用申金子証文之事	○上河内村:金子借主松兵衛◎、同請人五左衛門◎、身成村:證人五郎右衛門◎ ●嶋田宿:糞屋平右衛門	当辰の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金60両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る巳の6月迄に返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P128)	原本	状	1		
3071 F177	F 2	安政3年11月 (1856年)・辰	借用申金子証文之事 (下書)	○一色村:借主作兵衛、證人 ●上川内:松兵衛	無尽金・相続祝入用金に困った作兵衛が、金2両を借用。来る巳年中に返済する。可ならば、持分の土地を売却する。(下書)	(旧目録P128)	原本	状	1	○	94
3072 F179	F 2	安政4年6月 (1857年)・巳	借用申金子証文之事 (下書力)	○記載なし(松兵衛カ) ●川久へ	公用金に金100両を借用。質物として、杉木植付の場1枚を書入れ、来る午の6月迄に返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P128)	原本	状	1	○	94
3073 F180	F 2	安政4年6月 (1857年)・巳	相渡申杉山之事・覚	○笹間渡村:借主銀次郎◎、證人太郎兵衛◎、同次郎左衛門◎ ●笹間下組:松兵衛	銀次郎が金2両2朱272文を借用。質物として、杉木を書入れ、いつでも杉木勝手次第とする。その節、地所を返してほしい。覚に、4回に分けて返済を記す。	(旧目録P117)	原本	状	1	○	94
3074 F904	F 2	安政4年6月 (1857年)・巳	覚	○宿:作兵衛 ●記載なし	作兵衛の講掛金を記す。各自の口数と金額を示すが、目的・金額は不明。	(旧目録P135)	原本	横 帳	1		
3075 F182	F 2	安政5年6月 (1858年)・午	借用申金子証文之事	○上河内村:借主松兵衛◎、同證人五左衛門◎、身成村:證人五郎右衛門◎ ●嶋田宿:糞屋平左衛門	諸々の賄金に困った松兵衛が、金25両を借用。質物として、杉林1枚を書入れ、来る11月迄に返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P129)	原本	状	1		
3076 F905	F 2	安政5年11月29日 (1858年)・午	覚	○大森:祐右衛門◎ ●岡野谷	利金両、11月4日に受取る。金2両を受取る。	(旧目録P133)	原本	状	1		
3077 F390	F 2	安政5年12月 (1858年)・午	借用申金子証文之事 (包紙あり)	○上川内村:松兵衛◎、證人惣右衛門◎、同五左衛門◎ ●白井:三四郎	当午の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る11月に元利共返済する。	(旧目録P129)	原本	状	1	○	94
3078 F391	F 2	文久3年8月 (1863年)・亥	相渡置申一札之事 (包紙入り)	○身成村:五郎右衛門◎、同名主久左衛門◎ ●上川内村:松兵衛	五郎右衛門が買取った山に対し、松兵衛が支配したいということ、親の代から聞き及んでいる。現在、親類であるので、難しい事でないが、数年たてば他人同様となる。現在、大病の身であるので、快復時に話す。ソレまで、名主に申し入れてほしい。	(旧目録P117)	原本	状	1	○	94
3079 F6	F 2	慶應3年11月11日 (1867年)・卯	当所氏神無尽落札質入帳	○上川内:金子預主権四郎◎、證人三郎右衛門◎ ●御連中	氏神普請の無尽講。38名で41口、金額20両2分(1口に付き、金2分掛け)。各人、畑・山林を質物とする。	丁数15 (旧目録P135)	原本	縦 帳	1		
3080 F27	F 2	慶應4年3月 (1867年)・辰	借用申金子証文之事	○伊久美村小川:借主甚左衛門◎、請人五郎衛門◎、證人八太夫 ●上河内村:松兵衛	年貢諸賄金に困った甚左衛門が、金82両を借用。質物として、杉木1ヶ所を書入れ、利足年々支払い、終了時に証文を返却願う。	(旧目録P129)	原本	状	1	○	94
3081 F392	F 2	明治1年11月 (1868年)・辰	借用申金子証文之事 (包紙入り)	○上河内村:借主松兵衛、請人甚三郎 ●大平村:市右衛門	諸入用金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物の持山を書入れ、来る巳年6月に元利共返済する。	(旧目録P129)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3082 F907	F 2	明治1年12月27日 (1868年)・辰	覚	○大森:祐右衛門◎ ●岡野谷	万延元年申11月より明治元年12月迄の9年間の利足金2両を12月29日に請取。又、辰12月27日に金4両請取。	(旧目録P133)	原 本	状	1		
3083 F908	F 2	明治2年7月12日 (1869年)・巳	覚	○大森:助左衛門 ●上河内村:をかのや	当正月より7月までの金利足10両、明治元年12月より同7月までの金利足15両。金2両1分、当7月までの利足相済。	(旧目録P133)	原 本	状	1		
3084 F909	F 2	明治2年9月14日 (1869年)・巳	受取	○大森村:作五郎 ●岡野谷	金25両の手形、金10両の手形、2口ノ金35両、利金2口分、2分金受取り。	(旧目録P133)	原 本	状	1		
3085 F1070	F 2	明治3年11月29日 (1870年)・午	覚	○大森組:作五郎 ●上河内:松兵衛	元金10両の手形、元金25両の手形、2口ノ利足4両1分2朱の利足金受取り。	(旧目録P134)	原 本	状	1		
3086 X18	F 2	明治4年5月15日 (1871年)・辛未	家普請無尽連名帳	○記載なし ●記載なし	無尽の口数と名前を列挙。33人、口数計2口、金20両(元金)。	(旧目録P296)	原 本	状	1		
3087 C584	F 2	2月20日 ・子	書状	○石上:次郎左衛門 ●上河内:松兵衛	亥年の年貢のため、金1両を借用。元利共、新茶出来次第に返済する。	(旧目録P65)	原 本	状	1		
3088 F1020	F 2	5月16日 ・子	覚	○(両)組 ●岡野や	2口寄永2貫47文9分、この金2両3分646文。この金子3両を請取り、2朱174文返し。	(旧目録P131)	原 本	状	1		
3089 F730	F 2	5月25日 ・子	覚	○原村:七右衛門◎ ●川内村:松兵衛	金2両の領収書。印に藤枝在原村滝下とある。	(旧目録P173)	原 本	状	1		
3090 F841	F 2	7月12日 ・子	書状	○石上村:清左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	清左衛門は、金子不足のため、金5両を借用。秋の椎茸で返金する。	(旧目録P129)	原 本	状	1		
3091 F464	F 2	12月17日 ・子	覚	○二又:西の平蔵 ●上河内:岡の谷松兵衛	惣右衛門一件に係わる金子貸付。詳細不明。	虫横甚大 (旧目録P130)	原 本	状	1		
3092 F393	F 2	2月5日 ・丑	なし	○石上:六郎左衛門 ●上河内村:松兵衛	私共が借用している金子の返済が皆済できない。残金は、6月まで貸し置いてほしい。	(旧目録P130)	原 本	状	1		
3093 F843	F 2	8月29日 ・丑	書状	○股平孫右衛門 ●岡野谷松兵衛	孫右衛門が、金35両借用。椎茸売上もしくは現金で月替りに返済する。	(旧目録P130)	原 本	状	1		
3094 F394	F 2	10月 ・丑	借用申書付之事	○村本:利兵衛◎ ●上河内村:松兵衛	用々に困った利兵衛が、金1両を借用。寅年の春子(椎茸)が出来次第、返済する。	(旧目録P130)	原 本	状	1	○	94
3095 F484	F 2	12月9日 ・丑	覚	○富屋 ●味:平左衛門	無尽掛金として、金3両2分2朱を請取る。	(旧目録P135)	原 本	状	1		
3096 F493	F 2	6月15日 ・寅	覚	○栗野山:大始講中 ●上河内村:庄兵衛	大始金として、金3朱を請取る。	(旧目録P135)	原 本	状	1		
3097 F495	F 2	7月22日 ・寅	覚	○(身成):五郎右衛門 ●上	石神分の無尽金10両、銭48文、大豆つり、使い熊、たしかに請取る。	(旧目録P144)	原 本	状	1		
3098 F424	F 2	寅	借用申金子手形之事 (包紙あり)	○質主三郎太夫◎、請人久三郎 ●上河内村:松兵衛	当寅の諸賄金に困った三郎太夫が、金2両を借用。質物として、杉山1枚ヲ書入れ、2ヵ年渡す。	(旧目録P132)	原 本	状	1		
3099 D186	F 2	3月2日 ・卯	書状	○石上村:原木八左衛門 ●上河内村:岡の谷松兵衛	入用金につき、たびたび無心し、2度に金3分を借用。この度も尚無心願いく、人を遣わす。宗門人別帳は、来る10日までに願う。	(旧目録P88)	原 本	状	1		
3100 F190	F 2	4月14日 ・卯	覚	○松兵衛◎ ●村:藤右衛門	松兵衛が、金10両を急に借受け、6月15日までに返済する。	(旧目録P109)	原 本	状	1		
3101 F845	F 2	5月21日 ・卯	書状	○石上村:原木八左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	原木八左衛門が、金1分を借用。間違いない返済する。	(旧目録P130)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 コ ピ ー 保 管
3102 F731	F 2	6月21日 ・卯	覚	○柿屋伝五郎(角印) ●上河内:岡野谷松兵衛	銭13貫148文、この金2両とある。柿屋からの領収書。	(旧目録P173)	原 本	状	1		
3103 F811	F 2	6月21日 ・卯	覚	○藤枝川木町:山口庄助@ ●岡の谷松兵衛	703文の金子請取覚。	(旧目録P146)	原 本	状	1		
3104 F933	F 2	12月30日	覚	○大森内:助右衛門@ ●上河内村:松兵衛	利足金2両、確かに請取る。	(旧目録P146)	原 本	状	1		
3105 F939	F 2	11月10日 ・辰	覚	○兵左衛門@ ●上河内村:松兵衛	当辰年7月川11月までの利足金1両2分を請取る。	(旧目録P149)	原 本	状	1		
3106 F941	F 2	12月29日 ・辰	覚	○伊久美:西野平四郎 ●岡野や松兵衛	利足金1両、確かに請取る。	(旧目録P149)	原 本	状	1		
3107 F440	F 2	辰	借用申金子證文之事 (下書力)	○記載なし ●靴屋平左衛門	当辰年の諸入用金に、金50両を借用。質物として、持山1ヶ所を書入れ、来る巳年の6月に元利とも返済。	(旧目録P132)	原 本	状	1		
3108 F943	F 2	3月4日 ・巳	覚	○奥州屋仁左衛門 ●上河内:松兵衛	確かに金20両を請取った旨の證文。	(旧目録P150)	原 本	状	1		
3109 F945	F 2	3月21日 ・巳	覚	○二又:西屋 ●上河内村:「上	金436文、差引369文の代金支払い。	(旧目録P150)	原 本	状	1		
3110 F949	F 2	5月1日 ・巳	覚	○吉水屋善兵衛@ ●岡野谷松兵衛	赤右衛門講掛金半口分、金1両2分の請取證。	(旧目録P135)	原 本	状	1		
3111 F950	F 2	6月12日 ・巳	覚	○原村:七右衛門@ ●上川内村:松兵衛	銭代金3両、当座金4両の請取。銭について、近々値段引となる由、通知。	(旧目録P150)	原 本	状	1		
3112 F667	F 2	7月19日 ・巳	書状	○柿屋伝五郎 ●上河内:岡野谷松兵衛	金子入用につき、金2両を借用願いたい。	(旧目録P131)	原 本	状	1		
3113 F951	F 2	10月3日 ・巳	覚	○中村藤五郎 ●岡野谷松兵衛	辰9月の貸付金50両、利中6両で、56両。内金として6両請取、差引50両。これは、来る午の9月までの貸付金。	(旧目録P151)	原 本	状	1		
3114 F953	F 2	11月20日 ・巳	覚	○紅屋平右衛門 ●松兵衛	紅3斗、2貫312文。金1分2朱請取。以上236文返上。	(旧目録P151)	原 本	状	1		
3115 F958	F 2	12月26日 ・巳	口上	○ぬくり村:杉や八左衛門@ ●上河内村:岡野谷松兵衛	源蔵の金子無心5両、再度の無心を願いたい。取り込み中であるので、使用人を遣わすので、ご容赦願いたい。	(旧目録P130)	原 本	状	1		
3116 F559	F 2	6月5日 ・午	覚	○(駿州身成):丸 ●「上	古作無尽として金6両2分2朱268文、内金7両を請取、差引1分と540文の返し。	(旧目録P153)	原 本	状	1		
3117 F420	F 2	9月 ・午	覚	○二又:平四郎@ (駿州伊久美 西野) ●上河内:岡野谷松兵衛	巳の6月から午の9月迄の金子24両2分2朱と868文の請取。	(旧目録P167)	原 本	状	1		
3118 F963	F 2	10月2日 ・午	覚	○中村屋五郎@ ●岡のや松兵衛	確かに金60両を請取る。	(旧目録P153)	原 本	状	1		
3119 F964	F 2	11月1日 ・午	書状	○二又:西野兵四郎 ●岡野谷松兵衛	西光寺無尽について、別紙を差上げる。相違があれば、申出てほしい。これについて、貴様の考えを得たい。	(旧目録P135)	原 本	状	1		
3120 F964	F 2	11月1日 ・午	覚	○二又:西野平四郎@ ●上河内:岡野谷松兵衛	藤枝木町西光寺の無尽講金13両2460文の請取。	(旧目録P136)	原 本	状	1		
3121 F560	F 2	11月29日 ・午	覚	○名代:源七 ●上河内:松兵衛	利金として、他に金5両1分2朱を請取る。	(旧目録P136)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 西暦()・干支	年月日	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3122 F966	F 2		11月29日 ・午	利金之請取之事	○白井・吉平◎ ●松兵衛	儘に金1分3朱を請取る。	(旧目録P133)	原 本	状	1		
3123 F971	F 2		6月28日 ・未	覚	○嶋田宿:平左衛門◎ ●上河内村:松兵衛	去る午12月から当未6月迄の、元金50両の利金3両2分、儘に請取る。	(旧目録P133)	原 本	状	1		
3124 F972	F 2		8月28日 ・未	覚	○龍屋平八 ●松兵衛	去る午7月から当未8月までの、元金25両の利金4両1分2朱、儘に請取る。	(旧目録P154)	原 本	状	1		
3125 Z31	F 2		2月 ・申	書状 (包紙あり)	○洞雲寺知事 ●瀬沢村:半兵衛、上河内村:松兵衛	旦那が集って頼母子講設立の相談が決定。旦那が決まったら、知らせるので、伝声頼む。	(旧目録P136)	原 本	状	1		
3126 X32	F 2		6月晦日 ・申	書状	○石上村:六郎左衛門(角印) ●岡野谷松兵衛	盆前で賄不足で、金1両2分を取替え願いたい。去る冬も、2分借用したが、冬までに元利共返済する。	(旧目録P301)	原 本	状	1		
3127 F413	F 2		6月 ・申	書状	○ミ並:請人伊兵衛 ●上河内村:岡野谷松兵衛	去る冬、竹嶋村の忠兵衛が金の無心を申し入れた。新茶で勘定して頂き、又、借用を願っているので、取替えてほしい。9月末迄に元利共返済する。	(旧目録P134)	原 本	状	1	○	94
3128 F580	F 2		11月 ・申	書状	○記載なし ●記載なし	金2両を「来る酉年拝借の事」とし、伊左衛門分1両2分を挙げる。	(旧目録P134)	原 本	状	1		
3129 F581	F 2		12月13日 ・申	覚	○石上:清左衛門、請人八左衛門 ●松兵衛	金5両を借用。近日、證文を渡す。	(旧目録P130)	原 本	状	1		
3130 F582	F 2		2月27日	覚	○奥州屋佐右衛門 ●岡谷	儘に、金3両2分1朱と4文を請取る。	(旧目録P156)	原 本	状	1		
3131 F75	F 2		3月10日 ・酉	借用金子之事	○身成村:五郎右衛門、上川内:松兵衛 ●嶋田宿:平左衛門	金子に困った五郎右衛門が、金16両を借用。明11日限りに返済。手形持参でないので、この仮書付を渡す。	(旧目録P130)	原 本	状	1		
3132 F986	F 2		6月29日 ・酉	覚	○平左衛門◎ ●松兵衛	利足金3両2分請取りの覚書き。	(旧目録P157)	原 本	状	1		
3133 F791	F 2		7月5日 ・酉	書状	○岡野谷松浦 ●平口五兵衛	金子3両を差し上げたいが、不都合により断る事となった。追伸で、少しでもよいなら、使いに1両2分を持たせたので、改めの上、請取ってほしい。	(旧目録P179)	原 本	状	1		
3134 F194	F 2		酉	借用申金子證文之事	○金子借主:松兵衛◎、請人五左衛門◎ ●西野平四郎	当年の諸賄金に請った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉山1枚を書入れ、来る成年元利共に勘定し、返済する。滞れば、質物売払う。	被損甚大 (旧目録P130)	原 本	状	1	○	94
3135 F866	F 2		4月晦日 ・戌	書状	○清左衛門 ●上河内:岡之谷松兵衛	先に金子借用した清左衛門が、金2両を無心。茶が出来次第、残らず返すので、よろしく。	(旧目録P130)	原 本	状	1		
3136 F594	F 2		11月26日 ・戌	覚	○会所:七十 ●上	大1口、金2分2朱、小川甚左衛門。小1口、金1分2朱177文、小川松兵衛。小1口、小川藤四郎。金2両352文、この内、2両1朱を請取る。	虫損甚大 (旧目録P158)	原 本	状	1		
3137 F609	F 2		7月9日 ・亥	覚	○平口五郎右衛門(身成村) ●上	金18両1朱、使い幸吉により、儘に請取る。更に、江戸より皆へ2朱と259文取替え分差上と付加。この金子、藤枝難で到着。	(旧目録P159)	原 本	状	1		
3138 F818	F 2		10月29日 ・亥	覚	○山口屋庄五郎◎ ●岡の谷松兵衛	洞雲寺講掛金、7両3分1朱、儘に請取る。	(旧目録P160)	原 本	状	1		
3139 F746	F 2		亥	預り申無尽金證文之事	○記載なし ●記載なし	私家普請のため、金4両2分を預かる。質物を書入れ、夏・冬両度づつ掛け払いたい。案文。	(旧目録P137)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
3140 F880	F 2	8月9日 ・壬	書状	○二又村:西野平四郎 ●岡野谷松兵衛々々御中	先日差上げた茶釜の代金、儘に請取る。大橋方への荷物の代金、請取る。	(旧目録P166)	原本	状	1		
3141 F870	F 2	1月19日	書状	○林光院 ●上河内村:岡野谷松兵衛	一色村の助右衛門にお願いした時ヶ谷村耕雲寺の一件、檀中を集めて相談の結果、金子不足のため、貴殿に借用したいと決定。古郷に書状を出し、助成を願っているが、古郷からの書状が届く11月頃まで、金1両を借用したい。近日、和尚の書状を差上げる。	(旧目録P179)	原本	状	1	○	94
3142 F871	F 2	1月24日	書状	○みなり村:平口五郎右衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	家の普請につき、金5両を貸して頂きたい。2月中には、必ず返済するので、使いの者に渡してほしい。	(旧目録P131)	原本	状	1		
3143 F999	F 2	1月25日	書状 (包紙あり)	○身成村:平口仙次郎 ●上河内村:岡野谷若旦那	金子借用へのお礼。仙次郎父の伊勢出立の際のわさびかすずけの願い。	(旧目録P131)	原本	状	1		
3144 K82	F 2	1月26日	口上	○石上:甚左衛門 ●上河内村:岡のや松兵衛	来る28日、太々講開催につき、御来光を願う。	(旧目録P214)	原本	状	1		
3145 F819	F 2	2月6日	書状	○五郎右衛門 ●岡野谷	無尽預り先が、仙郎から五郎右衛門に移る。山口屋別家の借金に付いて、田中様・稲川親子も登場。田中様御払い米の話となり、松兵衛に伝える。	被損甚大 (旧目録P303)	原本	状	1		
3146 F1000	F 2	2月7日	書状	○いしがみ:康平 ●岡野谷松兵衛	伊勢屋傳兵衛よりの為替手形はどうなっているか。江戸表に出かけているので、為替の権を片付けたい。都合悪ければ、少しずつでもなるべく早く、片付けてほしい。	(旧目録P179)	原本	状	1		
3147 F407	F 2	2月12日	書状	○石上村:八左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	八左衛門が無心したところ、取替えいただいたことへのお礼。なお残金1両證文の通り、取替え願いたい。	(旧目録P134)	原本	状	1		
3148 F1006	F 2	2月20日	書状	○西野平蔵 ●岡野谷松兵衛、御隠居	金子5両、3月10日頃まで、立替を願う。	(旧目録P134)	原本	状	1		
3149 F797	F 2	3月29日	覚	○(駿州身成):五郎右衛門 ●「上	嶋田無尽金として、金16両2分2朱と268文、内金16両3分請取り、差引540文を返す。	(旧目録P161)	原本	状	1		
3150 F1015	F 2	4月7日	覚	○二又:西野◎ ●「上	1貫36文、金として2朱と228文。2朱と300文を請取り、差引68文を返す。	(旧目録P162)	原本	状	1		
3151 F873	F 2	4月29日	書状	○阿主南寺 ●岡野谷松兵衛	先に借用した金子代として、下茶を少々差上げる。大日山での行事が2日で終わり、お礼に金子を差上げたい。ついては、2分の金子を5月中に差上げるので、借用願いたい。	(旧目録P134)	原本	状	1		
3152 F739	F 2	4月	覚	○記載なし ●記載なし	講掛金の小割。	(旧目録P137)	原本	状	1		
3153 F1018	F 2	5月2日	書状	○西の平蔵 ●岡の谷御両君	平蔵の当座における恩借の一件。私は、一向に存せず、昨夕白井の伝次郎より金子のことで手紙がきて、驚いている。何卒お許しを願いたい。	(旧目録P180)	原本	状	1		
3154 X83	F 2	5月14日	書状	○一色村:助左衛門 ●上河内村:松兵衛	金子に困った助左衛門が、金1両を借用。金子を清八に渡してほしい。	(旧目録P305)	原本	状	1		
3155 F638	F 2	5月22日	覚	○多吉◎ ●岡野谷松兵衛	金1両、儘に請取る。	(旧目録P186)	原本	状	1		
3156 F412	F 2	6月5日	覚	○山口屋庄五郎◎ ●の岡の谷松兵衛	洞雲寺講の掛金3両3分、平左衛門を使い、儘に請取る。	(旧目録P136)	原本	状	1		
3157 F874	F 2	6月9日	書状	○丸一 ●「上	明日、家山が無尽の定日。過日は、金子不足のため、延行。この度はお出まし願いたい。茶相場も、二又や小川辺まで来ているが、私共は入り兼ね、迷惑に思う。	(旧目録P136)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3158 F202	F 2	6月10日	書状	○西野平四郎 ●岡野谷松兵衛	笹間渡謙につき、私への落札願いを聞き入れていただき、ありがたい。金子は、古松にわたしてほしい。謄文は、村方浅右衛門引受けの印形を差上げる。	(旧目録P136)	原本	状	1		
3159 F647	F 2	6月12日	書状	○塩本カ: 甚兵衛 ●河内村: 御苗松兵衛	今日まで借用の麦8俵を請取っていただきたい。金子2両を借用願いたい。	(旧目録P131)	原本	状	1		
3160 F648	F 2	6月14日	覚	○本町: 太吉◎ ●岡野谷松兵衛	金1両の請取の覚。	(旧目録P186)	原本	状	1		
3161 E56	F 2	6月17日	書状	○石上村: 登福寺 ●岡之谷松兵衛	前住職恩借金子について、新住職は飯料にも差支え現状。返済は、年賦にして頂きたい。	(旧目録P193)	原本	状	1	○	94
3162 F652	F 2	6月21日	笹間渡むじん金	○大森村: 市兵衛 ●上河内村: 松兵衛	無尽金9両2分、儘に請取る。	(旧目録P136)	原本	状	1		
3163 F864	F 2	6月24日	書状 (包紙入り)	○勝山利兵衛 ●上河内村: 岡野谷松兵衛	当春借用の金10両と利足分の金券、ようやく今日持参させたので、お請取り願いたい。	(旧目録P134)	原本	状	1		
3164 D283	F 2	6月26日	書状	○平野平蔵 ●岡野谷松兵衛	笹間村方の忠蔵は、質物を書入れて、寛政未年に金4両3分を借用。年季切れだが、返済ないので、糾明願いたい。	(旧目録P91)	原本	状	1		
3165 F76	F 2	7月5日 ・酉	書状 (包紙入り)	○嶋田川端: 中田屋久兵衛 ●上河内: 松兵衛	去る丑年に取替えた金子に付いて、返金の約定が6月晦日であるので、是非共返金願いたい。	(旧目録P134)	原本	状	1		
3166 F658	F 2	7月7日	書状	○小川: 油屋◎ ●上河内村: 「上	金4両2朱308文の請取状。	(旧目録P164)	原本	状	1		
3167 F1038	F 2	7月30日	書状	○「正増右衛門 ●上河内: 岡野谷松兵衛	21日より病気でよくなる。引合の金子が延々となっている。茶を売払って勘定するので、勘弁願いたい。	虫損甚大 (旧目録P134)	原本	状	1		
3168 F669	F 2	7月	覚	○さゝまど: 市左衛門 ●上河内: 松兵衛	無尽村分、金1朱、内74文返分。1石につき、260文返分。中屋無尽分。	(旧目録P165)	原本	状	1		
3169 F671	F 2	8月2日	覚	○二又: 平蔵 ●「上且那	金2両、儘に請取り、二又村の浅右衛門講に遣わした旨を伝える。	(旧目録P165)	原本	状	1		
3170 F962	F 2	8月11日	覚	○藤枝: 柿屋伝五郎 ●岡野谷松兵衛	金5両、使い平右衛門で儘に請取る。	(旧目録P153)	原本	状	1		
3171 F877	F 2	8月12日	書状 (包紙あり)	○身成: 平口七郎左衛門 ●上河内村: 岡野谷松兵衛	金子入用につき、金1両を借用願いたい。11月迄に、必ず返済する。詳細は、面会の折、申上げる。	(旧目録P165)	原本	状	1		
3172 F1043	F 2	8月13日	書状	○西の平蔵 ●岡野谷松兵衛・松助	講掛金について、会合の折、小掛の取調があるとの事。よろしく、心掛けを願いたい。	(旧目録P136)	原本	状	1		
3173 F418	F 2	9月28日	書状	○一色村: 助右衛門、使藤左衛門 ●上河内村: 岡野谷松兵衛	当年諸作違作により、困った助右衛門が、金5両の借用を願う。荷売払いの上、返済する。滞れば、来る4月の新茶で元利共勘定する。	(旧目録P132)	原本	状	1	○	94
3174 F426	F 2	10月1日	請取	○ぬくり: 古んや ●上河内村: 「上	梁代金1両の請取について、彦右衛門分と共に差引。つり88文、差し違わず。	(旧目録P172)	原本	状	1		
3175 F814	F 2	10月1日	覚	○平四郎◎ ●上河内村: 岡野谷松兵衛	利金4両3分4朱と164文の請取。	(旧目録P133)	原本	状	1		
3176 F883	F 2	10月8日	書状 (封紙あり)	○三双村: 龍光院 ●上河内村: 岡野谷松兵衛	年貢に差し詰まり、金1両取替え願いたい。近日、参上する。	(旧目録P167)	原本	状	1		
3177 X151	F 2	10月20日	口上	○二又: 世話人 ●上河内村: 岡野谷松兵衛・各々衆中	当月25日、平四郎宅にて開催の無尽講の通知。	(旧目録P307)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3178 F1053	F 2	11月6日	書状	○吉永屋:善兵衛 ●上河内:岡野谷松兵衛	為替金17両渡し、都合36両3分2朱を通帳へ、請取の控を。尚、当方金子入用につき、借用願いたい。	(旧目録P132)	原 本	状	1		
3179 F886	F 2	11月10日	書状	○駿州瀬戸:下田惣吉◎ ●上河内村:岡野屋松兵衛	金子借用願(金額・期限等なし)。	(旧目録P132)	原 本	状	1		
3180 F829	F 2	11月15日	書状	○笹間渡:太郎兵衛 ●岡野谷松兵衛	無尽仕入金として、1分2朱を借用願いたい。	(旧目録P161)	原 本	状	1		
3181 F1058	F 2	11月15日	書状	○二又より ●上河内:岡野谷松兵衛	藤枝木町の鉄藏と稲川右衛門の2人が、講について勘定たてで近日無尽出会したいと案内あり。貴殿も出席して、面会願いたい。今日、伊久美へ妻の商売に出るので、上妻の持ち合わせがあれば、お願いしたい。	(旧目録P136)	原 本	状	1		
3182 F697	F 2	11月21日	覚	○洞雲寺講世話人(角印) ●岡ノ谷松兵衛	金3両3分、儘に請取る。	(旧目録P136)	原 本	状	1		
3183 F586	F 2	11月26日	書状 (包紙入り)	○勝山利兵衛・勝山周助 ●岡野谷松兵衛	覚に、金10両借用と請取。札状に、金10両借用のお礼を述べる。	(旧目録P130)	原 本	状	2		
3184 F78	F 2	11月	覚	○洞雲寺講世話人 ●岡野谷松兵衛	洞雲寺無尽金8両1分を、書面の通り、継札で渡したので、請取願いたい。	(旧目録P93)	原 本	状	1		
3185 F703	F 2	12月1日	覚	○洞雲寺講世話人 ●岡のや松兵衛	洞雲寺講金3両3分、儘に請取る。	(旧目録P137)	原 本	状	1		
3186 F889-3	F 2	12月5日	書状	○二又:西野善郎 ●上河内:岡野谷庄兵衛	依頼された金30両、借入れ差上げるので、証文を送付願いたい。宛名は、岡野谷松兵衛、返済期限は、5月晦日限りとする。	(旧目録P169)	原 本	状	1		
3187 F891	F 2	12月11日	書状 (包紙入り)	○笹間渡:市川隠居 ●上河内:岡野谷	祝い事を19日と取決めた。龜五郎も参上すべきだが、年貢勘定で失札する。7月、借りた金子2分の返金ヲするが、残金2分に付いて葉、来年夏頃まで貸してほしい。	(旧目録P134)	原 本	状	1		
3188 F1060	F 2	12月12日	書状	○西の平藏 ●岡野谷松兵衛、松助	洞雲寺講の件、なかなかお金が集らず、御迷惑を掛けた。山口屋などに話したところ、11月5日ころ、可睡より借用したとのこと。これは不埒であるので、貴家より書状を出して、住職と掛合の上、勘弁願いたい。	(旧目録P137)	原 本	状	1		
3189 F44	F 2	12月14日	覚	○中河行長 ●上河内村:御役人	金200疋、使いの者より儘に請取る。	(旧目録P170)	原 本	状	1		
3190 C521	F 2	12月19日	書状	○記載なし ●松兵衛他1名	宿金1両2分、来春または夏迄、借用願いたい。返済滞れば、持ち馬を売って必ず返済する。近いうちにお目に掛り、お願いする。	(旧目録P70)	原 本	状	1	○	94
3191 F717	F 2	12月25日	書状 (包紙あり)	○家山:村松周庵 ●上河内:岡野松兵衛	金子借用願。	(旧目録P132)	原 本	状	1		
3192 F1072	F 2	閏12月	借用申金子之事	○堀田七大夫 ●岡野谷松兵衛	要用により、金1両借用。来る4月、元利共に返済する。	(旧目録P132)	原 本	状	1		
3193 F724	F 2	25日	覚	○柳屋新九郎 ●八百八	大2人分、小1人分、内1分請取。差引1貫132文渡しとある。取引品名は不明。	(旧目録P172)	原 本	状	1		
3194 X154	F 2	欠	欠	○欠 ●欠	当年、年貢・諸入用が滞っているので、今年は例年より金1両を借用したい。前後欠文。	(旧目録P310)	原 本	状	1		
3195 F425	F 2	欠	永ク譲り渡し申山地證文之事(下書)	○欠(裏書:上御仏前 石神甚左衛門) ●欠	去年卯年に、年貢納入に困った養父作兵衛が、当辰年の新茶を担保に金子を借用。養父急死で新茶も出来ない。そこで私の持山を質物に借用、永代貴殿に売る。	虫損甚大 (旧目録P118)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3196 C609	F 2	記載なし	書状	○記載なし ●記載なし	浅田屋清右衛門は、身上不勝手につき、講を企画。近辺の村方はあらかたはなしがまとまり、遠方の下泉・地名・笹間渡村他へも金額割振り目録を添え、賛同を求める順達の書状。	(旧目録P137)	原 本	状	1		
3197 E112	F 2	記載なし	書状	○岡の屋松兵衛 ●二又村:西野平四郎	昨年から金子無心しているが、山代金は返金。今日は、人を差遣すが、是非金10両お貸し願いたい(慶應2年古手紙入の袋にあり)。	(旧目録P118)	原 本	状	1		
3198 F80	F 2	記載なし	椎茸山山小屋場證文之事	○栗野山:庄吉 ●かし御とう主	この度、当村の松兵衛が貴方へ椎茸山を売り渡したが、その山内で小屋場が都合悪く、山代金1両2分で他に貸し渡した。山年数の内は、自由に設けて良い。但し、山仕舞役は返してほしい。	(旧目録P104)	原 本	状	1		
3199 F207	F 2	記載なし	借用申金子手形之事	○上河内村:借主伝四郎、同證人松兵衛 ●同村:源三郎	商売を始めるため、金1両を借用。質物として、茶烟1まきを指出し、返金滞れば、質物を請取られたい。	(旧目録P132)	原 本	状	1	○	94
3200 F210	F 2	記載なし	一作売渡申椎茸山證文之事	○記載なし ●記載なし	山代金80両。内、金20両は当亥年11月15日請取。来る寅年に30両。卯年に30両を兩年とも、春時に請取る。当亥年より来る10年迄10ヶ年内を自由とする。	(旧目録P118)	原 本	状	1	○	94
3201 F428	F 2	記載なし	覚 (包紙入り)	○三並村:新や伊兵衛 ●上河内:岡野谷松兵衛	金2朱ト405文、金2朱、金2朱ト48文の記載あり。	(旧目録P172)	原 本	状	1		
3202 F429	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	藤吉・乙助料人の金銭請取の覚書き。	(旧目録P172)	原 本	状	1		
3203 F430	F 2	記載なし	覚	○売主新太夫、同伊右衛門 ●記載なし	新太夫が杉山1枚を金4両でいなり嶋平十に、杉山1枚を金20両で中津の基助に売渡した。これにより、竹木売渡し山の調べについて、取り調べた處、書面の通り相違なし。竹と共に家普請の使用のために売り出したものである。	(旧目録P106)	原 本	状	1		
3204 F433	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	無尽講掛金の覚。1口 三郎介他、口数と氏名を記載。	(旧目録P322)	原 本	状	1		
3205 F435	F 2	記載なし	こより	○記載なし ●記載なし	「万治年号分六番 三本」とある。商品名等不明。元治の誤りか。	(旧目録P325)	原 本	状	1		
3206 F437	F 2	記載なし	永代売渡新山地手形之事	○上河内:山地売主五左衛門@、同證人五郎兵衛@ ●松兵衛	年貢賄金に困った五左衛門が、金子1両3分を借用。長患いにより、金子の勘定ができない。そこで、山地1まきを永代売りとしたい。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P119)	原 本	状	1		
3207 F438	F 2	記載なし	永代売渡新山地手形之事	○山地売主五左衛門、同證人五郎@、同證人惣右衛門@ ●松兵衛	年々の年貢金に困った五左衛門が、不仕合が続き、山地1巻きを金1両2分で渡す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P119)	原 本	状	1		
3208 F742	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	商品代金領収書。5両煙硝1斤、348文酒3升、100文川越酒代、〆て内1分預り、差引632文。拾文目4分せみ糸、内1分預り。2口惣差引165文とあり。	分類F-1に相当 (旧目録P174)	原 本	状	1		
3209 F743	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	蝦蟇等他8商品の覚。	分類F-1に相当 (旧目録P174)	原 本	状	1		
3210 F745	F 2	記載なし	「上	○記載なし ●記載なし	1分2朱88文「上分 他3件。〆て2分2朱と320文出分とあり。	分類F-1に相当 (旧目録P174)	原 本	状	1		
3211 F769	F 2	記載なし	相場覚	○記載なし ●記載なし	尾張・桑名・津・松坂・駿州・遠州等、夫々に升目を書上げる。相場一覽。	分類F-1に相当 (旧目録P182)	原 本	状	1		
3212 F771	F 2	記載なし	覚 一つたやのうつし	○記載なし ●記載なし	金2両3朱と168文、金1朱と88文、金100文の3口、〆て3両1朱60文の覚。	分類F-1に相当 (旧目録P175)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
3213 F794	F 2	記載なし	書状	○小川より ●岡野谷	当月25日、岡島村六郎左衛門殿無尽があるので、お知らせする。	(旧目録P176)	原本	状	1		
3214 F725	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	金子請取の覚。	(旧目録P173)	原本	状	1		
3215 F898	F 2	記載なし	書状 (包紙あり)	○拔里村:よね沢米作 ●上河内村:岡野谷松兵衛	無尽勧誘の書状。	(旧目録P137)	原本	状	1		
3216 F738	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	神膳・灯籠・灯心・火打・茶碗・碗・手拭地・鏝・鯛・板昆布・切昆布・鏝節・砂糖等、日用品の書付諸。	分類F-1に相当 (旧目録P174)	原本	状	1		
3217 F741	F 2	記載なし	昨年致置候鉄炮證文之事	○記載なし ●記載なし	昨年注文した鉄炮の件について、紙面の提出が遅び延びとなっているのは、なぜか。	分類F-1に相当 (旧目録P95)	原本	状	1		
3218 F761	F 2	記載なし	書状	○いしがみ ●岡野谷	平四郎から金子のことが難しいとの手紙あり。これまで話し合ってきたように、貴家で引請けたことであるので、なんとか繰合わせていただきたい。	(旧目録P175)	原本	状	1		
3219 F1092	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	覚書3件のメ金3朱4貫文として、金2分1朱248文、内金3分渡す。他2朱372文とあり。	(旧目録P177)	原本	状	1		
3220 F1095	F 2	記載なし	書状	○記載なし ●記載なし	入用に差支え、無心したところ、早速承知いただいた。11月には、返金の予定だが、都合が付かず、申訳ない。来春のお茶までには、返金する。	(旧目録P132)	原本	状	1		
3221 F1097	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	金2分2朱は、拔里出会の折に出金。金1両3分は、江戸出発の際、借用して出金した。	(旧目録P182)	原本	状	1		
3222 F1103	F 2	記載なし	覚(後欠)	○記載なし ●記載なし	18人の名と多額の金額記載。目的は不明。	(旧目録P177)	原本	状	1		
3223 F1104	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	金銭書上げの覚だが、用途不明。その他覚に、164文たばこ半玉、はなそめ364文とあるが、不名。	分類F-1に相当 (旧目録P177)	原本	状	1		

分類:G-1 交通・通信-宿駅

3224 D41	G 1	宝暦14年2月22日 (1764年)・申	朝鮮人来朝帰国諸入用 明細帳 上河内扣	○記載なし ●記載なし	①朝鮮人来朝諸掛りの覚②同帰国割当覚③琉球人参向帰国入用覚(明和1年11月参向、12月帰国)の3帳。川越人足代、村負担などを具体的に記す。	(旧目録P55)	原本	横帳	3	○	94
3225 F204	G 1	(延宝4年) (1676年)	乍恐以書付宿金拝借御 断申上候	○記載なし ●記載なし	金3両と永330文、利足月1割5分。嶋田宿御救金の内、借用相違なし。宿の御金貸付の否やお尋ねにつき、回答。	被撰書大 (旧目録P84)	原本	状	1		
3226 A71	G 1	享和3年11月 (1803年)・亥	拝借仕金子之事	○駿州志太郡笹間村下組:拝借人名主伊左衛門◎、同利兵衛◎、證人五郎右衛門◎他3名 ●嶋田御役所	「寛政元年(1789)嶋田宿御伝馬役之者御貸付金」の内から、11両を年利1割5分で借用。質物として、畑地を書入れている。途中、寛政5年に貸金10両とあり、返済期日が文化元年(1804)11月で、元利共返済する。	(旧目録P192)	原本	状	1	○	94
3227 G18	G 1	文化3年11月 (1806年)・寅	拝借仕金子之事	○駿州志太郡笹間村下組:拝借人太郎右衛門◎、同甚左衛門◎、證人利兵衛◎、松兵衛◎、孫左衛門◎ ●嶋田御役所	「宝永元年(1704)嶋田宿御伝馬役之者御救御貸付」の内から、金2両3分を拝借。質物として、高6石8斗2升3合地を書入れ、年利1割半で来る卯年11月19日限りで返済する。	(旧目録P188)	原本	状	1	○	94
3228 A72	G 1	文化5年11月 (1808年)・辰	拝借仕金子之事	○駿州志太郡笹間村下組:拝借人伊左衛門◎、同利兵衛◎、證人名主松兵衛◎、他村役人3名 ●嶋田御役所	「寛政元年(1789)嶋田宿御伝馬役之者御貸付金」の内から、5両2分を年利1割5分で借用。質物として、畑地を書入れている。文化6年(1809)11月19日を期日とし、元利共返済する。来る文化7午年に4両2分を借用。	(旧目録P188)	原本	状	1	○	94

分類:G-1 交通・通信一宿駅

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3229 A73	G 1	文化6年11月 (1809年)・巳	拝借仕金子之事	○駿州志太郡笹間村下組:拝借人伊左衛門◎、 同利兵衛◎、證人名主松兵衛◎、他村役人3名 ●嶋田御役所	「寛政元酉年拝借嶋田宿御伝馬役之者御救御貸付金」の内より、金4両2分を拝借。年利1割5分で、質物として高15石2斗5升7合9勺の田地を書入れた。寛政11末年には3両となり、この返済が文化7年午年11月19日で、元利共返済する。	(旧目録P188)	原本	状	1	○	94
3230 A74	G 1	文化6年11月 (1809年)・巳	拝借仕金子之事	○駿州志太郡笹間村下組:拝借人太郎右衛門◎、 同甚左衛門◎、同利兵衛◎、證人松兵衛◎、 百姓代孫左衛門◎ ●嶋田御役所	「宝永元申年(1704)拝借嶋田宿御伝馬役之者御救御貸付金」の内より、金1両1分を、年利1割半で拝借。質物として、高6石8斗8升3合を書入れた。この借金は、寛政11年には1両2分となり、その返済日が文化7年午年になっている。11月19日までに元利共返済する。しかし、困窮により、不可能となった。	(旧目録P188)	原本	状	1	○	94
3231 G19	G 1	文化7年11月 (1810年)・午	拝借仕金子之事	○駿州志太郡笹間村下組:拝借人太郎右衛門◎、 同甚左衛門◎、證人利兵衛◎、同名主松兵衛◎、 同百姓代孫左衛門◎ ●嶋田御役所	「宝永元年嶋田宿御伝馬役之者御救御貸付金」の内より、金1両1分7厘を拝借。質物として、高6石8斗8升3合地を書入れ、年利1割半で来る未の11月19日限りに返済する。	(旧目録P188)	原本	状	1	○	94
3232 A75	G 1	文化7年11月 (1810年)・午	拝借仕金子之事	○駿州志太郡笹間村下組:拝借人伊左衛門◎、 同利兵衛◎、證人名主松兵衛◎、他村役人3名 ●嶋田御役所	「寛政元酉年拝借嶋田宿御伝馬役之者御救御貸付金」の内より、金3両2分を拝借。年利1割で、質物として高15石2斗5升7合9勺の田地を書入れた。この返済が文化8年未年11月19日で、元利共返済する。来る申年式2両2分の證文を差出す。	(旧目録P188)	原本	状	1	○	94
3233 A78	G 1	文化8年11月 (1811年)・未	(前欠)證文	○駿州志太郡笹間村下組:拝借人伊左衛門◎、 同利兵衛◎、證人名主松兵衛◎、他村役人3名 ●嶋田御役所	「寛政元酉年拝借嶋田宿御伝馬役之者御救御貸付金」の内より、金2両2分を拝借。年利1割で、質物として高15石2斗5升7合9勺の田地を書入れた。この返済が文化9年申年11月19日で、元利共返済する。	虫損多し (旧目録P188)	原本	状	1		
3234 G17	G 1	天保3年1月 (1832年)・壬申	東海道中附日記	○駿州志太郡東川根上河内邑:岡壁谷氏松輔 ●記載なし	①東海道各宿・里程、秋葉より御泊への里程、四日市より伊勢への里程。 ②伊勢参宮日記の小遣いなどを記す。	(旧目録P189)	原本	横 紙	1	○	94
3235 F397	G 1	7月24日	覚	○赤坂宿御定宿:喫煙屋庄五郎 ●御客様	4人分の旅籠代、金2分800文。酒・肴代、金2朱と148文。計金2分2朱948文、儘に請取る。	(旧目録P154)	原本	状	1	○	94
3236 C619	G 1	11月1日 ・申	廻状	○嶋田御役所 ●各村名主組頭	嶋田宿助成金の内、拝借金を来る19日に元利共滞りなく返納するように。もし来る酉年も拝借するなら、利足1割を納め、残金・質地證文を差出すよう、廻状を順達する。	(旧目録P189)	原本	状	1	○	94
3237 G9	G 1	3月5日	書状	○窪嶋作右衛門、窪嶋市郎兵衛 ●(村継)	朝鮮人來朝につき、往還筋普請所、その他の各所(本多準正少弼、仙石丹後守、荻原近江守、大久保大隅守に掛かる領知)への廻状。	(旧目録P190)	原本	状	1		
3238 G15	G 1	記載なし	書状	○記載なし ●記載なし	今晚、私方が御用宿に指定されたので、申上げる。	(旧目録P190)	原本	状	1		

分類:G-2 交通・通信一助郷

3239 G5	G 2	天保7年12月 (1836)・申	御泊り入用定	○記載なし ●記載なし	御1頭1夜御泊宿料金1分。御2頭1夜泊り宿料金1分2朱。以下、同様。高掛り割合。	(旧目録P189)	原本	状	1		
3240 G3	G 2	弘化4年12月 (1847年)・未	①助郷御免願惣代入用 ②・同御出約御泊り入用 ③・同村役人参会入用 右割合帳	○記載なし ●記載なし	①永1貫650文8分、②・③銀13匁銭800文。これを高割に分ける。笹間村下組8組(家数91軒)ごとに記載。	(旧目録P189)	原本	状	1		
3241 G2	G 2	安政5年冬 (1858年)・午	覚(返納助郷)	○記載なし ●記載なし	286文、五郎兵衛。263文、惣右衛門。22名の記録。内、寺7文。	(旧目録P184)	原本	状	1		
3242 G464	G 2	安政6年11月20日 (1859年)・未	覚	○藤枝宿登方:問屋年寄◎ ●笹間村下組御役人中	金2両3分、永81文4分5厘。この銭552文。来る申年3月より酉年2月までの人馬与荷働の示談金、儘に請取る。	(旧目録P189)	原本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分 類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原 写区 別	形 態	数 量	撮 影	番 号 コ ピ ー 保 管
3243 G466	G 2	8月22日 ・子	書状	○藤枝宿:間屋年寄 ●瀬戸之谷村・瀧澤村・伊久美村・笹間村・拔里村・家山村・身成村	余荷人馬のこと。この廻状がつき次第、早々出銭願いたい。「慶應2年古手紙入」の中にあり。	(旧目録P190)	原 本	状	1		
3244 G24	G 2	9月10日 ・子	書状	○上組:名主八郎左衛門 ●下組:御名主衆中	藤枝助郷勤役金高100石につき、金15両2分の割合、20日迄に間屋方迄持参のこと。笹間村両組助郷勤高66意志、これを上下に振り分ける。	(旧目録P185)	原 本	状	1	○	94
3245 G467	G 2	11月晦日 ・子	覚 (包紙入り)	○上組:名主 ●下組:御名主	助郷高のことを別紙に明細を書付け、送付。そのなかの覚に、高66石藤枝余荷助郷として、上下2組の各高を記す。	(旧目録P184)	原 本	状	1	○	94
3246 D274	G 2	12月24日 ・丑	書状	○三並組:名主 ●下組:横元	丸子宿助郷出役の負担金。下組分23両453文(23両2分68文)。割合届けてほしい。	(旧目録P87)	原 本	状	1		
3247 G8	G 2	2月8日 ・酉	廻状	○駿府紺屋町役所:寺西直次郎 ●寺西直次郎御代官所駿州志太郡身成村・笹間村・伊久美村、本多豊前守領分瀧沢村・瀬戸之谷村、岡崎兼三郎支配所家山村・拔里村	右の村々は、道中奉行より藤枝宿増助郷勤の指令が出たので、村役人惣代の者、1、2人ずつ、来る18日紺屋町役所に印形持参の上、出頭せよ。	(旧目録P184)	原 本	状	1	○	94
3248 G442	G 2	2月26日	書状	○身成村:名主 ●上河内村:名主	人馬雇金を藤枝宿へ出金、持参せねばならないが、その出役に付いて、伊久美村にお願いしたい。御村からも、声を掛けてほしい。	(旧目録P184)	原 本	状	1		
3249 G10	G 2	3月13日	書状	○下組:名主 ●上組:名主	瀧沢村添状により、回送した助郷取替の書付、14日までに瀧沢村に返すので、御村調切の上、今日中に当村へ返却願いたい。	(旧目録P184)	原 本	状	1		
3250 G11	G 2	3月14日	書状	○下組:名主 ●上組:御横元	藤枝宿助郷につき、添状が送付されて来た。当村は、これに印形し、御地に返すので、身成村に継立願いたい。	(旧目録P190)	原 本	状	1		
3251 G12	G 2	12月8日	覚	○小川:近平 ●上河内村:岡野や松兵衛	助郷金3両を預かる。内金2両3分2朱と506文納入。残金290文から諸費差引90文を差上げるので、請取り願いたい。	(旧目録P184)	原 本	状	1		
3252 G14	G 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	二又における助郷役人の昼休入用として、提出。	(旧目録P184)	原 本	状	1		
3253 G459	G 2	記載なし	書状	○三井組合:名主 ●御横元	去る冬の助郷出役入用、金8両2分と銭2貫文は、私の取替分。この内より三井村分・高日向分を差引き、残は去年の出役不足分共に勘定願いたい。	(旧目録P185)	原 本	状	1		
3254 A94	G 2	記載なし	村方儉約取締之事	○記載なし ●記載なし	この度、東海道藤枝宿より差付されて、助郷を仰せ付けられたが、百姓は迷惑している。村方の諸事儉約として、博打賭の諸勝負はしない、小酒屋はしない豆腐油抜きをこしらえ売買しない、を挙げる。	(旧目録P7)	原 本	状	1		
3255 G470	G 2	記載なし	書状	○名主松兵衛 ●高日向組:御名主申右衛門	藤枝助郷の事で、小川甚左衛門方へ当月20日に8ヶ村のもの皆参会。貴殿もご苦勞ながらおいで願いたい	(旧目録P185)	原 本	状	1		

分類:G-3 交通・通信一通行

3256 G4	G 3	文化15年2月 (1818年)・寅	往来一札	○駿州志太郡藤枝宿洞雲寺 ●国々御席諸御役人中	洞雲寺旦那の男女11名が、この度、菩提一區巡礼、神社・仏閣拝礼の旅に出る。よって、国々の関所を通していただきたい。途中、日暮には一夜を願いたい。病死したら、その土地の差方で処理してほしい。	(旧目録P189)	原 本	状	1	○	94
3257 G23	G 3	文政6年1月 (1823年)・未	一札之事 (包紙入り)	○駿府紺屋町山田茂左衛門御代官所駿州志太郡笹間村之内上河内村:名主松兵衛 ●宿々村々御役人衆中	上河内村同行の者、心願により、再権巡礼井金毘羅山まで参詣する。道中、海川関所の通行、万一、差支えて難渋している時、御地での御厚恩の取り計らいを願う。	(旧目録P189)	原 本	状	1	○	94
3258 G21	G 3	(天保6年)閏7月6日 (1835年)	(船賃渡覚)	○難又(藤枝:難屋又助) ●記載なし	金3両。徳田屋吉右衛門船相渡とある。	(旧目録P188)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3259 G6	G 3	弘化3年3月 (1846年)・午	差上申一札之事	○駿州志太郡身成村:百姓代藤右衛門、組頭助左衛門、名主五郎右衛門、笹間渡村:名主次郎左衛門、鶴岡村:名主新左衛門 ●嶋田川方御役人中	当3月28日、大井川川支えの節、岡部宿の伝吉・伝五郎の2人が、5人の旅人を案内し、身成村の寅之丞・松右衛門・由藏3人に御制禁の桶越を頼み、実行せんとする時に、川役人に発見された。大変な事なので、笹間渡と鶴岡の名主に頼み、寅之丞他2人は、1年間村方に置かない村法で扱うこととした。	(旧目録P189)	原本	状	1	○	94
3260 G443	G 3	3月6日 ・子	覚	○藤枝下伝馬町:健屋又助 ●岡野谷松兵衛	御状1通、江戸大伝馬町富田利兵衛御行、儘に請取り届ける、とある。	(旧目録P183)	原本	状	1		
3261 K88	G 3	11月 ・卯	覚	○無量寺役僧(角印) ●笹間村下組御役人中	止宿料銭400文、儘に納入した旨の覚。	(旧目録P209)	原本	状	1		
3262 G20	G 3	3月12日	覚	○門屋十兵衛 ●岡野谷松兵衛	未聞7月(天保6年)書入れの徳田屋吉右衛門船「上権茸15両分 内運賃・駄賃等差引き、相渡す。	(旧目録P185)	原本	状	1		
3263 G445	G 3	4月1日	(覚)	○木町:多吉 ●上河内:岡松	金1両、伝四郎分、駄賃銭。請取る。	(旧目録P185)	原本	状	1		
3264 I49	G 3	8月29日	書状 (包紙入り)	○焼津湊:船行事船持中 ●河内村:岡野屋松兵衛	焼津湊松村惣五郎船、沖船頭佐右衛門乗船が、6月28日、焼津湊出帆。日和悪く、豆州浦々に滞船し、8月22日、ようやく下田湊を出帆、しかし、風波強く、同日7つ時、大嶋湊に着いたが、船荷物もまれて燃え一同途方にくれ何事も出来なかった。当湊の清右衛門・沖船頭徳兵衛船に助けられ、浦賀に上陸。飛脚により一昨日27日に到来、報せる。	(旧目録P192)	原本	状	1		
3265 A119	G 3	9月4日	書状	○七郎左衛門 ●平口五郎右衛門	御役人、鍋島・渡嶋・当組御見分、笹間川桶越にて出立。古き書物のうち、天保5・6・7・8の出来方帳が見当たらず、心当りあらば、お知らせ願いたい。	(旧目録P91)	原本	状	1		
3266 G22	G 3	記載なし	(船賃渡覚)	○記載なし ●記載なし	①10月27日出、金2両2分。②2月6日出、金2両2分。相届かず。③門(屋)十兵衛金3両、徳田や吉右衛門乗、右相届分。	(旧目録P188)	原本	状	1		

3267 A100	G 4	享保21年2月28日 (1736年)・辰	覚	○記載なし ●記載なし	下江の長慶寺から始まり、清水村の清水寺・東光寺村の東光寺・相賀村の石田佐門、伊太の静居寺・笹間の松兵衛・せとのや普門寺・瀧沢伝兵衛・上河内幸更寺など、15人の名を挙げ、伝馬町万屋御三人衆より相添え、嶋角右衛門様へ申出る様仰せ付けられたとある。	(旧目録P6)	原本	状	1		
3268 G462	G 4	3月18日 ・子	覚	○三度屋十兵衛 ●岡野谷松兵衛	早状1通。江戸神田連雀町小田原屋長兵衛方へ、間違いなく届ける。	(旧目録P183)	原本	状	1		
3269 G447	G 4	4月16日 ・子	(駄賃請取)	○木町:多吉 ●上河内:岡野谷松兵衛	駄賃金1両、使い平左衛門で儘に請取る。	(旧目録P185)	原本	状	1		
3270 G461	G 4	12月 ・子	覚	○(藤枝上伝馬):三度屋十兵衛 ●岡野屋松兵衛	早状1通200文。小田原屋十右衛門他4名、3月18日から12月4日にかけて送り、右の通り相済しとある。	(旧目録P183)	原本	状	1		
3271 G450	G 4	1月21日 ・丑	覚	○藤枝下伝馬町:健屋又助 ●岡野谷松兵衛	廻状1通200文。江戸本町4丁目大橋太郎次郎行き、使い橋本平左衛門、金子請取る。	(旧目録P183)	原本	状	1		
3272 F469	G 4	1月26日 ・丑	覚	○(藤枝宿)袖屋又助 ●岡野谷松兵衛	3月5日、200文、早状。金子請取る。	(旧目録P不明)	原本	状	1		
3273 F487	G 4	12月25日 ・丑	覚	○(藤枝上天満町)三度屋重兵衛 ●岡野屋松兵衛	駄賃600文、儘に請取る。	(旧目録P183)	原本	状	1		